

決算特別委員会記録（第1号）

令和5年10月12日 木曜日 午後1時24分開議
委員長 山科春美 副委員長 伊藤健一

出席委員（18名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	亀井博人	委員
3番	今田浩徳	委員	4番	鈴木啓太	委員
5番	坂本健太郎	委員	6番	田中功	委員
7番	山科春美	委員	8番	鈴木法学	委員
9番	辺見孝太	委員	10番	渡部正七	委員
11番	新田道尋	委員	12番	八鍬長一	委員
13番	伊藤健一	委員	14番	山科正仁	委員
15番	高橋富美子	委員	16番	佐藤卓也	委員
17番	小野周一	委員	18番	小嶋富弥	委員

欠席委員（0名）

欠員（0名）

事務局出席者職氏名

局長	山科雅寛	総務主査	笹原佳子
主任	小松真子	主事	秋葉佑太

本日の会議に付した事件

委員長の互選

副委員長の互選

開 議

新田道尋臨時委員長 ただいまから委員会条例第10条第1項の規定に基づき決算特別委員会を開き、委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、私、新田道尋が臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は18名です。

欠席通告者はありません。

これより決算特別委員会を開きます。

委員長の互選

新田道尋臨時委員長 委員会条例第9条第2項の規定により委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選によることとし、臨時委員長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に山科春美委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました山科春美委員を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、山科春美委員が委員長に当選されました。それでは委員長と交代いたします。

御協力ありがとうございました。

(臨時委員長退席、委員長着席)

山科春美委員長 ただいま決算特別委員長に当選いたしました山科春美でございます。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

副委員長の互選

山科春美委員長 これより委員会条例第9条第2項の規定により副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選によることとし、委員長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に伊藤健一委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました伊藤健一委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました伊藤健一委員が副委員長に当選されました。

伊藤健一副委員長、よろしくお願いいたします。

散 会

山科春美委員長 それでは、10月20日金曜日午前10時より決算特別委員会を本議場において開催いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。
御苦労さまでした。

午後 1 時 2 8 分 散会

決算特別委員会記録（第2号）

令和5年10月20日 金曜日 午前10時00分開議
 委員長 山科春美 副委員長 伊藤健一

出席委員（18名）

1番 佐藤悦子 委員	2番 亀井博人 委員
3番 今田浩徳 委員	4番 鈴木啓太 委員
5番 坂本健太郎 委員	6番 田中功 委員
7番 山科春美 委員	8番 鈴木法学 委員
9番 辺見孝太 委員	10番 渡部正七 委員
11番 新田道尋 委員	12番 八鍬長一 委員
13番 伊藤健一 委員	14番 山科正仁 委員
15番 高橋富美子 委員	16番 佐藤卓也 委員
17番 小野周一 委員	18番 小嶋富弥 委員

欠席委員（0名）

欠 員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長 山科朝則	総務課長 西田裕子
総合政策課長 川又秀昭	財政課長 小関孝
税務課長 津藤隆浩	市民課長 伊藤リカ
環境課長 岸 聡	成人福祉課長兼福祉事務所長 横山浩
子育て推進課長兼福祉事務所長 鈴木則勝	健康課長 佐藤朋子
農林課長 柏倉敏彦	商工観光課長 小関紀夫
都市整備課長 長沢祐二	上下水道課長 矢作宏幸
会計管理者兼会計課長 加藤 功	教育長 高野 博
教育次長兼教育総務課長 渡辺政紀	学校教育課長 杉沼一史
社会教育課長 伊藤幸枝	監査委員 大場隆司

監事	査務	委員	局長	大江	周	選挙管理委員会	委員長	武田	清治
選挙	管理	委員	会長	今田	新	農業委員会	会長	浅沼	玲子
農事	業務	委員	会長	叶内	敏彦				

事務局出席者職氏名

局	長	山科	雅寛	総務	主査	笹原	佳子
主	任	小松	真子	主	事	秋葉	佑太

本日の会議に付した事件

議案第70号令和4年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

開 議

山科春美委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は18名です。

これより決算特別委員会を開きます。

本特別委員会に付託されました案件は、議案第70号令和4年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第76号令和4年度新庄市下水道事業会計決算の認定についてまでの7件であります。

審査に入る前に、審査及び本委員会の進行に関する主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩を取りながら進めてまいります。質問は、決算に関する資料の名称とページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。

また、会議規則第116条第1項に、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定しておりますので、これを遵守願います。

本日は午後4時頃の終了をめどに進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方より御協力をいただきますようお願いいたします。

以上、ただいま申し上げました点につきまして特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、ただいまから審査に入ります。

議案第70号令和4年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

山科春美委員長 それでは、初めに議案第70号令和4年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定に

ついてを議題といたします。

一般会計の審査につきましては、歳入と歳出を分けて質疑に入ります。質疑は、答弁を含め、歳入と歳出においてそれぞれ1人30分以内といたします。

それでは、質疑に入ります。

一般会計の歳入について、質疑ありませんか。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

山科春美委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） おはようございます。議席番号8番、鈴木法学です。よろしく願いいたします。

それでは、令和4年度歳入歳出決算書、ページ数は66ページから67ページにかかってあります18款1項2目のふるさと納税基金について質問させていただきます。1点だけですが、よろしく願いいたします。

ふるさと納税寄附金は、近年、新庄市における大きな歳入、収入額となっております。このふるさと納税寄附金が令和4年度新庄市一般会計決算審査意見書の14ページにも記載のあり、前年度に比べ1億7,680万8,000円、パーセンテージにいたしまして13.8%減少し、収入額が11億354万2,000円となっております。前年度より減少した要因をまずは教えてください。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 おはようございます。

それでは、ふるさと納税の質問ということで、私のほうから御答弁申し上げますけれども、前年度から減少した要因というふうなことにしましては、一般質問のときにも触れたかと思っておりますけれども、やはりサイトの上位にあった米のランキングが年々下がってきているというふうなことで、これまでふるさと納税のサイトのほうで上位にあったときには、そこから派生してといいますか、そこから別な返礼品のほうにもアクセスしていただいたというふうな経過が

あったと思うんですけども、それが上位のほうからだんだん落ちてきているというふうなことで、なかなかそこを基準にしてほかの返礼品に到達していただくまでに、やはりこれまでとはちょっと数的に減ってきているというふうなところが寄附額が減少している要因として捉えておりますので、今後は広告等を基本的に、効果的に活用した形で、広告費も今話題となっております経費の50%の中に収める必要が出てきますので、いっぱい打てばいいというふうなものにはちょっと今度はなり得なくなってきておりますので、効果的なタイミングで、経費を超えないようにして、寄附額をきちんと収納できるような形で検討していきたいというふうに考えておりますけれども、原因としては以上のような形となっております。

以上でございます。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

山科春美委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） ただいま御説明ございました。お米のランキングが下がってきている、あとはその他の商品にも前はアクセスがあったというところで、そういった意味でいうと、そのアクセス数というのはカウント、総合政策課のほうでは見れるような状況であると思ってよろしいでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 それぞれふるさと納税のサイトがございまして、そちらのほうで、今数等はちょっと把握しておりませんが、そちらのサイトのほうでそれぞれアクセス数でありますとか、カウントできるような形にはなっております。

以上でございます。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

山科春美委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） 了解いたしました。

そういったアクセス数なども、いろいろと統計上の参考になると思いますので、ぜひ手元に資料として起こしていただければと思います。

あとは、減少した要因に関してはまずは承知いたしました。

ふるさと納税制度は、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという思いを実現するため、そういった税負担を軽減することにより、寄附しやすくなるよう創設された制度ということで、さらには出身地じゃない方もたくさん第二のふるさととして考えて応援したいという方も本当に多いんじゃないかと、活用されているのではないかと思っております、私は以前より注目しております。

平成27年4月に申込書でしょうか、変更になり、選べる特産品も増えたということで、平成27年は初めて1億円台、そして1億7,000万円ほどになり、平成の終盤ですか、平成28年、平成29年、平成30年と7億円前後をキープするようになりました。コロナ禍での巣籠もり需要や、全国的に制度が浸透してきたこともあると思いますが、令和2年度の15億4,345万1,000円、令和3年度の12億7,035万円、そしてこのたびの令和4年度と、この3年間はかなりの寄附金があったといたします。しかしながら、この需要を一過性のものにせず、できれば維持、継続、さらには発展と進んでいってほしいという願いがございまして。今は大事な財源でございまして、まちづくり応援基金となっているからです。

その上でお聞きしますが、昨年度、令和3年度の決算特別委員会の中で触れましたふるさと納税の課題について、1つとして様々な場面での周知の不足を挙げられまして、2つとしてもっと積極的に様々な手法をもってプロモーション等を仕掛けていく必要性を説き、3つとして企業版のふるさと納税については受け身態勢ではなく積極的に打って出たいというお話が出ました。この点については、この1年を経過して

どうされたか、教えていただければと思います。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 ふるさと納税を集める中で企業版ふるさと納税の募集の方法というふうなことになりますけれども、これまで、今委員おっしゃるように、ふるさと納税の企業版につきましては、会社のほうにお任せといたしますか、一方的に寄附していただくのを待っていたというふうなところがありましたけれども、今お話しいただいたように、それでは駄目だというふうなことがあります、企業のほうに委託しましてダイレクトメールを発送していただいて、手数料はかかりますけれども、企業版ふるさと納税の寄附がなければ手数料がかからないという仕組みになっておりまして、寄附を頂いた場合にそのパーセンテージで委託料の手数料が発生するというふうな仕組みでありますとか、あとはサイトのほうに企業版のアップをした形になっておりまして、こちらのほうもそのサイトを通じて寄附があった場合に手数料を払うというふうな形になりますので、いずれもPR活動といたしますか、積極的にしておりますけれども、経費的にも企業版のふるさと納税寄附金があった場合にかかるような仕組みになっておりまして、なければ経費として発生しない仕組みになっているということで、経費の節減も含めてそういった形で考えてPRに努めているというふうなところがございます。

以上でございます。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

山科春美委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） ただいまダイレクトメールのお話がありました。あと、ちょっと企業版のほうのふるさと納税寄りの話になってしまったんですが、基本、ふるさと納税全体、全ての納税された方にダイレクトメールを送っていると捉えてよろしいでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 ふるさと納税の全体のほうには、個人版のほうには特にダイレクトメールというふうなことはやっておりません、ただ、ポータルサイトのほうを活用して寄附いただく方のほかに、現金で、紙ベースで納めていただくというふうな方もおりまして、そういった方につきましては引き続き継続的に寄附を頂くように、パンフレット等を郵送してつながりを保っておくような形で、そういった方に対してはそういうふうな形で取組を進めているというふうなところがございます。

以上でございます。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

山科春美委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） 御回答いただきました。

ふるさと納税に関して言えば、一つの私にとってはサービス、収益事業のように捉えますと、やはりお客様があつてのというところがございます。やはり過半数は常連のお客様といたします。リピーター、毎年購入したりとか、年に二度、三度という方もいらっしゃいますので、そういったダイレクトメール、ぜひ広く皆さんにお伝えしていただきながら、リピーターの確保をしていただければと思います。そういった方々がいることで、新規のお客さんの上積みになって初めて業績につながるかなと思っております。

また、そのダイレクトメールの中身には市のホームページにあるようなまちづくり応援基金活用事業、いわゆる実績報告的なものに準じた資料も含まれていると思っております。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 ただいまの御質問の実績報告的なものについては、PRするパンフレットとかを送る際には送付はしておりません。

以上でございます。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

山科春美委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） それでは、ホームページにあるような形で、ふるさと納税はこのように使われていますよというアプローチのみということでもよろしいですか。

了解いたしました。

まず課題解決に尽力されていることは本当に承知いたしましたので、引き続きよろしく願います。

また、先ほどちょっと触れましたアクセス数などの手持ちのデータを増やして、いろんな統計を取っていただきたいというところかというと、寄附を頂いた方、つまりはお客様の顧客データを管理するため、例えばではございますが北海道地区、東北地区のような地区ごとの納税統計、もしくは47都道府県ごとの納税統計を取り、どのような地域に山形県新庄市が選ばれているのか、またリピーター率が高い地域はどこかなどの統計データを取ることで、プロモーションの仕方もいろいろと特化できるのではないかなと思っております。手法も含めてですね。例えば何々県がすごくアクセス数が高い、あるいはお客さんが多いとなれば、その県に対して山形県新庄市を売り込むことも可能かなと思っております。そういった様々な角度で、今ある手元の情報を活用していただければと思います。

続いて、手元の情報といえばですが、令和4年度11月から開始された自治体マイページサービス、そして同じくサービスがスタートしたワンストップ特例制度、オンラインワンストップ特例申請でしょうか、こちらはマイページからログインすることで寄附状況の確認やワンストップ特例申請や変更届などの各種手続をインターネットから行えるようです。今回、令和4年度の決算ということで、始まったばかりのものになると思うんですが、このワンストップ

特例は郵送にて直接総合政策課にも申請できるようで、こういったところでいうと、今現在でもよろしいんですが、これらのサービスの内容を簡単に御説明と、現在の成果、マイページ登録者数やワンストップ特例申請数について、分かる範囲でよいので教えてください。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 ワンストップ特例制度に関する御質問でございますけれども、ワンストップ特例制度につきましては、それぞれ寄附をする自治体が、5か所までになりますけれども、1か所の自治体にワンストップ特例申請をすることによって、ほかの自治体にそういう申請をしなくても、1か所で5団体まで済むというふうな形のものになっております。

今議員が質問の部分につきましては、マイページへの登録者数でありますとか、ワンストップ関係の現在の制度を活用している部分の数値につきましては、大変申し訳ありませんが現状ちょっと把握しておりませんので、後ほどこちらについては御報告させていただきたいと思っております。大変申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

山科春美委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） 御回答いただきました。

こちらの自治体マイページサービス、本当に先ほど言いました顧客管理という面では、当事者といいますか、納税された方がどのぐらい納税されているか、本人も目に見えて分かって、さらに山形県新庄市を応援したいという気持ちになることと、あとは我々のほうでそういったデータベースとして活用できると思います。ぜひよろしくお願いいたします。もちろん後ほどどういったものか拝見できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは最後になりますが、令和5年3月定

例会にて小嶋議員より「個性を極めた新庄市のふるさと納税を」と一般質問の中でございました。その中で「観光や食事などのサービス提供といった体験型の返礼品の開発に注力する」と答弁がありました。ぜひこちらのほうも積極的に追加開発をよろしく願いいたします。

私からは以上です。よろしく願いいたします。

山科春美委員長 ほかにありませんか。

14番(山科正仁委員) 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

14番(山科正仁委員) おはようございます。

私のほうから、決算、歳入に関する質問をさせていただきます。

歳入といいますと市税とか交付税、それから寄附金、今鈴木議員からありましたが寄附金とか、その3本柱になるかと思いますが、私のほうからは市税における質問をさせていただきます。

市税の中に必ず出てくる不納欠損、それから収入未済額というのがありますが、収入未済額についてまずは御質問をさせていただきますが、令和3年度に収入未済額、これはトータルするとかかなり金額が大きいものですから、このうちからトップワン、ツーということで、市民税と固定資産税に関しての収入未済額を選んで質問させていただきます。

令和3年度の決算においては、1億7,700万円の収入未済額が確定しておりました。それを今年度、令和4年度決算において、調定されて、そして収入済みとなった額を教えてください。

山科春美委員長 暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 開議

山科春美委員長 休憩を解いて再開いたします。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 今、山科委員のほうから質問のありましたことについて回答いたします。

市民税につきましては、収入未済額は4,400万円程度となっております。固定資産税につきましては1億1,600万円程度となっております。決算書のほうの41ページに記載がありますとおりの額となっております。

以上です。よろしく願いいたします。

14番(山科正仁委員) 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

14番(山科正仁委員) ページ数を言わないで失礼しました。8ページになっておりますが、見やすいところで8ページでした。

収入未済額とかは、どうしても過年度を過ぎると、どこに含まれていって、どういうふうに調定されて、何が残っているのかというのが明確にならなかったものですから、質問させていただきました。

あと、不納欠損に関しても、引き続き令和3年度から収入未済になって、それから調定されて収入済みとなって、つまりもう完結したというふうな金額は幾らぐらいなのでしょう。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 今の山科委員の質問にお答えさせていただきます。

令和4年度の決算において不納欠損となった額につきましては、決算書の9ページにありますとおり、市税全体につきましては1,935万7,000円、市民税につきましては804万6,000円、固定資産税については976万7,000円となっております。

以上です。

14番(山科正仁委員) 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

14番(山科正仁委員) これは令和4年度の決算であって、令和3年度から繰り越されてきているので、その中でどれが調定されて、残とし

で残っているのかというのをはっきり聞きたかったんです。

これは別に金額を完全に聞きたいわけじゃなくて、先ほど申し上げたようにこの収入未済額、それから不納欠損の理由というのは大体聞きたいところではありますが、どうしても先ほど申し上げましたように、過年度に過ぎてしまうと、前年度決算からも引き続き来ている収入未済とか不納欠損額が訳分からなくなってしまうと。中で溶け込んでしまって、見えなくなるなという点で、きちっとして、引き継いできた金額は幾らかという点、お聞きしたのです。それは結構です。

では、令和4年度決算において約1億8,300万円ほどの収入未済があります。その収入未済額の1億8,300万円の理由、主な原因は何でしょうか。市民税と固定資産税に関してだけで結構です。お願いします。

山科春美委員長 暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時28分 開議

山科春美委員長 休憩を解いて再開いたします。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 市民税につきましては、コロナの影響等でまだ収入、所得の増につながっていない部分があるというふうに思われておりますので、その部分について未収金が増えているものと捉えております。

また、固定資産税のほうにつきましては、企業の業績はコロナの影響によるものは改善しているというふうに見ているところですが、原油価格等の高騰による物価高等により、法人の営業実績のほうはなかなか伸びないということで、未収のほうにつながっているというふうに捉えております。

以上です。

14番(山科正仁委員) 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

14番(山科正仁委員) ありがとうございます。

不納欠損に至るまでにいろんな経緯があろうかと思いますが、滞納処分になって、収入未済となって、不納欠損に至るまでの手続的な面をお聞きしたいと思うのですが、その流れ、最終的には不納欠損になって、時効にかかるといった点で、回収不能というふうになるまでのその手続だけを最初教えていただきたいと思います。勉強のためということで、お願いします。

山科春美委員長 暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 開議

山科春美委員長 休憩を解いて再開いたします。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 山科委員の質問にお答えさせていただきます。

初めに、納税いただけなかったというふうなことで、そういうふうな案件があった場合につきましては、初めに納税相談等で納税していただくためのいろいろなお話を聞いた上で対応しております。その中で、税の分納や延納などの取扱い等についてお話をさせていただきます。その後、まだ納めていただけないというふうなことになりますと、差押えというふうな手続に進むことになります。最終的には時効というふうな取扱いになりますけれども、まず初めに納税するに当たっては現年の課税分から優先して納税していただくこととなりますので、過年度分の収納につきましては、現年度分を優先した後に過年度分のほうに充当していくというふうな手続をしております。このような手続となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

1 4 番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

1 4 番（山科正仁委員） そうすると、主要施策の成果に関する説明書の39ページに、いわゆる執行停止とか不納欠損の状況が載っているんですけども、今課長がおっしゃった内容で考えると、納税相談をして、払わなかったら即差押えというような今説明があったんですが、時効関係は5年とか、いろいろ法的な問題があるんでしょうけれども、だからどのようにしてこの執行停止とかを重ねていって、その後に不納欠損になっていくという流れははっきり明確に分からないなあと思ったものですから、ただ、これの手続的なものを私問いたいもので、きちんと納税すべきものを納税していただけない方に対してどのような手続を踏んで、最終的には時効でもって不納欠損処理にしている、そこまでの流れというのを明確にやっぱりしておかないと、不公平感といいますか、税を納めなくてもしばらくすれば時効で消えてしまうんだというふうなニュアンスを与えてしまうんじゃないかなと私は心配しているものですから、その手続的な面をどのようにしっかりやっているかというのをちょっと聞きたいと思います。よろしくお願いいたします。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 山科委員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどの説明の中で不十分なところがありましたので、誤解を与えるような答弁をしまして大変申し訳ございません。

初めに、未収になった場合はこちらのほうで督促状や催告書などをお送りしまして、納税に努めるようにしております。その後に納税相談等を行いまして、納税相談の中で税金のほうを納付していただけるかどうかというようなこと

で、いろいろと納税者の方と相談をしながら、納税に努めるようにしておりますけれども、その中で調査する項目につきましては、納税していただくためにこちらのほうで財産調査ということで、預金や給与、生命保険などの財産調査を行いまして、その中で納税につなげられるような財産等がありましたら、基準に基づきまして差押えなどを実施することになります。

最終的にどうしても納税に結びつかなかった場合につきましては、時効というふうなことで、不納欠損というふうな取扱いになりますけれども、担当部署といたしましては、公平な税金を納めていただくという立場にありますので、十分財産調査を行いながら、納税者のお話を聞きながら、納税に努めている状況であります。

以上です。よろしくお願いいたします。

1 4 番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

1 4 番（山科正仁委員） ありがとうございます。

分かりやすい工夫というか、市民にもそういう流れというか、それがしっかり分かるような工夫というのが必要かと思います。先ほど申し上げましたように、不納欠損と収入未済に関しても、過年度で数年決算が重なってしまうとどこに行ったか分からなくなるという点も、我々も注意して見ていればいんでしょうけれども、なかなかそれが含まれてしまうと分からない点があります。ぜひ決算書に関しても別途例えば何か資料をつけるとか、こういうわけで収入未済はこの年度に関してはこれぐらい残っているととかという、そういう分かりやすいものがあれば、大変判断、市税の全体像として私たちが把握する上で非常に有効なツールになると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

私の質問を終わります。

山科春美委員長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 決算書41ページで、1款市税、不納欠損額、ただいま山科委員のほうから不納欠損額について質問がありました。時効5年とかという話もありましたが、納税にならないとき不納欠損にする、その判断する基準は何でしょうか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 今回の佐藤委員の質問にお答えいたします。

先ほど山科委員の答弁でもお話しさせていただきましたけれども、時効につきましては3年と5年というふうなことがありますけれども、督促状を送付して、届いた後から5年をもって不納欠損というふうな取扱いになります。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 分かりました。

どこで不納欠損になるかというのが分からないと、どこまでやればいいのかというのが職員も市民も分からないまま、私も分からないといけませんので、ここで時効になるところがあるんだということをやっぱりみんなが知っておく必要があるだろうなあというふうに思いました。

次に、決算審査意見書の43ページです。ここに未納の状況がいろいろ出ております。ここを見ると、心が痛む、胸が痛むような内容が載っていますが、それぞれの市税、そして保育所の入所負担金、また保育所副食費徴収金、学童保育負担金、生活保護費返還金、公営住宅家賃、定住促進住宅家賃、これは現年、令和4年の分の滞納の方の収入状況はどのような方がなっておられるのか。お金がいっぱいある方は大体払えると思うんですが、多分これらはダブっているといえますか、1人の方が収入がされないためにあれも払えないしこれも払えないしみたいな感じで追い詰められているような気がするん

ですが、収入状況はどのような年収の方がこのような主な未納が出てしまうのか、把握しておられるところでいいですので、お願いいたします。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 ただいま佐藤委員のほうから御質問があったことについてお答えいたします。

市税につきましての未納者の所得階層になりますけれども、100万円未満の方が全体の3割程度、未納者となっております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 収入あるいは所得かちょっと分からないんですけども、100万円未満という年収、こういう状況の中で私たちは暮らしていけるかという考えはないかということです。そもそも収入が少ない人に対して、税金とか負担金とかそういったものが多いのではないかと、多過ぎるのではないかと、こういう方々に減免できるような制度が必要ではないかと、そういうお考えなどは市ではないのでしょうか。

山科春美委員長 暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時44分 開議

山科春美委員長 休憩を解いて再開いたします。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 ただいまの佐藤委員の質問に対してお答えいたします。

税に関しては、税の公平性の下、基準に基づいた形で課税させていただいておりますので、税金の賦課という形については平等に賦課をさせていただいておりますので、税の減額ということにつきましては、制度の中で該当するもの、

しないものがありますので、単純に収入や所得が減ったから減免というふうなことにはなりませんので、あくまで制度の中で対応するような形になっております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ページ数ということで、今の決算審査意見書43ページの市税などの滞納の状況に関わってであります。

市役所というのは、字で書いてみていただくと分かるように、市民に役に立つところというところですか。そうじゃないでしょうか。市民で困っている人がいれば、役に立つところにならなければいけない。未納というのは、税金とかいろんな市から納めてほしいと言われるものが納められないというのは、非常に困っている市民だという認識は私は必要だと思います。非常に困っている市民にどう役立つところだということを示せるか、これが市役所だと思うんです。職員の皆さんは、そういう意味で一つ一つは税務課であれば税金を納税してもらうという、そういう専門家ではありますが、その人の生活は税金を納められない背景が深いところがある。一番はやっぱり収入が足りない、入るべきものがないから払えない方が多いと思うんです。そこに補填できるものはないかという発想とか、節税できるものはないかという発想とか、もしかしたら所得、収入、本当は控除ができるものを知っていれば、税金が安くなったかもしれないんです。市民税も、そして国保税も。そういったその人の生活をよく知ることができるのが納税相談だと思います。こういう家族構成で、例えば夫が病気をしたとか、あるいは母親が介護度5だとか、こういう施設に入っているとか、そういう全体を聞いた上で、節税になるかもしれない施策を御案内できるかもしれないという、そういうことを市民に知らせることができれば、

困っている市民は希望が湧いてくると思うんです。そういう希望を職員が市民に知らせることができる、それが市役所じゃないかと思うんですが、この認識はどうでしょうか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 ただいまの佐藤委員の質問にお答えさせていただきます。

質問の中で納税相談の部分についてお話がありましたけれども、納税相談にいらっしゃった方については、いろいろな状況等をお話をお聞きした上で、関係する部署に案内するように努めております。

また、申告相談などにおきまして、控除などの点がありましたら、いろいろな相談を伺いながら、担当部署につなげていくというふうに努めております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 大変ありがたい姿勢だと思います。

先日、税務課に納税相談で行ったときに、私の友人は大変いいアドバイスをいただいたようです。税金が納められないでいる夫がいたと。国保税でしたけれども、それは奥さんの社会保険の扶養になることができるかもしれないよと言ってくれたんです。ありがたくて、涙が出ました。その方向に今向かっているようです。今年国保税を納税しなくちゃいけないけれども、来年はもしかしたら社会保険に病気の夫を入れることができるかもしれない。そうなれば、節税になるわけです。納めることができる立場の1人になるかもしれないんです。

また、成人福祉課の職員は一人一人がエキスパートでありまして、一緒に行った相談者に対して、「これが使えるんじゃないでしょうか」「これが申請できるんじゃないですか」という

ふうに、福祉の担当者が自分の専門の部分の一つ一つ申請書を渡しながらか、書き方をやっあけることもやりながら、書けない人でしたから、申請書を書けない市民もおられるんです。そういう方に書いてあげることもしながら、申請書を書かせ、そして節税になる方法を教え、もしかしたら特別障害者手当をもらえるような方向に向かわせながら、その人の収入を増やしたり、税金が還付になるかもしれない、障害者控除認定になれば税金が還付になるんです。納めねばならない税金が遡って戻されるかもしれないんです。そうなったら、納税、納税と言っていたものが、そうじゃなくて、払わなくていいよ、返すよというふうになるかもしれない。そんなありがたい市役所の職員が新庄市役所には大変多くいます。その職員を大事にし、御案内する、それは多分納税相談のときに職員がそういうことを御案内できる知識を持っているか、そこで違ってくると思うんです。ただ目の前にいる方が税金を納めない、これが悪い、もしかしたら無駄遣いをしているんじゃないかみたいな感じで、ここにももしかしたらお金があるんじゃないかみたいに、取ることだけを考えている税務課ではなくて、その世帯の状況をよく見て、ここを使っている、医療費控除を知らないのかもしれない。福祉の紙おむつ支給になるかもしれない。そしたら支出が減るわけです。そういったことを、相手に沿ってよくお聞きし、時間をかけて丁寧に御案内する。そうしたら、「市役所に行ってよかった」と、「あの職員はいい」と、そういう市役所への信頼になるのが市役所だろうと思うんです。

そういう意味で、私は市職員の皆さん、幹部の皆さんだけでなく全ての職員の皆さんに、市役所は市民に役立つところであると。そのために、研修を積んでいただきたい。一人一人の知識スキルを上げていただきたい。そういう市になろうということを税務課長を先頭に皆さんに

知らせていただきたい、そう思うんですが、どうでしょうか。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

山科春美委員長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 ただいまの御提案につきましては、職員全体に関することですので、私のほうから御答弁させていただきたいと思います。

税務課にかかわらず、やはり市の職員として、いらっしゃった市民の方、お客様に関しては丁寧に接する、接遇という形で研修等も行ってるところではございますが、やはり職場の中でも上司あるいは経験年数の多い者が若い方に対して、こういう場合はこういうふうに声をかけをするようにとか、例えば庁舎の中でどちらに行ったらいいか分からないように思われる方がいらっしゃった場合に積極的に声をかけるとか、そういったところも含めて、より親しみやすく、また分かりやすい市役所を目指していきたいと思っておりますので、これからもそういった職員の資質の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ありがとうございます。

次に、審査意見書のページ12、地方交付税の推移が書いてあります。平成29年度を100として比較すると、令和4年度は112という地方交付税の状況だということです。令和4年度の歳入に占める割合が25.6%だということもそこから分かりました。

この地方交付税は、一般財源の重要な一角でありまして、そういう意味でも新庄市の命にも関わる重要なところであります。今後の交付税について、どう見ておられるか、国の財政運営などに関わってどう見ているか、お聞きします。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

山科春美委員長 財政課長小関 孝さん。

小関 孝財政課長 それでは、交付税の今後の見

込みということでの御質問でございましたので、私からお答えさせていただきます。

今年度の交付税ですけれども、確かに議員おっしゃるとおりでございます。普通交付税は対前年度比で5,300万円の減となっております。

今後の交付税の見込みということでございますけれども、まずは令和5年度の普通交付税につきましても、前年度より5,780万円ほど増加する見込みとなっております。これは昨年度の再算定で追加された部分ですとか、包括的経費の算定経費の増加がありまして、こういったものが要因で増加の見込みとなっております。確かに交付税というのは市の財源の非常に大きな部分でございますので、今後の見通しにつきましては、人口の減により減少していくという見込みもございますので、なおこの辺のところを注意しながら、運用に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 一番はお金、国の財政の状況を見ますと、国債残高は過去最高となっております。この過去最高というのはさきの戦争直後の国民総生産に対する国債残高の割合ですが、これが戦争へのお金に使ったことがありまして、大変上がったんです、戦後間もなく。調べたときに、それを実は今上回っている、国民総生産に対する国債残高がそのときを上回っている、ひどい状況になっております。先進国で最悪の借金財政です。それを支えるため、政府は日銀に超低金利政策を続けさせるようにしております。

その結果どうなったかということですが、日米の金利差が生まれているために、異常円安になり、物価高騰になっております。ここで今必要なこととして、この円安を止められない国の

政策になっております。お手上げ状態ではないか。

地方交付税の基になる国の財政がこのような状況になっている中で、地方交付税が今までどおり人数に応じて必要な金額が出るか、そういう心配はないか、どうでしょうか。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

山科春美委員長 財政課長小関 孝さん。

小関 孝財政課長 そういう心配がないかと言われると、大変心配な状況ではございますが、地方交付税の仕組みというものは、毎年それぞれの自治体について基準財政需要額と基準財政収入額を算定しまして、需要額が収入額を上回る自治体、つまり財源不足となる自治体に対して交付されるというものでございまして、その算定の方法も法律で決まっているものでございますので、当面の間はこのようなやり方で交付されるものだろうというふうに考えてございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） まず法律で決まっております。国は地方に地方交付税を出さねばならないというお話だったと思います。

先ほど言った国債残高、過去最悪、この状況は解決のめどが立たないような、めどが示せない今の政府じゃないでしょうか。このままでいったら、戦後間もなくやられたハイパーインフレ、100円の価値が1円の価値になったような、そういう状況にもなりかねない。そうなったら、幾ら同じお金が来たとしても、年金生活者、給料生活者、貯蓄、そして新庄市の財政についても、もしもハイパーインフレのようなことになったら、お金の価値がなくなってしまふ、使えなくなってしまふ、生活を守れなくなる、そのぐらいの大変な状態ではないかと思うんです。そういう意味では、国に対し、地方交付税の財源を守るためにも、財政の安定的な運営を真剣

にやっていただきたいと言うべきと思いますが、
どうでしょうか。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

山科春美委員長 財政課長小関 孝さん。

小関 孝財政課長 全くもって議員おっしゃると
おりだと思ってございます。県を通じて国に
様々な機会を通じまして要望していきたいとい
うふうに考えてございます。

以上です。（「終わります」の声あり）

山科春美委員長 ただいまから10分間休憩いたし
ます。

午前11時01分 休憩

午前11時11分 開議

山科春美委員長 休憩を解いて再開いたします。

ほかにありませんか。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

山科春美委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） おはようございます。

私のほうから、歳入について2点ほど御質問
させていただきます。ページ数は51ページ、款
項目は14の6の3住宅使用料、あともう一つが
55ページ、款項目15の1の4土木費国庫負担金
について、2点御質問いたします。

最初に住宅使用料についてです。51ページを
見ますと、公営住宅費と定住促進住宅費、この
家賃ということで使用料がございまして。調定額
は約1億円ということで9,900万円程度、収入
済額が9,200万円、収入未済額が740万円程度と
なっております。

公営住宅と定住促進住宅、用途が違うので、
名前が違うということもございましてけれども、
調定額に対して収入済額、収入未済額が大きく
違っていると思われまして。

公営住宅については、現年度6,700万円の調
定額について収入未済額は150万円。これは約
2.3%ですけれども、滞納繰越額になりますと

約660万円の調定額について570万円の収入未済
ということになっております。どのような理由
で滞納に至っているのかという理由と、滞納に
対する対策ということをお聞きしたいと思いま
す。

長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

山科春美委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 公営住宅家賃の収納状況
について御質問をいただいたところです。

毎年のように御質問いただいているわけでご
ざいまして、公営住宅及び定住促進住宅、こち
らの収納状況といたしましては、決算書のほう
に記載されておりますとおり、公営住宅家賃の
ほうが6,700万円の調定に対しまして収入済額
6,600万円、また収入未済額というふうなこと
で記載されているわけでありまして、滞納者の
状況といたしましては、やはり公営住宅に関し
ましては低所得者向けの住宅困窮者のための住
宅というふうなことで、なかなか納入が難しい
方も数多くいらっしゃるというふうなことはあ
るかと感じております。

また、定住促進住宅に関しましては、収入区
分が公営住宅よりも若干上のほうの方が入居で
きる条件ということになっておりますので、家
賃の収納に関しましても割かしスムーズに納入
していただけているというふうなことかと感じ
ているところです。

実際の未納者の方の状況によりまして、や
はり今回に限ったわけでありませんが、
収入が厳しい状況で、家賃の納入までなかなか
難しいという方と、また、今年に関しましては
昨年までのコロナの関係で収入が減少された方
が、なかなかそこまで戻ってこられていないと
いうふうなところも若干残っているというふう
なこともございまして、その辺につきまして
相談を受けながら、納入に向けて計画を立てて
いただいているというふうなこととござい
ますので、御了解いただきたいというふうに思っ

いるところです。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
山科春美委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） ありがとうございます。

そういう事情があって、なかなか支払いというものが難しいというのは、コロナの影響もあってなかなか難しいんじゃないかということを感じておりました。

滞納繰越なんですけれども、やはり現年と滞納繰越をちょっと比較しますと、現年度については収入未済額、ここでいうパーセントで考えると大体2.3%の収入未済となるんですが、滞納繰越については86%の収入未済ということで、滞納をしてしまうとその後なかなか難しいというのが見えてくると思います。先ほど佐藤悦子委員の話でもありましたけれども、なかなか収入だけでなく、支払い能力だけでなく、やはり家庭の環境とか就労とか、家族の問題といえますか、なかなかこの家賃だけじゃない話が出てくるのではないかなあと思ったところ です。

滞納繰越になるというのが、先ほど税務課長の話もありましたけれども、多分現年度分から収入ということで、お支払いの手続というふうになっていくのかなとは思うんですけれども、最初のうちに、家庭の話ということで、福祉も含めて、支払いがなかなか難しいといった場合に、その世帯にどのような、そのほかの福祉的な施策とか家賃補助、多分生活保護に行く前に家賃等のそういう住居の福祉のサービスみたいなものもあったと思うんですけれども、そのような支援など、相談などというものはどのようにしていますでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

山科春美委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 滞納繰越額の納付額がな

かなか割合として上がってきていないというふうな現状を踏まえての現在の対応というふうなことで御質問いただいたかと思います。

委員おっしゃいますように、やはり滞納繰越額となってきましたと、現年度分で納入し切れなかった部分について、繰越しの制度を活用しながら、繰越しに合わせて納入計画を立てていただくというふうなことで、繰越しになってしまう方についてはなかなかその納入も余計厳しくなってしまうという状況があるのかと思っております。そうならないように、計画的に納付してもらうために、現年度分の家賃をできるだけ現年度のうちに納めていただけるような形での指導と、相談を受けながら、1か月の家賃をまとめて納めていただくのが大変であれば分納していただくとかというふうな部分についても、入居者の方の相談を受けながら、納入に向けた徴収の仕方をしているところです。

また、市営住宅のほうの滞納者の方、こちらは税金の未納の方、また福祉関係、保育所などの使用料の納入の方なども重なってきている方も数がいらっしゃいます。それに関しましては、関係する税務課、子育て推進課のほうとも調整をさせていただきながら、児童手当などの支給日だとか、年金の支給日だとか、その支給日に合わせて滞納の整理をしていただくような計画の立て方も一緒に協議をさせていただきながら取り組んでいるところでございます。

できるだけ、生活の負担はそれなりにあるかと思っておりますけれども、納入に向けた指導のほうは連携して進めているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
山科春美委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） ぜひそのように市役所内でも連携して、その人に寄り添った形で、どのように生活を支えていくかと、住居という

のはやっぱり大切な部分ではありますので、そういうような姿勢で対応していただければと思います。よろしくをお願いします。

2点目ですけれども、55ページになります。昨今いろいろ言われている道の駅なんですけれども、その上のほうに土木費国庫負担金ということで、道の駅しんじょう（仮称）整備国庫負担金ということで437万4,500円というものがございました。これはエコロジーガーデン道の駅の国庫補助、どのような用途なのか、教えていただければと思います。

長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

山科春美委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 土木費国庫負担金に関しまして、道の駅しんじょう（仮称）整備の国庫負担というふうなことで計上されております項目について御質問いただきました。

この国庫負担金と申しますのは、現在進めておりますエコロジーガーデン道の駅に関しまして、国と市が締結しております協定に基づいた負担金の納入額でございます。現在協定を結んでいる中身からしますと、これまでも道の駅関連の御質問の中で答弁させていただいておりますが、協定書の中身につきましては現在国と市の負担割合は8対2としての協定を結ばせていただいております。

今回、令和4年度の納付額に関しましては、令和4年度中に市が負担をした部分、基本的には施設の設計費用、あと用地の測量、あと実際には用地購入費もあったんですけれども、国のほうの予算措置の内容で、令和4年度に関しましては土地購入費は見込んでいなかったというふうなこともございまして、こちらについては後年度に精算を行うということで、令和4年度分の負担金については土地購入費は含まれておりません。

実際には土地の測量、あとは設計に関する費用負担を行った分、こちらはおおむね計算しま

すと2,000万円ほど市が令和4年度に支払いした部分がありますけれども、この20%分、国の負担分として納入いただいた金額となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
山科春美委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） では、協定に基づいてということで、支払いについてその協定の割合を割り返して、国のほうから額が決まっていくということだったと思うんですけれども、この国からの負担金については、今後整備が着々と進んでいくと思われましても、そのたびに精算といいますか、市が支払ったものに対して国からの割合ということで、完成するまでこのような形で国のほうから負担金が来るということでよかったですでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

山科春美委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 御質問の年度ごとの負担金ということで、国と市との協定書、今3本立てで協定を結ばせていただいております。1本目が市と国が一体型で道の駅を設置するという協定が一つあります。2つ目に、基本協定といまして、全体の事業に関する負担割合、あと年次計画、あと設置する場所などを取り決めた協定書。3つ目に年度協定というものがございまして、その年度ごとに行う作業、業務に関する内容についての協定を結んでおります。この協定に基づきまして、年度ごとに国のほうでも予算化を行いまして、その年度ごとの負担に係る費用を年度にお支払いをいただくという形での内容になっております。ですので、施設が完成するまで、この負担金に関しましてはその年度ごとにお支払いをいただくということになるかと思っております。

また、施設が完了した後も、実際の施設の管理に関しまして、この管理区分の協定も結ばせ

ていただきますので、管理に関しましても後年にその管理区分に応じた負担をいただくというふうなことで、現在進めているところでございますので、よろしく願いいたします。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
山科春美委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 詳細ありがとうございます。

それでありましたら、一般質問でも様々エコロジーガーデンの道の駅については話が出ているところではありますけれども、市長の考えるエコロジーガーデンの道の駅、ちょっと再考といたしますか、どのようにするかということで、精査していくというお話もあったんですけども、それに関しても、それに合わせて負担割合、年度の協定ということで、今のお話であれば、変わったものに対して、かかった部分についての国の負担というものも、最終的には額が少なくなるのか多くなるのかちょっと分かりませんが、こちら側の意向に沿って国のほうの負担も変わってくるということでよかったですか。

長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

山科春美委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 エコロジーガーデン道の駅の整備計画の見直し等、一般質問の中でも答弁をさせていただいていたところでございます。

現在協定を結んでいる内容につきまして、おおむねの全体事業費は4億数千万円というふうなことで、協定の中にも記載されています。国のほうといたしましても、そのトータルの事業費を年次計画として見込んでおりますので、国の事業費的なものもおおむねその計画で進んでいるというふうなことを御認識いただければと思っております。

ただ、現在市が進めております実施設計の内容に伴いまして、詳細な数字につきましては完成した時点での数字で見直しを行う変更協定は

必要になろうかと思っております。

また、官民連携等の手法も検討しながら今後の整備については進めていくことにしておりますので、その内容から項目的に外れても可能なところに関しましては国の負担も必要なくなりますので、その部分についても協定の内容を変更するというふうなことが必要になってくかと感じておりますので、そのように進めていきたいと思っております。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
山科春美委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 以上になります。ありがとうございます。

山科春美委員長 ほかにありませんか。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） それでは、最初に主要施策の成果の33ページから35ページにかけて、固定資産税等についてお願いしたいと思います。

33ページですけれども、新築分家屋、滅失分家屋の実績が上がっております。新築分家屋として127棟あったようですが、この家屋のうちアパートの新築は何棟ありましたでしょうか。お願いします。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 亀井委員の質問にお答えさせていただきます。

127棟中、集合住宅は3棟でございます。

参考までになります、令和4年中に新築された集合住宅は14棟となっております。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 新築の家屋、また取壊しの家屋、増築等があると思っておりますけれども、これら調査の前にどのように把握して確認をし

ておりますか。また、調査漏れ等はございませんか。お伺いします。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 調査につきましては、建築確認、巡回、申出により、把握漏れがないように努めております。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 続きまして、新築家屋に係る固定資産税の減額措置というのがあると思いますけれども、その制度は現在どのようになっているのでしょうか。

また、1戸当たり軽減される税額はどれくらいで、今新築される方の家の広さは何坪ぐらいか、お願いします。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 亀井委員の質問にお答えいたします。

家屋の減免制度につきましては、延べ床面積が専用住宅及び併用住宅では50平方メートルから280平方メートル、共同住宅では40平方メートルから280平方メートルとなっております。

併用住宅の場合は、居住部分が2分の1以上という要件を満たした場合としております。居住部分の床面積の120平方メートルまでに相当する税額が2分の1の取扱いとなっております。

軽減期間につきましては、一般住宅は3年、3階以上の耐火住宅については5年の取扱いとしております。

また、1戸当たりの軽減される税額や広さについてになりますけれども、令和4年度からの課税分では、平均軽減額で年5万円程度、広さにつきましては平均しますと約120平方メートル、およそ36坪程度となっております。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） また、償却資産については毎年増加しているようではございますけれども、どのような業種で、どのようなものが多くなっていますか。お願いします。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 質問にお答えいたします。

令和4年度の償却資産の申告書によりますと、取得した償却資産の処分価格の合計金額が高かった業種は製造業、建設業、リース業でありました。

また、償却資産の設備につきましては、製品の組立工程によります機器や建設機械などとなっております。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 宗教法人等の非課税団体は何団体ほどありますか。

また、その申請やその後の確認等の手続は必要となっておりますか。お願いします。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 非課税団体は139件となっております。

確認につきましては、非課税となっております要件を満たしているものが実地により存在しているかどうかを確認しております。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 続きまして、固定資産税の滞納繰越分とたばこ税の関係です。

資料は決算書の40ページ、41ページとなります。

固定資産税の滞納繰越分につきましては、収

入済額が約3,000万円ありまして、収入未済額が約9,000万円ほどとなっているようです。この固定資産税に関して、滞納の特有な理由だったり等はありませんでしょうか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 亀井委員の質問にお答えいたします。

固定資産税は、所得の多寡にかかわらず資産を保有している限り課税されるものでありまして、景気低迷などの所得減少が滞納へつながるケースが多くなっております。

また、法人におきましては、業績悪化や事業不振などによって税負担が難しくなり、法人自体の倒産や解散などによって不納欠損につながっているところではあります。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） たばこ税ですけれども、去年、今年ともいいますか、令和3年度、令和4年度とも伸びているようですけれども、どのような要因が考えられますでしょうか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 たばこ税が増えている要因といたしましては、たばこを取り扱うコンビニエンスストアやホームセンターなど、取扱店舗が増えていることが要因と考えております。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 次に、特別交付税の関係です。

決算書では46ページ、47ページになります。上段のほうです。

先ほど来質問等出ておりますけれども、令和4年度分の決算額につきまして、普通交付税は

前年とほぼ同額の約42億円かと思えます。

一方、特別交付税につきましては、令和3年度より2億5,000万円ほど減少し10億8,000万円となっているようですが、令和4年度分の特別交付税の減少理由と、その特別交付税をもらっている主な原因はどのようなものがありますか。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

山科春美委員長 財政課長小関 孝さん。

小関 孝財政課長 特別交付税につきましては、議員おっしゃるとおり、昨年度と比べて大きな減額があったところでございます。

その要因としましては、その最大の理由ということなのですが、降雪量の減少による、雪に対する特別交付額が相当な減少があったというところでございます。

なので、特別交付税をこちらで頂いている大きな理由としましては、やはり雪によるものが多いというふうに考えてございます。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） あと5点ほどお願いしたいと思います。

続きまして、国庫支出金の関係で、最初に55ページの15の2の1のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）288万6,456円と、次の57ページの15の2の5の3安全ストック形成事業社会資本整備総合交付金258万7,000円の内容についてお伺いしたいと思います。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 それでは、私のほうからはデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進）のほうの部分についてお答えいたしたいと思えます。

これにつきましては、288万6,456円というふうなことで、2つの事業に当たってございます。1つは健康課のかむてんチャレンジ事業に対し

まして286万2,456円、もう一つは農林課の人づくり関係の事業といたしまして2万4,000円の充当というふうな形になっております。

以上でございます。

長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

山科春美委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 安全ストック形成事業社会資本整備交付金の内容についてということでございます。

一般的にこの安全ストック形成事業としましては、地震対策、耐震化対策がメインの事業となっております。

令和4年度に関しましては、大規模盛土地の調査というふうなものが国のほうから指示が来まして、実際新庄市でも実施したというふうなことで、その補助金、500万円ほどの半分ほどを交付金として頂いている内容でございます。

以上でございます。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 次に、65ページの財産売払収入関係についてお尋ねします。

最初に、財政課の土地売払収入、こちらは578万円ほどあるようですが、その内容について教えていただきたいと思います。

また、その他ということで、旧明倫中学校立木売払金、1,800万円ほどありますけれども、明倫中学校のどの辺の場所だったか、お願いしたいと思います。

山科春美委員長 暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時42分 開議

山科春美委員長 休憩を解いて再開いたします。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

山科春美委員長 財政課長小関 孝さん。

小関 孝財政課長 土地の売払収入につきまして

は、令和4年度は9件の市有財産の払下げの申請がございまして、宅地が6、水路が2、土地が1、その9件の合計の金額でございます。

以上です。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 委員長、渡辺政紀。

山科春美委員長 教育次長兼教育総務課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 それでは、明倫中学校の立木売払金の件についてでございますけれども、旧明倫中学校におきまして昭和32年に営林署と国有林における学校林という契約の下で植えていた部分について、場所については小泉地内でございますけれども、そちらに植えていた木について伐採したもので、伐採の本数でございますけれども、杉など7,434本を2,673万円で売却しまして、ただ、それにおきまして、国と市との分収割合がございまして、市の分収割合である7割の1,871万1,000円を市の収入として納入していただいたものでございます。

以上でございます。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） すみません、ちょっと場所を聞き忘れたんですけれども、お願いします。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 委員長、渡辺政紀。

山科春美委員長 教育次長兼教育総務課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 小泉地内ということで、小泉のどの辺までかはちょっと申し上げてませんが、よろしく申し上げます。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 雑入について3件お聞きしたいと思います。

73ページ、75ページ、79ページになります。

1つ目が73ページ、総合政策課の地域内フィーダー系統確保維持費補助金575万円ほどについてお願いします。

次に75ページ、下の商工観光課分です。横根山緑地排水路移設工事負担金。

最後になりますが、79ページの上段です。令和4年度スポーツ振興くじ助成金。

こちらの3件についてお願いします。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 地域内フィーダー系統確保維持費補助金の部分につきましては、市営バス等を運行する上での赤字部分について、国から負担が来るというふうな金額のものになっております。

これまでは山交バス等に直接入っていたものですが、今度は市のほうを通して入ってくるというふうなことになったところでございます。

以上でございます。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

山科春美委員長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 横根山緑地排水路移設工事費負担金の部分でございますが、こちらの負担金のほうは、山形航空電子が東側緑地の一部を取得するに当たりまして、当該用地に設置されてあります排水路の移設と、それから路面高低差の解消を目的とした整備工事に係る航空電子の負担金でございます。整備面積と売買面積との案分で負担を求めています。

以上でございます。

伊藤幸枝社会教育課長 委員長、伊藤幸枝。

山科春美委員長 社会教育課長伊藤幸枝さん。

伊藤幸枝社会教育課長 それでは、79ページの令和4年度スポーツ振興くじ助成金についてお答えいたします。

こちらの助成金に関しましては、第4回新庄

いものこハーフマラソン大会の対象経費、それから大型スポーツ用品の設置ということで、移動式バスケットゴール、こちらの購入に対しての助成金を頂いております。

以上です。（「終わります」の声あり）

山科春美委員長 ほかにありませんか。

3 番（今田浩徳委員） 委員長、今田浩徳。

山科春美委員長 今田浩徳委員。

3 番（今田浩徳委員） それでは、私のほうから1点ではありますが、よろしく申し上げます。

ページ数でいいますと54ページからある国庫補助金であつたり県補助金であつたりというところで、内容はコロナウイルスの対策で使われました地方創生臨時交付金についてお伺いしたいのですが、項目的にはこの決算書には書かれてはいないんですけれども、こっちの備考欄でそれぞれにありますので、どうかその点はよろしくお伺いしたいと思います。

内容といたしましては、令和4年度の新型コロナウイルス対策になる経済対策関連緊急対策の内容で、令和4年度に執行されました部分での県補助金、国庫補助金、あと市独自の金額もありますけれども、令和4年度分の金額に関してはいかほどの交付、あとは分配された金額、総額で構いませんので、それぞれ商工であつたり子育てであつたり農林であつたりというふうな多岐にわたるところで使用されていますので、その部分の金額をまずは御提示、お知らせください。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 新型コロナウイルス関係の臨時交付金の御質問というふうなことでございますけれども、まずは多岐にわたっているというふうな今田委員の今の御質問の内容でございますけれども、55ページの総務費国庫補助金の中の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というふうなことで4億8,953万

9,000円ございますけれども、こちらのほうで一括して入ってきているというふうな形になっております。

この交付金を活用いたしまして、委員御存じのとおり、令和4年度中、当初予算も含めて補正の都度、様々な物価高騰対策でありますとか、関係各課にわたって様々な事業にこの交付金を充てて活用しているというふうなことで、今委員のほうからもそれぞれ詳細といいますか、そういった部分でというふうな御質問でございましたけれども、こちらにつきましては、例えば生活・子育ての応援給付金事業でありますとか、八向地区公民館の空調整備でありますとか、あとは商工関係の商品券事業でありますとか、本当に様々、それぞれ関係部署にわたって24の事業で、事業費といたしましては6億5,500万円ほどになりますけれども、私は総合交付金の担当ではありますけれども、ここの場でそれぞれ24事業について御説明するというふうなところはちょっと現実的ではございませんので、それぞれ気になる場所の事業を歳出のほうで御質問いただければなというふうにお問い合わせいたしまして、御理解いただきたいというふうに思っております。臨時交付金については、そういった形で24事業にわたっているというふうなことでありますので、よろしく御願いいたします。

3 番（今田浩徳委員） 委員長、今田浩徳。

山科春美委員長 今田浩徳委員。

3 番（今田浩徳委員） それでは、歳出のほうでというお話もありましたので、その国庫補助金、県補助金が来ます、その中で独自でやる部分の、単独の部分での市の負担を計上する際に当たって、その事業そのものの金額に単独割合の部分はどういうふうに市としては、じゃあこの事業にはこの部分の金額という、そういう算定であったり、様々な基準を基にしてその金額をどのように決めているのかというところがちょっと気になります。というのは、こういう緊

急的な事業を執行するに当たっては、やはり市民生活をいかに助けるというか、しっかりバックアップするかというところになるので、その部分の金額を幾らかでもかさ上げたところでの事業推進というところを目指すべきではないのかなと思ったので、国・県から来る金額はそれはそれぞれに決められた金額であると思うんですけども、市の単独で行う部分のこの金額にさらなる色づけというか、そういう付加する部分というところも考慮してほしかったような、最終的な結果にはなるんですけども、交付する際というか、その金額を決める際の基準であったり、法の下でやっているのかというところもあるんですけども、そういう部分でどのようなことでこの金額を算定していたのか、単独の部分の市の考え方でよろしいので、お願いしたいと思います。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

山科春美委員長 財政課長小関 孝さん。

小関 孝財政課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず基本となりますのが国・県の支出金、補助金がどのくらいあるのか、その事業に対して残りの金額が市の負担ということになります。

それに対しての独自のかさ上げということでございますけれども、その財源につきましてはやはり一般財源、税収であったり前年度の繰越金を充てたり、時には財政調整基金を充てたりということになるかと思うんですが、その算定方法につきましては、国・県の補助要綱を基本といたしまして、それから独自の部分について、例えば昨年度ですと学校給食の、子供の年齢にわたる段階的な無償化ですとか免除とか、そういった独自のものがあるんですけども、こちらのほうは各課の担当と相談しまして、どのくらいのものをやるのか、また、それが市の財政規模に対してどのくらい影響といいますか、可能なのかというところは各課と詰めまして、

決めているということになります。

以上です。

3 番（今田浩徳委員） 委員長、今田浩徳。

山科春美委員長 今田浩徳委員。

3 番（今田浩徳委員） 24事業の中で一つ一つ、その単独の部分というのは数は少ないところではあるんですけども、そういう市の単独の部分での助成、補助をする際に、やはりそういう市の意気込みとか気持ちというのを、令和4年度はこういう結果でありましたけれども、次回、コロナウイルスのようなことは今後どういうふうな形で起こるか分かりませんが、そういうところでの準備をしていただきながら、やはりより市民に寄り添った、そういう手法でやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

山科春美委員長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 開議

山科春美委員長 休憩を解いて再開いたします。

総合政策課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 それでは、先ほど鈴木委員のほうからの質問を保留していた部分がありますので、改めて御回答申し上げたいと思います。

特例制度の部分ですけども、ワンストップ特例制度の説明も私の説明がちょっと適切ではありませんでしたので、改めて説明をさせていただきますと、まず確定申告をしなくてもワンストップ特例申請をすることによって寄附金の控除が受けられる仕組みというふうなことで、

1人当たり5自治体まで手続きができるというふうなことになっております。1自治体に何回寄附をしても大丈夫だというふうなことで、まずは寄附者1人の方が5自治体を選ぶわけですけども、まずはその自治体には選ばれることで、新庄市も複数個の寄附していただけるというふうなことに繋がるということで、それがまず非常に大事だというふうに捉えております。

そのワンストップ特例申請をする上で、郵送での申請とオンラインでの申請に分かれるというふうなことになりまして、御質問のワンストップ特例申請全体の令和4年度の件数といたしましては3万3,269件あります。そのうち、またこれも御質問のマイページの登録者数ということで、こちらはオンラインで申請した人となりますけれども、制度としては昨年9月から始まった中で、新庄市としては11月から開始しておりますが、年度途中から開始した割には1万1,496件というふうな数をオンラインでしているというふうな形になっております。

今後ともこの登録者の方々いろいろな仕組みを通じて寄附いただけるようにPRに努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

山科春美委員長 引き続き一般会計の歳入の質疑に入りますが、質問は決算に関する資料の名称とページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。

また、会議規則第116条第1項に、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定しておりますので、これを遵守願ひします。

質疑ありませんか。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

山科春美委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） それでは、よろしくお願ひいたします。

ページ数は47ページになります。13款1項2目、保育所入所負担金の滞納分及び学童保育負担金、こちらも滞納金がございます。

続きまして、ページ数は75ページになります。21款4項4目、子育て推進課のほうにも書いてありますとおり、延長保育事業及び副食費徴収金、滞納がございます。こちらについて、毎年なんですけれども滞納がございます。前の議員もおっしゃったように、不納欠損額も発生しており、負担の公平性及び歳入の確保のためにも必要なのだと思いますが、どのように対応しているのか。前回の決算委員会のときにも申しましたけれども、なかなか1回滞納してしまいますと先に続くという症状が出ておりますので、そこら辺の解決策も含めまして、よろしく願いいたします。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、鈴木則勝。

山科春美委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長 鈴木則勝さん。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 子育て推進課が所管しております保育所、そして学童保育の入所負担金に関する収納についてということで御質問いただいたところでございます。

まず収納率といった点で見ますと、正直なところ前年度、令和3年度から率的にはさほど変わらず、同程度だったというのが全体だと思います。

傾向としましては、まず現年度、そして滞納繰越分とあるわけなんです、現年度分につきましては収納率は98%から99%と、多く納付いただいております。

課題となっていますのがやはり滞納繰越分、前年度まで収納いただけなかった分の積み重ねというようなことになってきます。

収納の対策の仕方としましては、まず現年度分につきましては口座振替のほうをまずお願いしております。今年の4月の数字になりますが、

89%ぐらい、多くの方が口座振替をしていただいておりますので、それで現年度分としては多く収納いただいているものかなと思っております。

課題となってくるのがやはり滞納繰越分というようなところで、こちらは毎年なかなか解決できないところです。

昨年度までは、なかなかコロナで外に出られないということで、郵送でのお願い、そしてまた電話でのお願いというような形で取り組ませていただいたところですが、結果としてはさほど前年度から大きく数字は上がらなかったというのが結果だったと思います。

昨年度後半から、やはり随時お願いしてもなかなか納付いただけないということで、例えば収入があるとき、児童手当とかが納付される時期が6月、10月、2月とありますので、そういった時期に合わせまして郵送あるいは電話でのお願いというような形をさせていただいております。

去年度はちょっとなかなか数字が出ませんでした、6月、10月とあるわけですが、今年になってからの結果を見ますと、昨年度以上に納付いただいておりますので、去年から取り組んできたというのが少し今になって出てきたかなというふうには感じておりますので、このままの様子で、丁寧に説明させていただきたいというふうに考えております。

滞納者の状況を見ますと、もう県外に転出してしまっていて、なかなか連絡が取れない、あるいは離婚などされて生活状態が変わっているなどということで、時間がたてばたつほど対応が難しくなってくるなというようなことはやっていると感ずるところですので、早め早めの対応を心がけていきたいと今取り組んでいるところでございます。

以上です。

16番(佐藤卓也委員) 委員長、佐藤卓也。

山科春美委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 分かりました。

ぜひとも公平性を考えれば滞納をしっかりと回収していかなければいけませんので、そこら辺のところをしっかりと見極めていただきたいと思います。

そこに関してなんですが、成果表の37ページにも載っていますように、納税相談員の方がいらっしゃると思います。ここには納税相談員4名の方が配置されていますけれども、滞納者に対してはそういう相談も一緒に乗っているのでしょうか。お伺いいたします。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、鈴木則勝。

山科春美委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長 鈴木則勝さん。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 納税相談員ということで、税務課のほうにいらっしゃるわけですが、やはり収納対策そのものは担当課で直接働きかけなきゃいけないところですが、なかなか連絡の取り方ですか、相手へのコンタクトの仕方ですか、そういったところはいろいろアドバイスを受けながら、我々のほうでまずは相手方のほうに対応するような形で今取り組ませていただいているところであります。

以上です。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

山科春美委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 分かりました。

ぜひとも、やっぱりいろんなやり方がありますので、特に納税相談員の方々はそういうことにたけていますので、そういったところも取り組みながら、全庁的にしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ページ数は71ページになります。21款4項2目、こちらには北本町アーケード事故防止措置に要した費用、伺っておりますけれども、

こちらは40万円計上されております。北本町アーケードに対しては、昨年度市議会でも様々な議論がありました。今回、この40万円という金額はどのような計算方法だったのか。あと、年次計画はどのようになっている、このアーケードに対して費用を回収する予定なのかをお伺いいたします。

長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

山科春美委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 弁償金、北本町アーケード事故防止措置に要した費用の納付金というふうなことで御質問いただいたところです。

こちらにつきましては、北本町アーケードの天井崩落の事故から発生しました行政代執行に基づく執行費用の回収の金額となっております。

皆さん御存じのとおり、令和3年の暮れ、12月29日に北本町アーケードの天井の崩落事故が発生し、その後、安全対策としましてアーケードの落下防止措置ということで、安全対策を施すための作業を市が代執行で行ったものでございます。

この費用につきましては、当時、作業内容といたしまして630万円ほど費用をかけて実施した内容でございますが、その費用に対しまして、アーケードの設置者であります北本町の法人に対しまして費用の請求を行って、その納付に向けて協議を進めてきたところでございます。

令和4年度中、様々な協議をさせていただきながら、実際の費用の一括納付に向けての協議をさせていただいたところでありますが、実際に北本町の法人に関しましては、現在、収益機能という部分については駐車場の運営だけというふうなことがありまして、その決算状況を踏まえて令和4年度の納付額を協議させていただいた上で、40万円という金額を決定させていただいたというふうなことでございます。

令和4年度につきましては、安全措置、事故防止措置というふうなことで630万円ほどの費

用についての請求をさせていただいたところでもありますけれども、その後、アーケード本体の解体工事につきましても、令和4年度秋口からの工事になりましたけれども、冬を越して3月までの間に4,600万円ほどの費用をかけて実施したところでございます。

令和4年度中、この費用の納入と併せまして、アーケードの解体の部分も加えました費用の納入についても併せて協議を進めているところでございますが、市といたしましては可能な限り一括での納入に向けて交渉しているというふうな状況でございます。

ただ、先ほども申しましたように北本町の法人の収益源の内容につきましては北本町の駐車場の収益だけというふうなことでございますので、年度ごとの決算状況を確認させていただきながら、収益の向上に合わせて納付金の増額も併せて今後も協議を進めていきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いたします。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

山科春美委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 今、決算状況を見て行くと伺ったんですけれども、やはり代執行で行ったものなので、必ず決算を見れば毎年変わるわけですね。そうではなくて、ある程度しつかり、毎年何百万円支払っていただくということは可能ではないでしょうか。でなければ、今後このような形で払っていくとなると、計算上では100年を超えるような形になってしまいます。これでは、市民の方々の税金で代執行を行ったということは、商店街の方々も負担になるでしょうし、やはり平等性を考えればしっかり払うものは払っていただいて、すっきりさせていくというのが市役所の考えだと思うんですけれども、決算状況を見て前後するのではなく、毎年このぐらいしっかり払っていただきたいということを交渉して、しっかりとこの決算書に

載せていただきたいと思いますと思うんですけれども、そこらの考えはいかがでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

山科春美委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 アーケードの行政代執行に要した費用の回収について、再度御質問いただきました。

委員おっしゃいますように、当然行政代執行で実施した内容でございますので、公金を基にして実施した内容でありますので、可能な限り早期の納入に向けた計画をしていただくことが第一だと考えております。

実際に毎年同じ金額を納めてもらうということではなくて、市といたしましては一括納入を基本としての協議をこれまでもしてきております。その状況も御理解いただければと思うんですけれども、全てを入金していただくための原資というふうなものにつきましては、現在北本町の法人におきましては一括での納付はなかなか難しい状況だというふうなことも理解しつつ、できるだけ多くの金額を納入していただけるように、今後も継続して交渉していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願したいと思います。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

山科春美委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 分かりました。

今回は多分新庄市の初めての代執行だと思います。ぜひとも、これがあしき例にならないように、しっかりと払っていただくように協議をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、最後になりますが、77ページになります。21款4項4目、喫茶コーナー光熱水費、こちらのほうに収入未済額が上がっていますけれども、どういう内容なのかを教えてくださいと思います。

また、滞納繰越は今回ゼロとなっております

が、もし滞納になった場合のことも含めましてしっかりと対応していただきたいと思うのですが、ここの光熱費についてどのようになっているか、再度お伺いいたしたいと思います。

伊藤幸枝社会教育課長 委員長、伊藤幸枝。

山科春美委員長 社会教育課長伊藤幸枝さん。

伊藤幸枝社会教育課長 それでは、喫茶コーナー光熱水費の御質問に対してお答えさせていただきます。

こちらは市民プラザの喫茶コーナーですが、日中は食堂を運営していただいております、コロナ禍からの閉館であったり、お客さんの数が減ったりということで、そのあたりから収入としてなかなか難しい状態が続いております。

ただ、今年度、まめに、まめにといいますか、小まめにお伺いをして、その都度声がけをさせていただいておりますので、滞納繰越が多少残っておりますが、解消できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

山科春美委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 分かりました。

今回も収入未済額があるということは、監査委員のほうからも指摘があるように、やはり負担の公平性及び歳入確保のために必要なものでございますので、ぜひとも執行部のほうにおかれましても皆さん未済額の減額に努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

山科春美委員長 ほかにありませんか。

12番（八鍬長一委員） 委員長、八鍬長一。

山科春美委員長 八鍬長一委員。

12番（八鍬長一委員） 2点についてお尋ねします。

最初は40ページから41ページにかけて、1款2項2目国有資産等所在市交付金及び納付

金1,915万2,900円の金額になっていますが、この内容について説明をお願いします。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 ただいまの八鍬委員の御質問に対して回答いたします。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金といえますのは、国や都道府県が所有する固定資産のうち、使用実態が民間所有と類似しているもので、所在する市町村に対し、固定資産税の代わりに交付されるものです。例えば県営住宅、県立新庄病院の公舎、国家公務員宿舎などが当たります。

固定資産税と同様に、土地、家屋、償却資産の区分があり、土地は近傍類似地の評価額に準じた算定標準額の1.4%、家屋と償却資産は国や県が独自に管理している資産台帳の算定標準額の1.4%が交付されることとなっております。

以上です。

12番（八鍬長一委員） 委員長、八鍬長一。

山科春美委員長 八鍬長一委員。

12番（八鍬長一委員） 内容については承知しました。

新庄のまちというのは、官公庁のまちと言ってもよかったかもしれませんが、以前は。以前ですと、官公庁としてはJRや新庄営林署、NTT新庄支店など、たくさんの働く人たちがいました。と同時に、その家族の方もいたわけです。それが統合等によって官公庁が減っていったということが、新庄の人口減少の一つの大きな要因にもなっていると思うんです。そういう点で、官公庁が新庄にいかにか集中的に存在しているかということは大事なことなんです。

それで、ちょっと関連してお聞きしますけれども、国交省の河川事務所は新庄にございますよね。通称鳥越出張所ということでなじみのあった施設が、最上南部治水出張所として大蔵の清水の出張所の管轄下に置かれたということに

なっていますが、もうそれで動いていますので知っていると思うんですが、それについて、新庄に引き止めたいというような動きはなかったんでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

山科春美委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 国土交通省関係でございましたので、私のほうから答弁をさせていただければと思っております。

実際の移転等の情報について、我々としてもあまり具体的なものとしてお受けしていなかったというのが現実なのではないかなというふうに認識しております。

現在も出張所としては鳥越出張所、国道の維持管理、また河川の出張所として、消防署の奥のほうにまだ残っておりますけれども、今回の移転の関係につきましても、最上川の清水用水等の関係のこともあるので大蔵のほうへ移転されたというふうなことで我々としては認識しているところでございまして、移転の情報、またその移転を引き止めるというふうな内容につきましても、我々としては認識としてなかったものというふうに感じております。

以上でございます。

12番（八鍬長一委員） 委員長、八鍬長一。

山科春美委員長 八鍬長一委員。

12番（八鍬長一委員） 所管は確かに違います。それぞれの省庁の都合もありますけれども、やっぱり常にアンテナを張って、新庄・最上の中心地である新庄市に配置してほしいというような運動は私たちの頭の隅にぜひ置いておきたいと思うんです。

大蔵の下に入ったんですが、大蔵の役場の隣にあって、今度役場の建て替えがあります、村役場の。その敷地の中に最上南部治水出張所というのが新たにできるという話も聞いていますので、働く人たちも大蔵に既に通っていますので、そういう点では影響が大きいのかなという

ふうに思っておりますので、ぜひアンテナを張って、必要な運動もしていただきたいというふうに思います。

続いて、次のページの42ページ、43ページ、2款3項1目森林環境譲与税1,855万円、これは昨年度よりも増えているような気がしますが、この辺の算定基礎についてはどのように把握しているのでしょうか。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

山科春美委員長 農林課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦農林課長 ただいまの森林環境譲与税の算定に関する八鍬委員の御質問にお答えします。

こちらにつきましては、譲与基準というものがありまして、森林環境譲与税の総額の9割に相当する額、こちらを私有林、人工林の面積が10分の5、それから林業就業者数、これが10分の2、それから人口が10分の3、これで案分したものが交付されるというものでございまして、確かに令和3年度から見ますと約1,000万円ほど上がっておりまして、令和5年度も一応この額で来るというような情報は得ているところでございます。

以上です。

12番（八鍬長一委員） 委員長、八鍬長一。

山科春美委員長 八鍬長一委員。

12番（八鍬長一委員） これは地方が水をつくって、空気をつくっているんだということで、ある意味では地方に目を向けた政策であるというふうに政府では考えていますが、なかなかマスコミ等では地方ではこの制度を使いこなしていないという批判もあるようであります。

新庄市の場合には、基金をつくって、そこである程度の金額をためてからという考えで進んでいるようではありますが、森林面積がたくさんある新庄市でありますので、ぜひその利点を生かして、なおかつ、東北農林専門職大学の林業科という学科もあるわけでありまして、ぜひそういう点でこの地域にふさわしい、そういう

使い方をしたいなというふう
に思っております。

終わります。

山科春美委員長 ほかにありませんか。

18番(小嶋富弥委員) 委員長、小嶋富弥。

山科春美委員長 小嶋富弥委員。

18番(小嶋富弥委員) 私からは、80ページ、
21款の諸収入になろうかと思えます。

歳入合計を見ますと、当初予算額は約185億円、いろいろなもの、補正を含めて206億3,000万円ぐらいになるんですけども、自主財源は残念ながら100%賄い切れません。約4割ぐらいが自主財源、あとは依存財源と申しますか、交付税なんですね。その中で、交付税も先ほどいろいろ論議になったと思えますけれども、普通交付税と言われるものは「地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するもの」とあるんですけども、私何を聞きたいかという、市長も所信表明で人口減少対策だと。交付税の対象は住んでいる地域の面積と人口に来ることなんですから、大体1人当たり交付税というのは、多少いろんな地方創生云々とかデジタル何とかとあると思うんですけども、まず1人当たりどのぐらいの交付税が入ってくるか。単純ですよ。そうすると、やっぱり人口を増やすとこれだけの税収、いろんなものが入ってくる、そればかりじゃなくて、消費に関わることが増えるから、まちの活性化につながると、これは誰でも分かることなんですけれども、まずどのぐらい来るかというのは恐らく分からないと思うんです。専門家でない分からないと思う。そこで、せっかくの決算特別委員会の機会ですので、1人当たりの交付税というのは大体どのぐらいが標準的なものかなあとということを、あらあらでいいですから教えていただければありがたいなと思えます。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

山科春美委員長 財政課長小関 孝さん。

小関 孝財政課長 それでは、普通交付税は1人当たりどのぐらいということで、お答えさせていただきます。

まず、手持ちの資料で過去5年間計算してみた資料がありまして、こちらのほうは普通交付税の額に対して、普通交付税の算定基準となっております国勢調査のそれぞれの年の人口を割り返したものでございます。

過去5年間を見ますと、平成30年度が一番低いところでおおよそ10万円、令和4年度がおおよそ12万3,000円でございます。

過去5年をならしてみますと、1人当たりおおよそ12万円ぐらいの交付額となるものと計算しております。

以上です。

18番(小嶋富弥委員) 委員長、小嶋富弥。

山科春美委員長 小嶋富弥委員。

18番(小嶋富弥委員) 私、率直に申し上げますと、こんな少ない数字かなあと正直思うんですね。でも、人口を増やすということは経済活性化ですけども、そのほかにいろんなものが入ってこない、この歳入が合わないわけですね。1人当たりの。税収を増やすには、もちろん市税とか所得税が入ってくるのはいいんですけども、交付税を増やす手だてというのはほかに何かあるんでしょうか、ないんでしょうか。なかったらなかったで結構ですけども。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

山科春美委員長 財政課長小関 孝さん。

小関 孝財政課長 交付税を増やす手だてといいますと、交付税の算定のほうが基準財政需要額に対します基準財政収入額の不足額が交付の基準になるということで、その算定要件としまして、例えば人口ですとか市の面積ですとか標準的な自治体を想定して、その水準により必要な経費を基礎として、その算定のための数値が法律で決まっているというものでございます。

地方交付税は一般財源ベースで算出しますので、その積算に当たっては国庫補助金ですとか使用料、手数料、分担金、負担金、それから目的税の収入など特定財源を除外した中で、人口や面積などに対して国で決める測定単位を掛けたものが普通交付税の算出の基準となっております。

実際のそれぞれの自治体の行政経費というのは、自然的要件ですとか社会的条件によって大きな差がありますので、これを補正するのが補正係数ということで、理屈で言うと全国的にならされて算出されるわけなんですけど、単純に人口や面積が2倍になっても、その経費が必ずしも2倍になるかというところでもない。いわゆるスケールメリットというものがございますので、なかなか一概に普通交付税をどうしたら増やしていくかというのは、なかなか難しい回答になるのかなというふうに思います。

以上です。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山科春美委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） なかなか難しい、分からない、理解できないけれども、新庄市がいろいろまちが発展するためには、やはり皆さんが常にアンテナを張って、アンテナを張ってですよ、有利な国の事業とか県の事業を引っ張ってきて、やるようなことが大事だと思うので、皆さんひとつアンテナを張って、頑張ってもらいたいな。よろしくお願いします。

山科春美委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山科春美委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、歳入について質疑を終結します。

次に、一般会計の歳出について質疑ありませんか。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） それでは、歳出の1番

目をさせていただきます。

ページ数は、10款になりますので、見て分かりやすいのは成果表のほうの143ページの（2）の就学援助費並びに特別支援教育就学奨励費交付事業ということで、御質問申し上げます。

この支援されるべき保護者の方々、あと支給人数に対しての推移をお伺いしたいと思います。どのぐらい過去と増減があるのかという点です。よろしくお願いいたします。

杉沼一史学校教育課長 委員長、杉沼一史。

山科春美委員長 学校教育課長杉沼一史さん。

杉沼一史学校教育課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず令和4年度、要保護、そして準要保護の児童生徒数でございますが、要保護が9名、準要保護が233名となっております。

詳しく令和3年、令和2年と過去の人数はちょっと今手元にはございませんが、毎年確認しておりますが、大きな差はございません。極端に増えている、極端に減っているということもなく、大体これぐらいの数字で推移しているという状況でございました。よろしくお願いいたします。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 増えも減りもしないということで、大体恒常的に同人数で、必ず支援されなければならない子供たちがいるのかなと思います。

減らす努力というわけにいかないんでしょうけれども、ある程度の支援面での強化策というものも考えていかなきゃならないのかなと思いますが、これは例えば学力面への影響、この支援をすることによって、入学前の支援とかで学校の準備はできるんでしょうけれども、どうしてもそういう家庭環境が整っていない子供たちの学習、つまり学力の向上というか、ほかの普通

の環境の子供たちとの差というのはどのように考えているのでしょうか。

杉沼一史学校教育課長 委員長、杉沼一史。

山科春美委員長 学校教育課長杉沼一史さん。

杉沼一史学校教育課長 実際に児童生徒の学力的な差の部分がこういった御家庭の経済状況等によって何か反映されるような、差が出ていないかというような御質問だったと存じます。

実際、学校の中においてそういった経済的な格差等において授業等に支障が出るような、学習に差が出るようなことはございません。実際、山科議員のほうからもICT関係についてはよく御質問をいただいたり、または御助言をいただいておりますけれども、各家庭にWi-Fi等の設備の支援ですとか、また1人1台タブレットということで、全ての児童生徒に与えられておりますので、そういったものをいかに使いながらやれるかということで、現在各学校でも取り組んでおります。

また、実際学力的な部分につきましては、補習の必要な児童や生徒につきましては、手厚く寄り添った形での個別の支援なども含めて、個別最適な学びというところへ向けて取り組んでおりますので、実際にそういった経済的な部分で差が出ないようにというところはしっかり徹底してまいっているところでございます。よろしく願いいたします。

14番(山科正仁委員) 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

14番(山科正仁委員) 一番大事な点だと思います。格差のある授業というか、環境を整えてやるというのが一番いいかと思えます。

環境の面を考えた場合に、ここに上がっております特別支援学級というのが各学校にあります。どうしても障害をお持ちのお子さんを普通教室と離してしまっていて学習をさせている、そういう環境がまず一つあるわけですし、その環境がその親御さんたち、最初に「あなたの子供

は特別支援学級よ」と言われた場合に非常にショックを受けるという点は過去に申し上げましたけれども、ここに来て、長期間ずっとそこで育ってきた子供たちが、普通教室と一緒に、昔はそうだったんですけれども、特別学級があるにしても大体一緒に過ごしてきた昔の話がありまして、別段成長に差はないのかなという気はしています。ということは、そういうふう思い切って分けてしまっていて、今急にそれをやめるといふわけにはいかないんでしょうけれども、そういうことを検討する時期に来ているのかなと私的に思っているんですが、いかがでしょうか。

杉沼一史学校教育課長 委員長、杉沼一史。

山科春美委員長 学校教育課長杉沼一史さん。

杉沼一史学校教育課長 特別支援学級に通う子供、また通常学級に通う子供ということで、実際に教室が分かれている状況について、今後の展望といいますか、あるべき姿についての御質問だったと存じます。

実際、特別支援学級に所属するのか、または通常学級に所属するのかにつきましては、最終的には保護者の方の判断となっております。

実際にこのような形で分けざるを得ない理由といたしましては、やはりお子さん自身を持っている発達の障害の部分ですとか、そういったところに基づくものでございまして、実際就学時の健診等におきましても、全てのお子さんに対して検査等を行いながら、ちょっと心配だなというようなお子さんに関しては、再度再検査というようなことを行ったりして、実際大学の先生等にも御相談させていただきながら、お子さんのそういった発達に関する部分を保護者の方にお伝えしてあります。その上で、就学支援委員会というものを開きながら、専門の方々、学校の先生方と協議して、このお子さんは適正就学として通常学級がいいのか、特別支援学級がいいのか、または特別支援学校がいいのかということで、そのお子さんの適性を最優先した、

会議を開きながら、最終的には保護者の方と相談をしています。

議員のお話の中に、通常学級の子供との交流といますか、通常学級において同じように授業を受けたりできないのかというお尋ねでございますが、現在インクルーシブという考え方もございまして、通常の子供と同じようにという考え方がございます。実際、学校においても全く通常学級と特別支援学級が離れるということはございませんし、様々な行事ですとか、または授業によっては一緒に取り組んでおります。

しかしながら、通常学級で取り組むことによって、なかなか個別的につけられる力がつけられなかったり、一人一人に寄り添った教育をすれば力がつくんだけれども、通常学級になってしまうとどうしても一人一人へという部分が足りなくなってしまって、力がつけられないということもございます。そういったことも踏まえまして、一人一人の子供に適正な力をつけるためにも、必要に応じて特別支援学級ということを保護者の方と一緒に相談しているところでございます。よろしく願いいたします。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） ありがとうございます。

私もインクルーシブというのは最近聞きまして、なるほどなと思ったことでした。大人から見た子供の発達だけではなくて、子供たちの中で溶け込んでいって、ある程度自然に治癒できるというか、なじみながら大人になっていくという時間も必要かと思っておりますので、その辺もぜひ考慮して、お願いいたします。

それでは、今度は決算書に移りますが、131ページ、4の1の1です。衛生費の1項保健衛生費の1ですが、この備考欄に新型コロナウイルスの予防接種健康被害給付金ということで4,400万円ほどあります。これの症例というか、人数等、個人情報に触れない程度で結構ですの

で、教えていただければと思います。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 健康被害給付金に関する御質問にお答えいたします。

こちらの給付金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に起因すると思われる疾病、死亡等に係る国の給付金でございます。

令和4年10月において国が決定しました給付金でございますが、昨年の12月議会に上程させていただき、お亡くなりになられた1名の方に対して給付したものでございます。

以上です。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 失礼しました。12月の議会で1名死亡ということでお伺いしていました。

これはあまり公表はしたくないと言うとおかしいですけれども、そういうふうな症状があったということは国としてもあまり言いたくないところはあるかもしれませんが、症状としてこのような給付があるんだよというのを市民に対してどのように周知しておるかをお伺いいたします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 健康被害給付金、国の制度の周知についてでございますが、昨年、今年とワクチン接種事業を実施しておりますけれども、そちらのホームページ等、給付金制度については周知ということで、QRコードを付して、国のホームページに飛んでいけるような形で周知に努めているところではございますが、今後ともそうした制度があるというところは周知してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） ありがとうございます。

よく分からない原因で具合が悪いなあと思っているうちに亡くなってしまう方ももしかするといつかかもしれませんし、起因するものがコロナウイルスの予防接種であったというのであれば、また別の道、別の救済の方法もあろうかと思えます。ぜひとも詳しい周知というか、密な周知をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問になりますが、決算書119ページです。ここにわらすこ広場と、あと新中部保育所の関係が2つ載っておりますが、ちょっとこのページだけで質問したいと思います。

まず最初に、中部保育所の建設に伴う地質調査業務委託料が入っております。これは今御存じのとおり発掘作業も並行して行われていて、この業務委託、業務作業でしょうけれども、その作業が有効にできたのかどうかをお伺いしたいと思います。邪魔にならなかったかという話ですけれども。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、鈴木則勝。

山科春美委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長鈴木則勝さん。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 中部保育所の建設に伴う地質調査業務についてということでございます。

地質調査の目的としましては、建設に伴う建築物の基礎工事に必要な地盤の試料、地層ですとか強度を測るために実施したというようなこととございまして、こういった調査の観点から発掘の必要性がちょっと見えてきたということで、発掘のための基礎の調査ではなく、あくまで建物のための調査だったということとございます。

以上です。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） つまり、建物の基礎を打つための場所にちょうど発掘物が重なっている、地質調査の邪魔というか、進めなかったんじゃないかなということをお伺いしたいんですが、ただ、逆に言えば地質調査をしたときに発掘が見つかったという、そういうことなんでしょうか。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、鈴木則勝。

山科春美委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長鈴木則勝さん。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 調査の過程の中で発掘が必要だというのが分かったということと聞いております。

以上でございます。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 分かりました。

ぜひとも早く発掘調査が終わって、中部保育所の建設が進むことを祈っております。

それに合わせまして、わらすこ広場、この案件は過去も何名かの議員の方々からわらすこ広場の利用についての質問をしておりました。この賃料、年間1,900万円、2,000万円近い賃料が毎年かかっているわけです。これは新市長、山科市長がおっしゃっている、今現時点のわらすこ広場は高学年の子供たちが集える場所ではないと、低学年対象のものだということで、どうにかしなければならぬというふうな課題を提起しております。

そこで、これは私の提案ということで聞いていただきたいことなんですけれども、中部保育所がこれから建設になるということで、併設もしくはその用地内に少々の距離を取りながらわらすこ広場の機能を持った建物を1つ建てると。あそこは非常に環境がよくて、晴れていればそ

の前の広場で子供が遊べる。雨が降れば、雪が降れば中で遊べるという点で、非常に優れた場所かなと思っております。市有地の有効活用を考えた場合に、非常に効果的であろうかと私は思います。したがって、毎年2,000万円近い賃料をもってすれば、ある程度の建物は建てられるのではないかなと思います。借入れでもってやったにしても、元利償還で10年間借りてやれば1億9,000万円、2億円近い賃料が発生するわけですから、10年間でペイできるのかなというふうにも思いますし、ぜひともそういうふうな、令和6年度に向けた予算編成にも入るかどうかわかりませんが、その辺の考えを、市長、お願いいたします。

山科朝則市長 委員長、山科朝則。

山科春美委員長 市長山科朝則さん。

山科朝則市長 ただいまの山科委員のお話でありますけれども、いろいろ検討の中の一つというふうなことでさせていただきたいと思っておりますけれども、まだ全体像を私自身着任したばかりで見ておりませんので、まずは状況把握というようなことを前提として、御意見を御拝聴いたしますので、よろしく申し上げます。

以上です。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 市長もいろんな意味で大変かと思いますが、山積する課題というのは見え隠れしながらありますので、いい機会を捉えてやらないと、延ばしてしまうとまた同じようなことで、毎年2,000万円ずつの賃料が発生していったら、10年後には2億円使っているということになりますので、ぜひとも前向きに検討をお願いしたいと思います。

私の質問は以上です。

山科春美委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時01分 開議

山科春美委員長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

9番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

山科春美委員長 辺見孝太委員。

9番（辺見孝太委員） 私からは、2点お伺いいたします。

まず1点目が決算書93ページ、2款1項7目企画費、移住・定住促進事業費について、2点目が決算書113ページ、3款1項3目障害者福祉費、重度心身障害者おむつ支給事業費についてです。

まず1点目、93ページ、2款1項7目企画費、移住・定住促進事業費のほうから質問させていただきます。

予算書にあった移住支援事業補助金が、決算書においてはなくなっております。この事業の実績を教えてください。

また、併せてこの事業の概要をお伺いいたします。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 それでは、移住支援事業費補助金についての実績というふうなことでございますけれども、決算書にございませんけれども、令和4年度の決算としてはゼロという形で、実績はございませんでした。

この制度の内容について御説明申し上げますけれども、こちらにつきましては東京都内のほうから新庄市に移住してきた場合に、1世帯100万円、単身の場合は60万円を助成するというふうな仕組みになっております。

移住元の条件については、東京都内に通算で5年以上在住するか、もしくは通勤するかというふうなことが条件になっております。大学生の場合には、東京23区へ通学した後に東京に就

職して通算5年以上であれば、学生のときの通学も東京都内であればカウントされるというふうなものになっています。

また、移住先での要件についてですけれども、新庄市においてマッチングサイト、JOB山形というサイトのほうで、新庄市の会社の場合は6社ほど登録しておりますけれども、そちらのほうに就職をしていただくでありますとか、あとは東京での仕事を新庄のほうでテレワークしてもらおうとか、いろいろ項目があるんですけれども、その中で市町村が個別に関係人口と認める場合というふうなところがありまして、それについてはふるさと応援隊に加入している者ということと、あと新庄市に3年以上住んでいた者というふうなところがあります。ですので、新庄に3年以上住んでいた者ということが認められるということは、新庄から東京のほうに大学に行くなり就職するなりして5年以上いて、戻ってきた場合にはUターンとして全て該当するというふうな形になるものでございます。

実績としては、令和4年度はなかったというふうなところになります。

以上でございます。

9 番(辺見孝太委員) 委員長、辺見孝太。

山科春美委員長 辺見孝太委員。

9 番(辺見孝太委員) 新庄市に3年居住していって、東京限定ではあるんですが東京都に在住または通勤された方、課長からもありましてとおりのUターンされる方に非常に特化している事業ということで、これから市として人口減少対策に積極的に取り組んでいくという方針の中で、非常に使いやすいのかなと思っております。

Uターン移住で新庄に戻ってこられる方の動機として考えられるのは、新庄に家業がある方、自営業であったり、農業もそうですけれども、会社の後継者であったり、あるいは一人っ子の方ということも、自分しかいないのでということで、考えられるかと思います。

また、制度の中で、18歳未満1人当たり最大100万円の加算があるということで、つまり18歳未満の子が例えば2人いる夫婦が戻ってきた場合は300万円受け取れるということかと思えます。

市の担当課の人員等も限られておりますので、例えば家業がある方に絞ってこういったチラシを配るなど、戸別訪問は大変だと思うので、何か会社の経営者が集まるような集まりだったりとか、意外と東京で修行させているとか、あるのかなと思います。そういった取組をして、本年は実績ゼロということだったんですが、もっと活用していったらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 今辺見委員から御提案がありました部分で、活用していったらどうかというふうなところについては、私どもとしても非常にPRが不足しているというふうなところは感じておりますので、委員おっしゃるとおり、どういうふうな対象に向けて発信していくかというふうなところはこれから考えていきたいと思っておりますけれども、100万円補助するというふうな部分プラス、今おっしゃっていただいたように子供1人当たり100万円加算というのが今年度からなりました。財源としては、市負担が4分の1だけですので、基本的には25万円負担することで1人のUターン者を確保できるというふうなことにもなりますので、積極的にPRに努めていきたいというふうに考えています。

また、今国のほうの情報といたしましては、来年度に向けて、学生がUターンした場合、要するに東京の大学に行って、そのまま就職して戻ってきた場合にも可能となるような方針で今話が進められているという情報もありますので、そうすると、東京の大学に親御さんが送り出し

て、ストレートで卒業して帰ってきた場合にも、単身の場合は60万円になりますけれども、それが該当するということになりますので、もしそういうことが実現するとすれば、そういった方も対象にしてPRをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

9 番(辺見孝太委員) 委員長、辺見孝太。

山科春美委員長 辺見孝太委員。

9 番(辺見孝太委員) 最初は市の持ち出しが少しあるようなんですが、定住していただければ市に戻ってくるものなのかなと思ひます。また、国や県の予算が市民のお金になって、新庄で使ってもらえるということもすごくいいのかなと思ひております。

なかなか移住・定住してくれる方を探すという、移住・定住政策においては探すというのがすごく大変かなと思ひんですが、ちょっとそういう考えを一旦切り離して、単純にシンプルにいい情報を、お得な情報を皆さんに御案内するという気持ちで、積極的に進めていっていただければと思ひます。

続きまして、113ページ、3款1項3目障害者福祉費、重度心身障害者おむつ支給事業費についてお伺ひいたします。

まず、重度心身障害者おむつ支給事業ということで、本人及び生計中心者の前年の所得税が課税されていない方に、重度心身障害者の方におむつを配達するという事業でございます。こちらの事務事業評価を見させていただいたんですが、現在の支給品目では障害児に対して適合するものが少ないということが課題として上がっております。私がお聞きした事例でも、過去の話なんですが、障害児に対して、子供に対して大人用のおむつが届いたということで、ちょっと本来の使い方じゃない、ちょっと拭き取ったりとか、そういう使い方をしていたという話をお聞きしまして、現在の対応としてはどの

ようになっているか、お伺ひいたします。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

山科春美委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 おむつ支給事業の件でございますが、確かに委員おっしゃるように以前は障害児、お子さんに適したおむつが支給されないということがございました。対応できないのかというふうな御提案、御要望もございました。

今現在、お子さんへの支給というのはいんですが、今後そういう対象も来た場合に対応できるように、子供用のおむつを支給できるような柔軟な対応をしていかなければならないと考えておりますので、御不便をおかけしないような方法で事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

9 番(辺見孝太委員) 委員長、辺見孝太。

山科春美委員長 辺見孝太委員。

9 番(辺見孝太委員) この事業に該当する方というのは、所得税が課税されていない方ということで、本当に大変な方に限られると思ひます。その上で、障害のある御家族と過ごされていて、本当に一日一日を大切に過ごされている中で、やはり該当したときにちょっと自分たちのほうを向いてくれないような、サイズの違いだったりとかしたときにそういった思いをされるようです。体のすごく大きな方から小さい子供まで、全て取りそろえておくというのなかなか難しいのかなと思ひますが、制度の範囲内で、やはりいつでも対応できるような準備をしていただければと思ひます。どうぞよろしくお伺ひいたします。

以上で終わります。

山科春美委員長 ほかにありませんか。

4 番(鈴木啓太委員) 委員長、鈴木啓太。

山科春美委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 私のほうから何点か質問させていただきたいと思います。

予算書は92ページの2款1項7目企画費の移住・定住促進事業費の部分について、まずはお伺いいたします。

説明書は10ページなんですが、こちらのほうを中心にお伺いしたいと思います。

④の移住イベントへの参加というところなんですけれども、成果指標のほうに移住イベントの参加回数と参加者の組数と人数が記載されているんですけれども、それぞれこのイベントの全体の規模感と比較して、いらっしゃった参加者の方が多いのか少ないのか、感想になるのかなと思うんですけれども、お聞かせいただきたいと思います。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 今の鈴木委員の御質問にお答えいたします。

主要施策の成果の10ページのイベント参加の規模感のうちの新庄の部分のブース的な感じというふうなことかなというふうに捉えましたけれども、まず7月24日の「東北移住&つながり大相談会」につきましては、参加者数246組320名のうち、新庄のほうに直接相談があったと、いろいろお客様がいるうち新庄のほうに相談があったと把握されるというふうな認識で捉えられるという感じになるんですけれども、4組ほどというふうなことになっています。

あと、10月9日の「くらすべ山形」の部分につきましては、これは最上ブースとして連携してやっている部分なんですけれども、6組ほどになっています。

最後の「やまがたハッピーライフカフェ最上」については、こちらは参加数は16組19名とありますけれども、このうち十数名程度というふうなところで認識しているところです。

以上でございます。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

山科春美委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） ありがとうございます。

最後の10月29日以外は、ちょっと全体から見て少しというか結構少ないのかなという印象を受けたんですけれども、ほかのブースに比べてどういったところが少ない要因だとか、そういったところは何か分析というか、されているのか、お伺いしたいと思います。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 それぞれ各自自治体がブースを出す中で、やはりイベント会場での場所的などところが、入り口から遠い奥まったところとか、そういった部分もありますし、あと基本的に新庄は移住に特化した、独自に移住で優先的にPRできる助成制度でありますとか、そういったものが今現在ちょっと弱いというふうな部分もありますので、そういったところが総合的に関連しているのかなというふうに捉えております。

以上でございます。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

山科春美委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 場所的な要因とか、移住に特化した制度がちょっと足りないところもあるというふうなお話が今ありました。

首都圏在住者に向けてのイベントですので、東京圏で開催されたかと思うんですけれども、やっぱり東京から新庄に来るまで、埼玉県、茨城県、福島県、県内に入っても米沢だったり山形市だったり、新庄より少し大きな規模の移住先というふうな部分が多いと思いますので、今後やっぱり人口減少対策、人口減少が市長も一番の課題だというふうなことをおっしゃっており、その中で移住対策も力を入れていくようなことをおっしゃっていたと思いますので、ぜひ

こういった移住対策に特化した何か事業を提案というか、していただきたいなと思って、質問させていただきました。中には空き家をリノベーションして、民泊、移住体験などをして移住につなげるような事例なんかもホームページなんかを見ますとありましたので、そういった何か新しい取組、移住対策を考えて取り組んでいただきたいなと思っております。

次なんですけれども、予算書116ページ、3款2項1目児童福祉総務費の児童行政事業費の病児保育事業利用料助成金についてお伺いいたします。

説明書は68ページになります。

こちらの事業については、病児保育を利用する際の利用料の半額を保護者の申請に基づいて市が助成するものですが、仮に利用された方全員が申請した場合、全ての方が半額で利用できることになると思います。そうした場合、全員が利用できるよう、お支払いする金額の上限が全員というふうになるのであれば、最初から半額の1,250円の利用料で案内したほうが、利用する方はもちろんだと思えますけれども、それに伴って事務作業をする職員の方の業務量の負担の面から見ても使い勝手がよくなるのかなと思ったんですけれども、次年度からそういったことをしていくようなことというのは何か考えがありましたらお願いします。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、鈴木則勝。

山科春美委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長 鈴木則勝さん。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 病児保育事業利用助成金についての御質問でございます。

この制度につきましては、病児保育の利用者の方につきましては、利用していただいた際に施設のほうにまず一旦利用料を払っていただく。今の助成の仕方につきましては、後ほどそ

の利用者から領収書をもって市のほうに申請いただいて、そこから市で半分を助成していると。その点につきましては、やはりもっと簡単にできないかというようなことでの御質問だったのかなというふうに思っております。

この病児保育事業につきましては、現在施設のオープンハウスこんぺいとうのほうに委託という形をお願いしておりますが、実際今利用しているのが新庄市の市民だけではなくて他市町村の方も様々御利用いただいているところでございます。その際に、施設側のほうでの利用者に対する請求の金額というのが、市で助成したことによって窓口で減ったということで、ちょっとばらつきが出てくるといったことも考えられるかと思えます。そういった点は少し課題として考えているところですので、施設側ともちょっと相談が必要かと思えます。

やはり行政側、そして利用者側もお互いに簡素化、簡単に使えるような制度にということも考えていきたいと思えますので、どういった方法でやれるかというのは今後検討させていただければなというふうに考えております。

以上であります。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

山科春美委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 委託している事業者の都合というか、そういったところもあって、課題になっているというふうなことで、理解いたしました。

こちらに関連してなんですけれども、この事業を導入した結果として、この病児保育を利用する保護者の方というのは増えたのかどうかというのを併せてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、鈴木則勝。

山科春美委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長 鈴木則勝さん。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 病児保育料助成金の制度につきましては、令和2年度からスタートしてまだ3年目というようなことでございます。

これまでの利用の実績ですが、令和2年度は35件、令和3年度が74件、令和4年度は72件ということで、スタートした年よりは増えてきていると。令和3年度、令和4年度は同じぐらいというようなことで、まだ始まって数年というところですので、なかなかちょっと傾向は読み取れないところではございますが、市のホームページあるいは広報等を使って利用を促しながら、なるべくこういったサービスがあって安心したと思っていただけるように周知に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

山科春美委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） ありがとうございます。

令和2年から始まって、令和3年、令和4年は同じぐらいの数字だということで、理解しました。

いずれにしても、半額を助成していただけるということで非常にありがたい制度だと思えますので、ぜひ継続していただいて、また課長もおっしゃっていたように子育て世代の方に広く周知していただくと利用者もまた増えるのかなと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、また同じ予算書116ページの3款2項1目児童福祉総務費の児童行政事業費なんですけれども、小中学校等新入学祝い金についてお伺ひしたいと思ひます。

小中学校等新入学祝い金について、小学校または中学校に入学・進学した児童生徒の保護者に対して1人当たり3万円を支給する事業ですけれども、進級・進学に伴う子育て世帯の経済的負担を軽減するための事業だと理解していま

す。

そこでお伺ひしたいところは、まず基準日が5月1日になっておりますので、入学後の支給になるのかなと思ひますが、まずその理解でよろしいのかということが一つと、支給方法なんですけど、対象となる児童生徒の保護者の銀行口座に入金するような形になると思うんですけども、現金でお支払いされるのか、2点お伺ひしたいと思ひます。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、鈴木則勝。

山科春美委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長鈴木則勝さん。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 小中学校等新入学祝い金についての御質問をいただいたところでございます。

基準日につきましては、令和4年度の事業につきましては5月1日にしているということで、事業の名称のとおり新入学のお祝いということで、やはり入学を確認した入学式後の日というようなことでの基準日を設定させていただいているというようなところでございます。

支給の方法につきましては、やはり一旦申請という形を取らせていただいて、こちらから対象になる方に御案内して申請いただいて、あとは指定された口座のほうに1人3万円の振込をさせていただくというような事務手続をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

山科春美委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） ありがとうございます。

5月1日、お祝いという意味合いも兼ねてということで、確認した後に申請をしてから入金されるというふうなことで、承知しました。

ちょっとお伺ひしたいのは、ほとんどの保護者の方は恐らく児童生徒のためにお使いになるものだと思うんですけども、中には例えば自

分の趣味とかそういったものに使う可能性もあるのかなあとちょっと考えまして、入学・進学したときにやっぱり指定の靴とかジャージとかそういったものの負担がかかる場所もあるので、現金でのお支払いという形もいいのかなどは思う一方で、物でというか、靴とかジャージとかそういったものを支給するような、同じぐらいの金額になるのかなと思うんですけれども、そういうふうな物とかで補助するというふうなことは可能性としてはどうなのかなと思うんですが、よろしくお願ひします。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、鈴木則勝。

山科春美委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長鈴木則勝さん。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 靴などの物という形でのお祝いの仕方をしているという御提案なのかなというふうには受け止めたけれども、やはりある程度補助制度、支給制度ですので、どこかで基準日というものを設けなければいけないかなというふうには考えております。今の考え方につきましては、例えば物で支給する場合は、入学の場合は3月とか、もっと早い時期にしなければいけないのかなと思いますが、今のところお祝いをした後に転出などされてというようなこともちょっと踏まえて、やはり入学を確認してからというような基準日の設定で事業を進めているというような考え方のところがございます。

ただ、御提案のように何かクーポン券のような、引換券のようなものをお渡しするという形であれば、それはそれで市内で物を買っていただけるというような形であれば、そのような支援の仕方なんかちょっと考えられるのかなとは思いますが、まずはまだ始めて今年で2年目というようなことでございますので、まずやってみた成果、課題などをこれから考えながら、より喜んでいただけるような制度

になるよう、必要に応じて見直しできればなどというふうには考えているところでございます。

以上であります。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

山科春美委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 昨年始まったばかりなので、まだいろいろ検証するようなこともあろうかと思いますが、先ほど申請してお支払いするというふうなお話もありましたので、もしそういうふうにお渡しできるようなものであれば、もらわない人も防げるのかなとちょっと思ったので、御提案させていただきましたが、引き続き児童生徒のために使われるように、改善というか、今後事業を検討していただければと思います。

次に、予算書172ページ、10款1項3目の教育指導費の学校教育指導事業費についてお伺ひします。

説明書は149ページの18番、部活動指導員配置促進事業についてお伺ひしたいと思います。

説明書のほうに部活動指導員の配置の内訳の記載があるんですけれども、見ますと5人指導員がいらっしゃる中で、新庄中に2名、日新中に1名、明倫学園に1名、萩野学園に1名おりまして、市内のバランスを考えると八向中学校にも1人配置してもいいのかなと思ひ、ちょっとお伺ひいたします。

また、生徒数などが理由で配置校を決めているのであれば、新庄中より日新中学校のほうが生徒数としては多いので、こちらのほうが多いほうがバランスとしてはいいのかなと思うんですが、配置について特段何か理由があればお伺ひしたいと思います。

杉沼一史学校教育課長 委員長、杉沼一史。

山科春美委員長 学校教育課長杉沼一史さん。

杉沼一史学校教育課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

教職員の負担軽減を目的とした部活動指導員

配置事業でございます。

実際、新庄市には今委員おっしゃいましたように5名配置されているわけですが、実際市内の中学校、義務教育学校は5校ございますが、八向中学校は部活動の数が少なく、1つの部活動に教職員を3名顧問として配置できるということもあり、その中でローテーションを組んで、負担軽減などを行っています。また、実際に部活動の時間帯に指導に来てくださるという方がなかなかいらっしゃらないというのも現実でございます。

そういった中で、各学校の状況を確認し、実際に指導員として来てくださる方がいらっしゃるかどうか、そういうところなども鑑みながら、最終的に令和4年度につきましてはこのような配置となっております。

なお、年度末におきまして、次年度の配置について各学校と協議しながら人数を決めているところでございますので、今年度につきましても来年度に向けてまた協議をしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

4 番(鈴木啓太委員) 委員長、鈴木啓太。

山科春美委員長 鈴木啓太委員。

4 番(鈴木啓太委員) ありがとうございます。

配置については、やっぱりやってくださる方の時間の都合だったり、いろいろな都合がある中で、なかなか難しいのかなという印象を受けました。働く先生方の負担軽減のためにも、ぜひとも部活動指導員のほうで何とかしていただければなと思っております。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございます。

山科春美委員長 ほかにありませんか。

5 番(坂本健太郎委員) 委員長、坂本健太郎。

山科春美委員長 坂本健太郎委員。

5 番(坂本健太郎委員) 私のほうから3点ほど御質問がございます。1点目が款項目2、1、1、93ページの新庄・最上ジモト大学推進コン

ソーシウム負担金とやまがたA I部運営費コンソーシウム負担金。2点目が款項目4、1、1、129ページの看護師確保対策事業。3点目が4、2、2、ページ数は137ページの地域循環型生ゴミ収集事業費の3点です。

最初に新庄・最上ジモト大学推進コンソーシウム負担金とやまがたA I部運営費コンソーシウム負担金について、この2つの負担金はともに高校生へ地域側、企業側からの学びのコンテンツを提供している事業と認識していますが、どのような新庄市としての関わり、あとその事業内容等、教えていただければと思います。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 それでは、坂本委員の御質問にお答えします。

初めに新庄・最上ジモト大学推進コンソーシウム負担金につきましては、令和4年度決算といたしまして40万円を負担金として支出しております。こちらにつきましては、県の最上総合支庁の地域連携室のほうで主催しております、最上地域政策研究所の政策提案を受けた形で、ジモト大学ということで平成29年度に事業化されたものでございます。

「高校生が旅立つ前に学ぶコト」というキャッチフレーズの下に、様々な民間企業、自治体がプログラムを提供いたしまして、そこに高校生が主になって参加していただくということで、令和4年度につきましては40プログラムに生徒が781名参加されたというふうなことです。

プログラム提供を新庄市としてもやっておりますけれども、令和4年度につきましては高校生自らがプログラムを提供して事業のほうを起こしているというふうなところもあったというふうに把握しておりますけれども、非常に昔、我々の時代でありますと、地域の大人の方と学ぶ機会とか一緒に活動する機会というふうなところがなかった中で、今は探究コースというふ

うなところで、様々地域課題の解決に向けて高校生が勉強されているというふうなところで、非常にこれから県外とか地域外に出ていっても、地域を知らない子供たちが少なくなってきつつあるのかなというふうなことがあります、そういった部分においては非常にいい事業とっておりますので、こちらについては引き続き県のほうに対してプログラム提供とお金の支出をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、やまがたA I部につきましては、A Iの学習を部活動として各学校において放課後の時間に先進技術とかそういった部分を学ぶ機会をそれぞれ学校ごとに提供しております、「やまがたA I甲子園」などという形で各学校からオンラインで参加するなどして学習の成果を競い合っているというふうなものでございますけれども、市として負担金は出しておりますけれども、事業そのものにはあまり関与していないというのが実際のところであります。

負担金につきましては、100万円という割と高額な寄附になっている中で、実は最上地域の生徒というのが、新庄北、新庄南、新庄東、それぞれから合わせて今現在6名ほどしかいないというふうに把握しております。

こちら、最初はやまがたA I部運営コンソーシアムということで、経済団体とかも一緒に共同でしているその団体のほうから、新庄の高校があるということで、新庄市のほうに負担金の請求が来て、100万円というふうに今に至っているところですが、費用対効果とかというふうなことも考えて、6人しかいないのという部分もありますし、あとはA Iの学習ということから言えば、高校所在地ということではなくて、県内全体の自治体で負担をして、子供たちを育成していただきたいという思いもありまして、こちらの事務局のほうにちょっと負担金を、高校があるところというふうなことではなくて考えていただきたいということで

今要望しているところでありますので、それはどうなるか分かりませんが、実情としてはそういった形になっております。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。山科春美委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） ありがとうございます。

今の認識としまして、ジモト大学については私も関わっておりましたし、今も地域側の一市民としても関わっておりますので、新庄市としてそのような評価ということで、これからはということ、大変うれしく思ったところでした。

それに比較して、A I部のことも、私が職員時代のときも知っていたんですけども、そのように新庄市に負担金ということで負担を求めているのはちょっと知らなかったんですけども、実際その人数もなかなか、A I部ということで、興味関心のある生徒しか行かない、行ったからこそ最後までやり遂げられるとは思うんですけども、それが6人ということで、6人に対して100万円かというのはちょっと思うところもありまして御質問したところ、同じような考えで返答していただいたので、それはそのまま事務局側に言っていただいて、ちょっと負担の在り方、やはり設置している市町村だけでなく、市町村会とか、県の中でも自治体がやっている協議会とか協議体があると思いますので、そこで負担とか、いろいろ考えがあるので、ぜひ今のような方向で行っていただければと思います。

では2番目なんですけれども、看護師確保対策事業について御質問させていただきます。

看護師の確保ということで、4年前、看護師養成学校というところで、一般市民の方も看護師がこれから不足する、養成していかなければならないということは、そのときの、前々回ですかね、の選挙戦のときはかなり興味関心とい

うことで、市民の中でも看護師不足が大変だという認識に至ったと思います。

この事業、看護師確保対策事業ということで、すみません、ページはちょっと忘れましてけれども、主要施策に関する説明では実績4名ということで、奨学金に対する支援ということだったんですけれども、この4名というところに対してはどのような実績の認識なのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 それでは、坂本市議の看護師確保対策事業についての御質問にお答えいたします。

こちらの事業の目的としましては、看護師、医療従事者の確保と、あともう1点は医療従事者の市内への定住の促進を目的としております。

こちらは市単独事業となっております、一般質問において佐藤市議からも奨学金返済についての御質問があったかと思いますが、看護師に対する奨学金助成は市単独となっております。

内容としましては、看護師、准看護師、助産師、保健師のいずれかの資格がある方、そして市内の医療機関や介護施設へ新たに勤務なさって、奨学金を返還されている方に対して助成するものでございます。

実績としまして4名とございますが、こちらは令和2年度から始まった新規の事業でございますが、令和2年度の実績はスタート当初でゼロ名でございましたけれども、令和3年度は2名、令和4年度は4名の方という実績になっております。

今後とも周知させていただきながら、より多くの方、看護師不足ということで、市内のほうに就職していただけますように、広報等に努めているところでございます。

以上です。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
山科春美委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 令和2年からの事業ということで、初年度はいませんでしたけれども、実績としては1名ずつ増えているということで御回答がありました。

看護師の確保については、様々な対策が必要だと思っているんですけれども、そのほかの対策としましてはありますでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 看護師確保対策につきましては、負担金として決算書には掲載されておりますけれども、最上地域保健医療対策協議会というものがございまして、保医協と呼ばれておりますけれども、最上8市町村において医師確保はもちろんのこと、看護師、そして医療従事者の確保に努めている事業がございます。看護師研修も実施しておりますし、動機づけ学習会としまして最上郡内の小学校、中学校、高校に対して学習会等を実施しております。医師の確保が重点課題として取り組んでおりますけれども、看護師も含めた研修を実施しているところでございます。

あとは、本市におきましても、県内の看護学校からの実習を積極的に受け入れておりまして、令和4年度も2つの医療大学から看護師の実習を受け入れているところでございますが、今年度におきましては酒田の看護学校から新しく実習を春と秋と2回受け入れておりまして、看護師の医療現場の業務だけではなくて、保健師の業務も広く知っていただきたいということで、本市においても受入れに努めているところでございます。

以上です。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
山科春美委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 8市町村でというこ

とで、新庄市だけの問題ではないということは重々承知しているんですけれども、今の御回答だと、これまでも負担金なり、その協議会なりで医師確保を中心として医療従事者の確保ということで連携してやってきたという中で、多分それでは確保がなかなか難しいということもあって、令和2年から新しく市単独で事業を始めたのではないかと推察するところでした。そうであれば、なお看護師というところで、もう4年前になかなか看護師が不足しているという状況があつての看護師養成学校の話も出たところだと私は思っておりますので、もっと強く看護師を養成する、それが高校なのか中学生なのかは分かりませんが、そちらのほうにPRというものをもっとしていかなければならないのではないかなと思つてきた次第です。

今後、看護師養成についてさらに進めていくというような、今の現状の不足感とか、そういうのも含めましてどのようにお考えか、お答えください。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 坂本委員のおっしゃるとおり、看護師不足というのは深刻な問題であると考えております。特に介護施設等においては不足しているというふうなお声も聞いております。

今後に向けてでございますけれども、先ほど御説明しました最上地域、やはり看護師不足は医師不足も含めて最上地域全体の課題ということで認識しております。

最上地域保健医療対策協議会では、本市は幹事という役割を務めておりまして、事業の中心を担っている形でございますので、来年度に向けては、なかなか実績として見えないということはいまでも言われているところでございますけれども、対策を強化すべく、実習体制も含めて8市町村と協議していくような形を取っておりますので、御理解くださるよう、よろしく

お願いいたします。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
山科春美委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） どうぞよろしくお願ひします。

続きまして3番目ですけれども、地域循環型生ごみ収集事業費についてです。

こちらの事業なんですけれども、生ごみを回収して、それを堆肥化して、その堆肥を作物の育成に使つてという、循環型ということで、長井市のレインボープランというのがあるんですけれども、そのような取組だと考えているんですけれども、どのような事業か、もう一度説明をいただければと思います。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

山科春美委員長 環境課長岸 聡さん。

岸 聡環境課長 生ごみ堆肥化事業の御質問をいただきました。

この事業につきましては、委員おっしゃるとおり、大筋においては長井市のレインボープランと同等の事業となります。

新庄市内の一部でありますけれども協力していただいております町内会から生ごみを収集しまして、旧中部牧場にある施設を利用しまして堆肥化を行っております。

現在、完成堆肥につきましては、一番多い利用形態といたしましては、生ごみを出していらっしゃる町内会の方でありますとか、市庁舎の前にも花壇がございますけれども、花壇の堆肥という使用が最も多いような状況になってございまして、当初始まった頃は農林課所管ということで地域循環型農業ということでございましたので、農家の方に使つていただくというのが多かったんですけれども、最近の傾向としては農家の方というよりは地域の住民の方に使つていただいているという状況にございます。

以上です。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

山科春美委員長 坂本健太郎委員。

5 番(坂本健太郎委員) 令和4年度までの事業ということで、決算のところに出ているんですけども、今年度の事業につきましてはどのようなになっていますでしょうか。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

山科春美委員長 環境課長岸 聡さん。

岸 聡環境課長 今年度の事業につきましても、令和4年度と同様に同じ世帯から収集しまして、同じ業者で堆肥製造のほう、場所についても同様に行っております。

以上です。

5 番(坂本健太郎委員) 委員長、坂本健太郎。

山科春美委員長 坂本健太郎委員。

5 番(坂本健太郎委員) SDGsにも表れるように、持続可能な社会ということで、このような生ごみを収集して、それを堆肥化しているというのは大変重要な事業だと思っております。

その一方で、生ごみの減量ということで、各個人が生ごみをどのように排出するか、ごみとして出すのか、それを堆肥にするのかということで、全国的なところでいけばそれぞれの家庭の中でどのように生ごみを少なくするかというようなことも意識され始めております。であれば、収集するというのも可能なんですけれども、各家庭でコンポスト、生ごみを家庭の中で堆肥化するというふうなコンポストなんですけれども、昔から比べると小型化したり、それを売るときの補助金を出したりとか、一つ一つの家庭の中の取組で生ごみを減らすというふうな取組も今進んでいるようなんですけれども、その辺については、循環型というところで、そういうものもあるということをちょっと御提案なんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

山科春美委員長 環境課長岸 聡さん。

岸 聡環境課長 御意見ありがとうございます。
コンポストの補助につきましては、市として

は行っておらないんですが、衛生組合連合会のほうで、金額としてはちょっと少ないんですけども、補助のほうを行っている状況でございます。

議員おっしゃるとおり、各家庭で生ごみのほうを減量化してごみに出していただく、これも大変重要なことでございます。ただ、今現在市のほうで生ごみ堆肥化事業を行っておりますけれども、実は課題もございまして、昨年の決算委員会でも大分ありましたけれども、今現在中部牧場の施設で堆肥のほうを製造しておるわけなんですけれども、牧場時代からの建物ということで、大変古い施設になってございます。修繕を重ねてきておりまして、いつまで使えるかというのが大変課題として上がっております。また、切り返しの業者についても高齢化が進んでいるということで、昨年御説明したところでございます。

その辺の問題解決がなかなか進まないものですから、今年度はそのまま事業を行っているわけなんですけれども、今現在環境課におきまして、今後の生ごみでありますとか地域循環をどういうふうに考えていくかという部分を今現在検証している最中でございます。その辺、まとめましたらまた議会のほうにお示ししたいと考えてございますけれども、議員からの今の発言、大変ありがたく思っております。まずは個人でできるところは個人でやっていただくというのが大事ではないかなというふうに私どものほうも考えているところでございます。

以上です。

5 番(坂本健太郎委員) 委員長、坂本健太郎。

山科春美委員長 坂本健太郎委員。

5 番(坂本健太郎委員) ありがとうございます。

ぜひ環境先進地として新庄市が全国に名前がとどろくような事業なり、できていたらと思います。

質問は以上です。

山科春美委員長 暫時休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後2時59分 開議

山科春美委員長 休憩を解いて再開いたします。

散 会

山科春美委員長 以上をもちまして、本日の審査を終了いたします。

次の決算特別委員会は、10月24日火曜日午前10時より再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時00分 散会

決算特別委員会記録（第3号）

令和5年10月24日 火曜日 午前10時00分開議
 委員長 山科春美 副委員長 伊藤健一

出席委員（18名）

1番 佐藤悦子 委員	2番 亀井博人 委員
3番 今田浩徳 委員	4番 鈴木啓太 委員
5番 坂本健太郎 委員	6番 田中功 委員
7番 山科春美 委員	8番 鈴木法学 委員
9番 辺見孝太 委員	10番 渡部正七 委員
11番 新田道尋 委員	12番 八鍬長一 委員
13番 伊藤健一 委員	14番 山科正仁 委員
15番 高橋富美子 委員	16番 佐藤卓也 委員
17番 小野周一 委員	18番 小嶋富弥 委員

欠席委員（0名）

欠 員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長 山科朝則	総務課長 西田裕子
総合政策課長 川又秀昭	財政課長 小関孝
税務課長 津藤隆浩	市民課長 伊藤リカ
環境課長 岸 聡	成人福祉課長兼福祉事務所長 横山浩
子育て推進課長兼福祉事務所長 鈴木則勝	健康課長 佐藤朋子
農林課長 柏倉敏彦	商工観光課長 小関紀夫
都市整備課長 長沢祐二	上下水道課長 矢作宏幸
会計課長兼出納主査 井上美佳	教育長 高野博
教育次長兼教育総務課長 渡辺政紀	学校教育課長 杉沼一史
社会教育課長 伊藤幸枝	監査委員 大場隆司

監事	査務	委員	局長	大江	周	選挙管理委員	会長	武田	清治
選挙	管理	委員	会長	今田	新	農業委員	会長	浅沼	玲子
農事	業務	委員	会長	叶内	敏彦				

事務局出席者職氏名

局	長	山科	雅寛	総務	主査	笹原	佳子
主	任	小松	真子	主	事	秋葉	佑太

本日の会議に付した事件

議案第70号令和4年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
 議案第71号令和4年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第72号令和4年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第73号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第74号令和4年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第75号令和4年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 議案第76号令和4年度新庄市下水道事業会計決算の認定について

開 議

山科春美委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は18名です。

会計課長が欠席のため、会計課より井上美佳出納主査が出席しておりますので、御了承願います。

これより10月20日に引き続き決算特別委員会を開きます。

初めに、審査に入る前に、10月20日にも申し上げましたが、再度確認のため、本委員会の進行に関しての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩を取りながら進めてまいります。

質疑は答弁を含め1人30分以内といたします。質問の際は、決算に関する資料の名称とページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるよう願います。

また、会議規則第116条第1項に、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定しておりますので、これを遵守願います。

以上、ただいま申し上げました点について特段の御理解と御協力をお願いいたします。

議案第70号令和4年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

山科春美委員長 それでは、20日の審査に引き続き、議案第70号令和4年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

一般会計の歳出に関し、質疑ありませんか。

10番（渡部正七委員） 委員長、渡部正七。

山科春美委員長 渡部正七委員。

10番（渡部正七委員） おはようございます。

一番最初に御指名いただき、ありがとうございます。皆さんより声が大きいため指名していただいたのかなと思うんですけども、まずよろしく願います。

それでは、決算書の127ページ、3款民生費3項生活保護費の1目生活保護総務費、次が155ページ、7款商工費の1項商工費の3目観光費、次に173ページ、10款教育費1項教育総務費3目教育指導費、最後は191ページ、10款教育費の5項社会教育費の6目文化財保護費の4点になります。

この決算に当たりまして、私たち初めてだったもんですから、うちの会派のほうでこのたびいろいろ勉強会をさせていただきました。その中で、先輩議員から、今回この成果に対する説明書の中に皆款項目を入れていただいているので、非常に款項目と決算書を見ながら、いろいろ勉強することができました。本当にちょっとした心遣いなんですけれども、そういうことは非常に助かりますし、こういうことが本当に市民の皆様のサービス向上にもつながっていくと思いますので、今後ともよろしく願います。

それでは、決算書127ページの3款民生費の3項生活保護費の1目生活保護総務費の被保護者就労準備支援事業委託料、これが113万5,010円の支出がされています。この事業の成果と実績、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

山科春美委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 おはようございます。

渡部正七委員の御質問にお答えさせていただきます。

就労準備支援事業でございますが、生活のリズムが崩れているなどの理由から就労の準備が整っていない方に対して、生活習慣の確立のための指導や社会生活自立のための訓練を行い、就労に必要な基礎能力の形成と就労意欲の喚起を図ることを目的として、社会福祉法人友愛の里への委託事業として支援しております。

実績でございますが、令和4年度の事業実績は6名の方を対象に支援を行っております。それぞれ様々な課題を抱えているため、直ちに雇用による就労へつながるのは大変困難でございますので、本人に合った業種や就労形態を見極め、支援を行っております。

令和4年度の就労へつながった実績はございませんが、今年度になりまして障害者の事業所への就労が2名、また同じく3名が就労の予定となっております。1名に関しては現在も支援を継続中ということで、実施しております。

以上でございます。

10番（渡部正七委員） 委員長、渡部正七。

山科春美委員長 渡部正七委員。

10番（渡部正七委員） なかなかすぐすぐこの事業がうまくいくというか、効果が表れるのは非常にきついと思うんですけども、まずゆっくり時間をかけて頑張っていたきたいと思えます。

次に、決算書155ページ、7款商工費1項商工費の3目観光費です。エコロジーガーデン樹木診断委託料として28万6,000円の支出になっていますが、エコロジーガーデン、皆さん御存じのようにたくさんの樹木がありますが、どのような種類をどのような方法で診断したのか、また、その診断の結果はどのようなになっておりますか、お伺いしたいと思います。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

山科春美委員長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 ただいま御質問ありましたエコロジーガーデンの樹木診断委託の部分に

ついてお答えいたします。

こちらのほう、エコロジーガーデン園内の貴重な財産であります樹木等につきまして、専門家による状態の診断を委託事業として行ったものでございます。

具体的には、県の公益財団法人でございますやまがた森林と緑の推進機構所属の樹木医の先生2名に外観調査等々をお願いいたしまして、樹勢、樹形、それから病虫害等々の状況を確認していただいた上で、樹木を4段階に評価していただきました。

種類につきましては、梨、桜、ヒマラヤスギ、桑、トドマツ等々と様々ございますが、園内の24種類、853本の全樹木のほうを診断していただいております。

その結果でございますが、4段階に分けまして、「まず大丈夫でしょう」、それから「観察が必要」、それから「重点的に管理していったほうがいいですよ」、それから「ちょっと危ないので伐採の候補ではないか」という形の4段階で評価していただいております。その中で伐採の候補となったのが約60本ほどございまして、優先順位もつけていただいておりますので、危険の優先度はこちらのほうでも把握してございますので、今年度に入りまして11本ほど伐採、抜根等の処理を実施してございます。

以上でございます。

10番（渡部正七委員） 委員長、渡部正七。

山科春美委員長 渡部正七委員。

10番（渡部正七委員） 委託料が28万6,000円で、これほどの、853本の樹木を皆点検していただいたということで、私から言えばちょっと安いような委託料じゃないかなと思ったんですけども、非常にエコロジーガーデン、本当に今たくさんの方があそこを御利用なさっていて、憩いの場にもなっているんですけども、やはり木が大きくなってくるとそれだけ折れるとか、木も寿命がありますから、やっぱりきちんとし

たこういう点検というのは非常に必要だと思います。今後とも継続して樹木の管理をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に決算書173ページ、10款教育費 1項教育総務費の3目教育指導費、学校のつばさ支援事業についてお伺ひしたいと思ひます。

これは400万円の支出にしていますが、成果に関する説明書の146ページにも書いていましたが、事業としては「各学校が地域と連携しながら、児童生徒の実態や地域の特性に応じた特色ある学校づくりを計画的かつ柔軟に推進するとともに、自主的で創造的な取組を実践した」ということになっておりました。

その成果としまして、「保護者や地域住民等からの協力により、多様な教育活動を実践することができ、児童生徒の地域の新たな学びにつながった」となっております。そして、その事業を通して「地域に根差した特色ある教育活動の具現化を進めることができた」となっております。

これは中学校区ごとに行った事業と思うのですが、具体的に学校区ごと、どのような取組事例があったか、その辺をお伺ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

杉沼一史学校教育課長 委員長、杉沼一史。

山科春美委員長 学校教育課長杉沼一史さん。

杉沼一史学校教育課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

今議員がおっしゃっていただいたように、この取組につきましては、各学校の実態に応じて、児童生徒の実態に応じながら、地域の特徴、特性に応じた特色ある学校づくりということで、非常に自由度の高い活用事業となっております。例えば今お話しいただいたように、本市が進めておりますふるさと学習におきましては、各学校ごとに地域の方々に学校にお越しただいて、いろいろお話をしていただいたり活動していただくということも、どの学校においても行われ

ております。そういった際の謝金ですとか、その際に必要な資料等、活動の経費に使わせていただいております。

具体的には各学校、それぞれ各学年、いろいろな取組がございますので、全て御紹介することはちょっと難しいんですけども、例えば萩野学区におきましては鹿子踊りですとか、または八向学区においては、これは教科のほうでもやっておりますが、民話をお聞きするような、民話の語り部の方にお話を伺ったりとか、また最近では新聞にも今朝載ってございましたけれども、新庄中学校におきましては「新庄をかける」ということで、開府400年に向けて市内のいろいろな方にお話を伺ったり、そういうふうな活動等、それぞれいろいろな学校ごとに各学年のほうで企画した内容に活用させていただいているということで話を聞いております。

また、こちらはふるさと学習に限らず、子供たちの実態に応じてということで、学力向上の中においても非常に活用が進んでおまして、各学校においては年間を通して授業研究会というものに計画的に取り組んでおります。そういった際に、全ての学校において大学教授をお招きして指導、助言をいただいて、子供たちの学力向上に向けた授業改善に取り組んでおりますので、そういった謝金などにも使わせていただいております。

ほかにも、学校アピールということで、学校のほうでリーフレットを作成したりとか、または学区内の小中一貫というような部分で、小中の交流の事業など、そういった活動等、様々なところに使わせていただいているところでした。

非常に学校のほうからは、この事業についてはありがたく活用させていただいているということで、校長会からも毎年この事業については継続をお願ひしたいということで話をいただいているところでございました。よろしくお願ひいたします。

10番(渡部正七委員) 委員長、渡部正七。

山科春美委員長 渡部正七委員。

10番(渡部正七委員) 大変いろいろと今御説明いただきました。

本当に今萩野学園の例もありましたけれども、萩野学園も3つの学校が一緒になりましたので、当初はやっぱり保護者の方とか地域住民の方が学校に対する思いというのが少し希薄になったような感じもあったんです。こういう特色のある学校づくり、地域住民を巻き込んでふるさと学習とかをやっていくと、また学校に対して目が向いていくような感じもしましたので、それから学校運営協議会の中でも、学校評価のアンケートの中でも、この事業を継続してほしい、素晴らしい事業だという評価をいただいたという結果を私も学校運営協議会のほうで見ました。ぜひ今後とも継続していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、決算書191ページの10款教育費5項教育費6目文化財保護費の中の新庄亀綾織保存活動事業についてお伺ひしたいと思います。

支出額は1,402万4,038円となっています、全額で。これは本当に地域おこし協力隊の報酬とか共済費とかそういう人件費が大きいと思うんですが、その中の手数料が158万4,000円支出されていまして。手数料というとそんなにかかるのかなあとって、何か違うもの、金額が大きいので、どのような内容になっているのかちょっとお伺ひしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

伊藤幸枝社会教育課長 委員長、伊藤幸枝。

山科春美委員長 社会教育課長伊藤幸枝さん。

伊藤幸枝社会教育課長 それでは、新庄亀綾織保存活用事業費の手数料についてお答えさせていただきます。

新庄亀綾織につきましては、令和2年3月に市の無形民俗文化財に指定されまして、現在、議員おっしゃるとおり地域おこし協力隊を3名

雇用いたしまして、織り手の育成に取り組んでいるところです。

手数料に関しましては、技術指導料ということで、亀綾織の技術保持団体である新庄亀綾織伝承協会の方に技術指導料として1人月4万円掛ける3人の12か月ということで、このような金額をお支払いさせていただいております。

以上です。

10番(渡部正七委員) 委員長、渡部正七。

山科春美委員長 渡部正七委員。

10番(渡部正七委員) なるほどと、今説明を聞いて分かりました。ただ、手数料で158万円という金額的に非常に大きいんじゃないかなとちょっと思ったものですから、御説明いただきました。ありがとうございます。

では、最後になりますが、本決算はやっぱり予算書に基づいての諸事案の施行の決算であります。前は12月議会でこの決算の審議がなされていたようなんですが、次年度の予算は決算を踏まえて編成するというので、この9月議会になったと聞いております。

市長は本決算にはまず関わりはないとは思いますが、この決算を踏まえて次年度の諸施策の予算編成が大事なことと思われまます。当然市長はこの決算書に目を通されたと思いますが、まだ決算の審議は今続いているわけですが、各委員の質疑、そして答弁を聞いて、新市長として今どのように感じておられるのか、お伺ひしたいと思います。

山科朝則市長 委員長、山科朝則。

山科春美委員長 市長山科朝則さん。

山科朝則市長 決算のいろんな皆さんからの御質問を聞いておまして、内容も精査して、新たな新年度予算にどういうふうにして向かっていくかというふうなことで、しっかりと参考にしていきたいというふうに思うところでございます。

以上です。

10番（渡部正七委員） 委員長、渡部正七。

山科春美委員長 渡部正七委員。

10番（渡部正七委員） ぜひしっかりと精査していただき、来年度の予算に反映させていただきたいと思います。

私からは以上の質問となります。

山科春美委員長 ほかにありませんか。

6番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6番（田中 功委員） おはようございます。

田中 功です。

私のほうからは、何点かございますので、まずもってページ数などをお知らせし、順を追って御質問させていただきたいと思います。ページ数でいきますと、総務費関係で90ページ、91ページの総務管理費の財産管理費。それから92ページ、93ページの7目企画費。それから94ページ、95ページの同じ企画費。それから、ちょっと皆さんはページ数を控えていただいたほうが分かるかなと思うんですが、138ページ、139ページの農業委員会費。それから140ページ、141ページの農業振興費。それから166ページ、167ページの消防費というふうな大きい項目になりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。後ほど款項目についてはお伝え申し上げます。

それでは、90ページ、91ページの総務費、1項の総務管理費、財産管理費、備考欄になります。

1つは旧看護師養成所建設用地廃棄物調査業務委託料37万8,400円、これはどういうことだったのか、お伺いしたいと思います。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

山科春美委員長 財政課長小関 孝さん。

小関 孝財政課長 それでは、御質問にございました旧看護師養成所建設用地廃棄物調査業務委託料について御説明させていただきます。

旧看護師養成所の建設用地につきましては、

その計画が中止となったために、一旦は売却することと決定しておりました。その売却に当たりまして、存置されているコンクリート殻等の廃棄物の残存量の調査を行うための費用でございます。

以上です。

6番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6番（田中 功委員） ここについては、確かに経過を見ますと、結局は看護師養成所を建設しようということで、私の記憶の中では用地を専決処分か何かで前市長が購入し、併せて結果的に現在中止、廃止になったために、今言ったように売却するための土地調査、売却するために何か廃棄物があるだろうということから調査業務、いわゆる私から思えば余計な経費かなあというふうに思っております。

あわせて、現在売却を進めておるのか、その状況を御説明いただきたいと思います。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

山科春美委員長 財政課長小関 孝さん。

小関 孝財政課長 まずはこちらの経費につきましてですけれども、その土地を売却するに当たりまして、廃棄物等が残っているということであれば、市に対して瑕疵責任が生じるということでございます。それで、その土地の所有者と協議した上で、その廃棄物をどうするかということでお話がなされたわけなんですけれども、結果的にこの調査費でもって調査したその殻等の処分については、所有者が行ってございます。

今後のこの土地の活用につきましてですけれども、現在進められております新庄市立地適正化計画の策定の中において、市の土地利用の動向ですとか、計画の制度的な活用方法も含めて、今後検討する必要があるということで今進めているところでございます。

以上です。

6番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) ちょっと最後のほうで、この目的、今後の進め方が聞き取れなかったので、ちょっと分かりやすく説明いただきたいんですが。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

山科春美委員長 財政課長小関 孝さん。

小関 孝財政課長 失礼いたしました。

現在進めております新庄市立地適正化計画、この計画において、市の全体的な土地利用の動向を踏まえた上で、今後利用について進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) じゃあ公売とか、あるいは売却の方向に進んでいるということではなくて、今後土地利用について計画を立てながら、あの土地を再度何がしかの利用をしようというような考え方でいるということですね。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

山科春美委員長 財政課長小関 孝さん。

小関 孝財政課長 今議員がおっしゃったとおりでございます。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) ちょっと私と認識が違っておったもんですから、お伺いしました。まずは市の、行政の考え方で進められると思いますので、私の意見は挟まないほうがいいと思います。ありがとうございました。

それから、同じく備考欄なんですけれども、公有財産購入費4,310万1,000円というふうに出ておりますけれども、これは何なんでしょうか。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

山科春美委員長 財政課長小関 孝さん。

小関 孝財政課長 御質問の費用につきましては、看護師養成所の土地なんですけれども、事業の

中止に当たりまして、その目的がなくなったということで、公有財産管理の基本原則に立ち返りまして、一度は公募を行った上で売却すると決めたわけなんですけれども、その折に土地開発基金からの買戻しを行った際の購入費でございます。

以上です。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) これは看護師養成所の用地買収費で、市が買ったというふうな内容でしょうか。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

山科春美委員長 財政課長小関 孝さん。

小関 孝財政課長 土地開発基金で購入しましたが、売却に当たりまして、普通財産とするということで、土地開発基金から買い戻したものでございます。

以上です。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) それを先ほど言った立地適正化計画をもって土地利用を考えていくと、単純にその土地を売却していくということじゃなくてということですね。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

山科春美委員長 財政課長小関 孝さん。

小関 孝財政課長 今議員がおっしゃったとおりでございます。

以上です。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) 適正な土地利用を考えていただきたいと思います。

次に92ページ、93ページの7目、これも備考欄になりますけれども、企画費についてであります。

1つは鮭川村、大蔵村の村営バス利用負担金、

合わせて200万円ほど支出になっておりますけれども、どのような内容になっているんでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 それでは、田中委員の御質問で、鮭川村と大蔵村の村営バスの負担金というふうなことになりますけれども、こちらにつきましては、いずれも去る臨時会のほうで県立病院の開院に伴いましてルート変更等をするということで、臨時会のほうでもお互い鮭川と大蔵との協定のほうを締結いたしましたけれども、そちらの羽根沢温泉までと肘折温泉までのバス路線の経費を距離割で負担しているものがございます。

以上でございます。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） これは公共交通機関のバスが廃止になったことで、村営バスが運行して、新庄を通過して、新庄の方も利用することも想定した予算補助ですかね。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 新庄市民、そして鮭川村民、大蔵村民はもちろんですけれども、誰でも乗ることができるというふうな公共的な機関というふうなことになっております。

以上でございます。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） ありがとうございます。

当然運行している途中で市民も乗れると、なかなかこのことを分かっているか分かっているか、沿線の人たちは分かっているかもしれないんですが、大蔵村営バスあるいは鮭川村営バスというバスの名前が出ると、私たちは乗れないのかなあと思ったりすることと、あわせて今

非常に問題になっているのが小学生の通学、スクールバスの問題なんですね。当然スクールバスは新庄市でも用意してやっておりますけれども、こういう路線を子供たちも利用できるような環境であるべき、なるべくそうあってほしいと思うんですが、そこら辺の学校への対応、対策なんかはなっているんですね。要するに村営バスの利用等について。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 委員長、渡辺政紀。

山科春美委員長 教育次長兼教育総務課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 スクールバスのことでございますので、子供たちの通学に関わることということで、私のほうから回答させていただきます。

スクールバスにつきましては、基本的には公共交通機関が通っていない部分についてはスクールバスを活用していただくということが大前提でございまして、山交などの公共交通機関を利用できるところにつきましてはそのバスを利用していただくということで、やっていたところでございます。

以上でございます。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） いや、そうじゃなくて村営バスの話なので、村営バスに対して子供たちが乗れるのか乗れないのか。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 委員長、渡辺政紀。

山科春美委員長 教育次長兼教育総務課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 申し訳ございません。公共交通機関ということで、そこも含めたところで利用いただくような形となっております。

以上でございます。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。
山科春美委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) ここに関しては、大蔵村営バスについては福宮地区が本合海小学校に行く、鮭川村営バスについてはあたご地区の人たちが新庄小学校に行く。そういう人たちは利用しているのでしょうか。実績など把握できましたらお願いします。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 委員長、渡辺政紀。

山科春美委員長 教育次長兼教育総務課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 登下校の時間に合わないという部分につきましてはスクールバスを活用していただく、路線があったとしても子供たちが登下校において利用できない時間であれば、スクールバスを運行した上で通学していただいているという状況でございます。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) 時間に合わなければ乗れないのはそうなのでしょうけれども、金額にして200万円、合わせて支払いを行っているわけです、負担しているわけですから、子供の登校、下校の利用に合わない場合は乗れないかもしれないでしょうけれども、利用されている実績とかは把握していますかということなんです。分からなかったら分からないでいいです。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 委員長、渡辺政紀。

山科春美委員長 教育次長兼教育総務課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 子供の利用実績は把握しておりますけれども、あたごの児童につきましてはスクールバスを活用していただいているところがございます。福宮につきましてもスクールバスを活用していただいているところがございます。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。
山科春美委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) 了解しました。

あたごと福宮地区の登校・下校についてはスクールバスで、この公共交通機関というか村営バスは利用されていないということですね。という把握かな。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 委員長、渡辺政紀。

山科春美委員長 教育次長兼教育総務課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 登校の時間の関係で、村営バスは使っていないという状況でございます。よろしく申し上げます。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) 可能、不可能もあると思いますので、特段通学時間帯に車を走らせてくださいというのは無理なのかもしれませんが、できればスクールバスは限られた路線の中で動かなければならなくなるし、台数も限られていると。あわせて、ほかのスクールバスの要請なんかも多くあるものですから、こういう路線バスが走っている部分があれば、利用をできる限りしてもらおうとか、安全に配慮した要件ではあるんですけども、そんな考え方も持っていたきたいなというふうに思います。

次ですが、94ページ、95ページのコミュニティ助成事業補助金580万円についての実績をお願いします。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 コミュニティ助成事業についての御質問にお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、主要施策の成果に関する説明書にも記載しております、12ページの中段のところでございますコミュニティ助成事業580万円につきましては、上茶屋町町内会、

あと小泉会、小月野自治会の3自治会に対しま
す交付金、それぞれ230万円、130万円、220万
円という3つの交付金になりまして、お祭り関
係の太鼓であるとかはっぴであるとかの道具関
係の購入に対する助成金というふうな形になっ
ております。

以上でございます。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) お祭り関係に使われて、
3町内に交付金ということですが、これは補助
事業の中での事業支出かと思えます。宝くじと
かですね。毎年このような事業費が来るのでし
ょうか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 委員が今おっしゃったよ
うに、宝くじに関する収益を基にした助成金と
なっておりまして、こちらにつきましては要望
がある団体のほうからあらかじめ要望を受けて
おりまして、そちらのほうの採択がされるよう
に申請はしておりますけれども、なかなか最近
宝くじの収益が少ないというふうな、原資が少
ないということから、採択される数も減ってき
ておりますけれども、要望がある団体についま
しては可能な限り申請をいたしまして、採択に
なるように努めているところでございます。

以上でございます。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) ありがとうございます。
非常にお祭り、若連の人たち、いろんなはっ
ぴとか、消耗品なんですけど、祭り以外で実績は
ございませんか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 祭り以外の実績でござい
ますけれども、基本的にはお祭りが最近多い状

況でございますけれども、公民館のエアコンで
ありますとか冷蔵庫でありますとか、そういつ
た備品関係なんかも要望といいますか過去に実
績があるものでございまして、今受け付けてい
る要望のほうにもエアコンとかそういった部分
が来ております。過去には鳥越の公民館なんかも
こちらのコミュニティ助成金を使って整備し
たというふうな経緯がございます。

以上でございます。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) 私も鳥越地区の要件、
公民館については承知してはしまして、やはりコ
ミュニティセンターとか地区での公民館活動を
進める上でも、こういった助成金の利用が助か
ると思っております。市の財政についても助かる
と思っておりますので、予算が厳しい、収入として厳
しいところはあるかもしれませんが、地
元のほうにも伝えていただいて、お祭りだけじ
ゃなくて、そんなコミュニティセンターへの基
金の利用もお願いしたいと思います。

次ですが、138ページ、139ページの農林水産
業費で、農業委員会の目で21番目の補償、補填
及び賠償金という項目で2,678万7,000円の支払
いがありますけれども、関係者は何人でしょう
か。

叶内敏彦農業委員会事務局長 委員長、叶内敏彦。

山科春美委員長 農業委員会事務局長叶内敏彦さ
ん。

叶内敏彦農業委員会事務局長 予算書139ページ、
補償、補填及び賠償金2,678万7,938円についま
しては、農業経営基盤強化法に関する嘱託登記
の手續に関する補償金の支払額になりますけれ
ども、対象者は530名となっております。

以上です。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) このことは6月の議会

でもお伺いしていますので、その数字は変わっていないようです。

これに関しては、以前もお伝えしていますけれども、約15年前、平成22年のときから農業委員会に市のほうで嘱託登記ということでやりますよというふうなことをお伝えしているにもかかわらず、そのまま放置されたという感じで、昨年度までそのままで、結局令和4年度に2,700万円ほどのお金を支払わなければならなくなつたという事実がございます。これは結局は税金の投入なんですね。本来、その都度その都度委託することによって司法書士の方にお金の支出はあったかもしれません。また、逆に新庄市の職員、忙しい中での勤務なので、できるかできないかという判断もあるんですが、本来職員もできる内容なんですね。それがまとまってしまうと2,700万円もの税金の投入ということに結果的になりました。

今後このようなことのないように、例えば市民からの指摘があった場合は真摯に受け止めながら、住民サービス、農家あるいは市民のために市役所のお務めをしていただきたいなというふうに思うところです。これは特段回答は要りません。

次なんです、140ページ、141ページの備考欄で農業生産資材高騰対策事業6,488万2,000円、これは昨年度、稲作農家を中心にした、畑作も含めてなんです、資材高騰対策の事業費になります。非常に農家側から、額面では6,400万円、まとまってしまうと大きくなるんですが、農家側に行けば少しずつ薄められてと言うと変ですけども、金額が少なくなっていくんですけども、非常にありがたい高騰対策事業だったというふうに思っております。なので、現在も同じような高騰状況にありますので、今後ともそのことを考慮していただきたいことと、これもコロナ対策補助をもらっての交付になりますけれども、案外国・県の補助が目立って、市で

もやっていますよ、交付していますよというイメージがあまり感じられないと。国・県と一緒になっているの、薄められて分からないでいると。市独自の事業ですので、PR活動などもやれば、農家あるいは受益者というか組合も分かりやすいのかなあというふうに感じました。これについてちょっと御意見をいただきます。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

山科春美委員長 農林課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦農林課長 昨年度の農業生産資材高騰対策事業について御質問をいただきました。

こちらにつきましては、委員おっしゃるとおり国・県の事業もあって、そのほか市で単独でということ追加させていただいた事業であります。

こちらにつきましては、対象となる各農家のほうに個別に通知したほか、農業だより等で周知を図って、実施したものでございます。

国・県の事業と、またそれにプラスして市がかさ上げするという方法もございますので、こちらについては制度上、市で単独するのがいいのか、それとも国・県と相乗りして実施するのがいいのかというのは、その制度の仕組みにおいて判断していくものというふうに思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

多分最後になると思いますけれども、166ページ、167ページの消防費の非常勤消防の項目になります。

これは市の外郭団体等も同じ状況かと思うんですが、例えば新庄市で農林商工関係外郭団体などは結構あると思うんですけども、どのぐらいあるものかなというふうに思います。把握

できている範囲でお願いします。

それは各課で会計を依頼されているものはあるのかということですね。それぞれ役所のほうで外郭団体の会計を、ある程度事務処理などを行っているものはあるのかと。

それから、決算状況などはどうなっているのか、併せてチェック体制などはどのように行っているのかをお伺いしたいと思います。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

山科春美委員長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 ただいまの御質問につきましては、市が事務局となって通帳などを管理している実行委員会などの各種団体のことについての御質問かと思えます。

そういった団体につきましては、令和4年度におきましては69団体でございます。

そういった団体についての公金の取扱い、それから団体事務の処理につきましては、公務員倫理の徹底、それから不祥事の防止といったことを目的としまして、業務の進行管理や、それから複数の職員によります会計処理の確認など、指導に努めているところでございます。

具体的には、毎年1月に各課における所有する銀行通帳、それから印鑑の取扱いについて、それぞれ別保管になっているかといったような確認、それから公印も含めまして監査の適正化、それから施設使用料の納付、そういったことも含めまして、課長を筆頭としまして課内で相互チェックがなされているかどうかといった点検を行っております。

その上で、通帳の出し入れと、それから帳簿の状況が一致しているか、そして残高が合っているかなどの確認を各課長が行いまして、課長の確認書を総務課のほうに提出しているというようなチェック体制を取っているところでございます。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） なかなか表に出ない会計処理かなど。今回のような議案として提案される内容ではないので、第三者機関、第三者の目を通すような会計決算などが行われれば、問題も発生しないのかなあというふうに思いますので、よろしく今後ともお願いいたします。

以上で質問を終わります。

山科春美委員長 ただいまより10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時04分 開議

山科春美委員長 休憩を解いて再開いたします。

田中 功委員より発言の申出がありますので、これを許可します。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

山科春美委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 先ほど御質問いたしました公有財産の購入関係についてでございますけれども、私の思いとして伝えた市長の専決という言葉が適切ではなかったようでしたので、議会での議決というふうに訂正をさせていただきたいんですが。

山科春美委員長 田中 功委員から発言を訂正したい旨の申出がありましたので、この訂正の申出を許可することにいたします。

ほかにありませんか。

15 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

山科春美委員長 高橋富美子委員。

15 番（高橋富美子委員） おはようございます。

それでは、6点質問をさせていただきます。

決算書93ページ、2款総務費1項総務管理費7目企画費の企画調整事業費、結婚活動支援について。成果表は9ページになります。

次に95ページ、2款1項7目の地域づくり推進交付金について。成果表は12ページとなって

おります。

3点目に決算書129ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、電子母子手帳サービス利用料について。成果表は78ページです。

次に決算書131ページ、4款1項2目の予防費、子宮頸がん予防接種助成金について。成果表は80ページです。

次に153ページ、7款商工費1項商工費3目観光費のグリーン・ツーリズム推進協議会負担金について。成果表は121ページになります。

最後になりますが、決算書の201ページ、歳出合計の不用額について。

この6点についてお願いしたいと思います。

それでは初めに、決算書は93ページですが、成果表の9ページ、6番の若者定着の促進に関するということがありまして、(1)結婚活動支援について、未婚者や親族等を対象にした結婚個別相談会を3回実施したとありますが、これは市独自の取組として国の少子化対策の交付金を活用して実施をされたのでしょうか。

また、参加人数が4名と記載されておりますが、取組の詳細についてお伺いしたいと思います。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 それでは、高橋委員からの御質問にお答えいたします。

結婚活動支援事業の相談会につきましては、市単独で実施したものでございまして、以前も議会のほうでも御説明いたしましたが、なかなかここに記載しておりますとおり参加人数が集まらないというふうなことで、この単独事業につきましては今年度から廃止をした形で、最上広域婚活実行委員会のほうの取組に集約させていただいているというふうなところでございます。

こちらにつきましては、少子化対策の臨時交

付金のほうが2万円ほど、事務費的な部分で入ってきております。

成果にも出ておりますけれども、相談会といいましても、本人でありますとか親御さんでありますとか来られますけれども、なかなか数が少なく、職員が準備を様々、周知とかチラシを作ったりしている割には、なかなか相談会に集まらないというふうなところがありましたので、単独での相談会につきましては令和4年度で終了とさせていただいたというふうな内容になっております。

以上でございます。

15番(高橋富美子委員) 委員長、高橋富美子。
山科春美委員長 高橋富美子委員。

15番(高橋富美子委員) 分かりました。引き続き結婚活動支援の充実により努めていただきたいと思います。

次に決算書95ページ、地域づくり推進交付金について、交付団体は1団体で、交付金額は9万7,153円、成果表に出ております。令和3年度においても交付団体は1団体で、同じ団体のようでした。この事業内容をお知らせいただきたいと思います。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 地域づくり推進交付金についての御質問でございますけれども、今委員がおっしゃったとおり、令和3年度におきましても同じ町内というふうなことになっておりまして、こちらの推進交付金につきましては、あらかじめ地域づくりの調査研究事業というふうなところを複数の町内会が連帯いたしまして実施したところに、その調査が終了した後に推進交付金ということで、その複数の町内会で活動する取組に対して交付金を5年間といいますか5回交付することができるというふうにしております。

令和3年度も令和4年度も川西町の町内会、

複数地区でされているところが申請いただきまして、その内容につきましては防災訓練でありますとかレクリエーション、あとは健康増進活動、敬老会事業等、多岐にわたっている内容で、幅広く取組を行っていただいていると認識しております。

以上でございます。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
山科春美委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） ありがとうございます。

去年も今年度も1団体ということなのですが、申請ということをしていただけたんですけども、ほかの町内からはそういった相談とか申請的なことはなかったのでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 令和4年度、令和3年度におきましても川西町内会以外はございませんけれども、前段で調査研究事業をやっていたかどうかというふうなところで、様々複数の団体で連合で調査をするというふうなところがまず条件になっているということもありまして、これを終了しないと交付金の対象にならないというふうなハードルがございますので、そういった少ないというふうなところになっておりますし、加えてコロナ禍でそういった連合組織による様々な事業がこれまで停滞していて、調査研究は終了しておりますけれども、交付金事業としての取組にまだ至っていないところもございますので、今後その交付金の活用でありますとか、もともとの連合組織での調査研究事業についても活発に取り組んでいただけるように、周知活動に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
山科春美委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） コロナ禍もありということで、分かりました。今本当に地域コミュニティが希薄化というか、なっているところでもありますので、本当にいい取組だと思いますので、今後とも周知を心がけていただきたいと思います。

次に129ページ、母子保健事業費の中の電子母子手帳サービスの利用料33万円について、詳細をお願いします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 それでは、電子母子手帳の利用料についての御質問にお答えいたします。

こちらは令和4年度の新規事業となっております。電子母子手帳アプリ「すすくShinjō」を令和4年6月1日から導入したものでございます。

実績につきましては、記載のとおり令和5年3月31日現在で411名となっております。

内容としまして、お子様の予防接種ですとか健康診断の記録を管理できる手段となっております。

大変いいなと感じているところは、健診の御案内につきまして、広報にお知らせしておりますけれども、個別に配信されますので、お名前がついて、「〇〇ちゃん健康診断の御案内です」というふうに直接届きますので、大変有効な手段であると考えております。

また、今年度の春から夏に幼児の方を対象にヘルパンギーナが大変流行いたしましたけれども、そうした際にも発信させていただきましたので、保護者の方に直接届く大変有効な手段であると感じております。

子育て情報の発信なども行っておりますので、引き続き有効に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

山科春美委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） すばらしい取組だと思えます。

今ユーザー数が411、始まったばかりなのでと思うんですけども、このユーザー数の目標値とかというのはあるんでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 ユーザー数について、管理はしておりませんが、こちらは母子手帳を交付させていただく際に必ず御案内させていただいておりますので、今年度の実績は手元にございせんけれども、母子手帳の御案内の際に登録していただいて、多くの方に御利用いただいていると認識しております。

以上でございます。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

山科春美委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 個別に〇〇ちゃんのと、本当にもらうほうにしてはすごい喜びがあるなあと思います。今後ともSNSの発信を通して、効果的な周知に努めていただきたいと思います。

続きまして131ページ、成果表は80ページ、予防接種事業費の子宮頸がん予防接種助成金について、この内容について取組などをお願いします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 子宮頸がん予防接種助成事業でございます。

成果表にありますとおり380回と記載させていただいておりますが、こちらにつきましてはこれまで副作用等の因果関係等により積極的勧奨が差し控えられてきた予防接種でございますが、推奨の勧奨が令和3年11月で終了いたしましたので、令和4年4月からは再度積極的な勧奨を実施したものでございます。

令和4年度におきましては、中学校1年生、高校1年生の女子に対して予診票を送付しております。

また、積極的勧奨を受けられなかった年齢の方々に対しましても、キャッチアップ接種としまして助成を行ったところです。

さらに、今年度に関しましては、令和5年4月からワクチンが9価ワクチンということでさらに進んだワクチンになっておりますので、今年度においても問診票を送付させていただき、個別の案内を実施しているところでございます。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

山科春美委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 今課長からありましたけれども、令和4年4月から積極的勧奨が再開され、呼びかけをしていただき、また中止の約8年間に定期接種ができなかった方に対しても、キャッチアップ事業ということで無料の接種がされたということで、このような実績になっていると思われま。

子宮頸がんは、年間約1万人が罹患して、約2,800人が死亡されております。多くは妊娠・出産を控える若年世代の女性を中心に発生をしております。本当に子宮頸がんは早期発見した場合、治ることが圧倒的に多いと言われております。命を守るために、子宮頸がんワクチン接種とともに子宮頸がんの検診の推奨をよろしくお願いいたします。

次に決算書153ページ、成果表の121ページ、宿泊交流施設「ミノムシ」の利用者、256人とありますが、これは全て宿泊の方でしょうか。お願いします。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

山科春美委員長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 成果表のほうに記載してございます利用者数でございますが、手元に正確な資料がございませんので、後ほどお答えさ

せていただきたいと思います。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

山科春美委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） それでは、令和2年の利用者が107人、令和3年度は72人とありまして、今回256人と。コロナもあってですけども、増加しておりますけれども、この要因について、また課題があればお願いしたいと思います。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

山科春美委員長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 やはり利用者数の増加のほうにつきましては、コロナが明けてきているというのが一番大きい要因かなというふうに思っております。

さらに、「ミノムシ」の予約のほうなんですけど、大手のエージェントのプラットフォームを利用しまして、インターネットで予約もできるというような形のサービスを提供してございます。その部分も大きいのかなあというふうに考えてございます。

以上でございます。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

山科春美委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 課題等は別にありませんか。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

山科春美委員長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 失礼しました。

建物自体もそれなりの建物でございますので、様々修繕経費等々かかる場合がございます。そこら辺も勘案しながら、さらなる利用者数の増加を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

山科春美委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） エコロジーガーデン、大変景観もいいですし、ますますの利用者拡大に向けて取り組んでいただきたいと思います。

最後になります。決算書201ページ、歳出合計の不用額について、令和4年度は5億2,722万9,763円となっております。詳しいことは監査委員の決算審査意見書にも載っております。

不用額が歳出予算現額に占める割合ですけども、令和2年度は3.6%、令和3年度は3.5%、令和4年度は2.6%となっております。いろんな各課において不用額が生じているわけですけども、不用額が生じた背景や原因について、大まかでいいですのでお願いしたいと思います。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

山科春美委員長 財政課長小関 孝さん。

小関 孝財政課長 それでは、不用額について、大まかではございますが御説明させていただきます。

不用額、基本的に例えば工事ですとか修繕ですとか物の購入費、これが当初予定されていた金額よりも経費がかからずに終了した、その差額が積み上がったものが基本的には不用額でございますけれども、最近の状況で見ますと、補正予算で事業が確定したものとしましてはその都度減額してはいるんですけども、最近は突発的な緊急修繕ですとか、例えば昨今のコロナ対策ですとか物価高騰対策、それから豪雨災害、雪害の対応などに、各課で万が一に備えて留保したものもあるのではないかとこのように見えてございます。

今後も引き続き効果的な予算編成に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

山科春美委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 分かりました。

やっぱり毎年一定の割合で不用額が発生しております。今課長もおっしゃられましたけれど

も、しっかり分析をしていただいて、今後の予算編成や適正な予算執行に生かしていただきたいと思います。

なお、不用額について、ちょっと私も勉強不足なものですから、資料とかを添付していただければなおいいかなあとと思います。要望して、終わります。

以上です。

山科春美委員長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 1番は決算の109ページの3の1の1で灯油購入費等助成金1,236万9,000円についてですが、他自治体では県の補助が上がったことなどを生かして、1万円補助にしているところがありました。今後は、令和5年度に向けてどのように考えているでしょうか。

2つ目、決算137ページ、4の2の1、し尿処理費というのがあります。この汚泥処理なんですけど、資源として活用されているか、お聞きします。

3番目、決算137ページの4の2の2、エコプラザもがみ費についてです。生ごみの重さが可燃ごみの中で半分になっているのではないかなと思うんですが、こうなるとエコプラザで燃やす半分以上が水分の多い生ごみになっているのではないかと考えます。水を燃やしているような状態ではないのか。今後についてもあるので、お聞かせください。

4つ目は決算の111ページ、3の1の1で生活困窮者住居確保給付金10万7,200円がありますが、この内容に関わって、これと関係があるところで165ページの8の5の1で空き家有効活用事業費があります。生活困窮者のために空き家活用などはなかったのか、考えられなかったのか、お聞きします。

5番目、決算の153ページの7の1の3で新

庄まつりin巢鴨山車派遣事業負担金が約1,500万円あります。この効果はどうだったでしょうか。市民のための祭りと考えて、このお金は山車製作費への補助として増やす方向に変えていくべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

6番目、163ページの8の4の1で市住宅リフォーム総合支援事業費補助金（一般分）、これは167件、3,409万5,000円ありましたが、1件当たり20万4,161円の補助です。これは県の支出金1,641万9,000円が歳入で入っております。残りの1,767万6,000円が市の負担かと思いますが、こういう認識でよろしいのかどうか。

7番目です。175ページの10の1の5で小中一貫教育推進協議会委員報酬3万3,000円というのがあります。また、消耗品費11万7,787円がありますが、この内容で協議会の委員何人に、そして会議日程、あと消耗品費の内容についてお願いします。

8番目です。決算の187ページの10の5の1で生理用品購入費16万5,770円の効果についてお聞きします。

あわせて、177ページの中の10の2の3で小学校保健対策事業費、消耗品費とか、また181ページの10の3の3で同じく消耗品費がありました。また、183ページの中の10の4の3でもまた消耗品費がありました。この消耗品費の中で生理用品購入費はどのくらいになっておられたか、お聞きします。

9番目です。99ページの2の1の12でデマンド型乗合タクシー運行事業費33万7,401円というので、デマンドタクシーの試行が行われました。成果表の11ページの7の（3）で週5日、利用は11回だと。これは運転手不足などで今年度で終了するというお話でしたが、この利用者が少ない理由、また、運転手不足だとおっしゃっていましたが、タクシー運転手は1日に何人必要だと見たのか。タクシー会社に言わせると、

最初は2人、後から3人か5人などと言われて、無理とタクシー会社としてはなつたと言われております。このやり方、やめると考えるほど、内容があまりにも薄いような気がして、再考すべきではないかなあというふうに思うんですけども、やめるに至った理由、やめなければいけなかったのか、もう一回お聞きしたいと思っています。

10番目として、定員管理計画がありますが、今後はどう考えているのかということで、お聞きしたかったんです。これはちょっと款項目が抜けてしまいました。

次に、成果表の169ページで、実質単年度収支マイナス1億8,162万7,000円と出ておりました。この表のところで、令和2年、令和3年、令和4年と連続で実質単年度収支が赤字になっております。これは私としては大変な問題のような気がするんですが、理由と対策はどう考えておられるのか、お願いします。

12番目ですが、決算の103ページ、2の3の1で戸籍住民基本台帳費です。これは大きな金額が載っていますが、この多くが業務委託です。そのほか借り上げ料、使用料というので、この項目のほとんどの金額が業務委託と借り上げ料と使用料ということになっています。こういう状態についてどうお考えなのか、お願いします。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

山科春美委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 それでは、灯油購入費等助成事業についてお答えいたします。

今後の予定といいますか、今後どうするのかという御質問でしたが、今議会の補正予算で、昨年7,000円だったものに対して3,000円上乗せの1万円を予定した補正予算を上程させていただいておりますので、よろしく御可決ください

ますようお願いしたいと思います。

以上です。

岸 聡 環境課長 委員長、岸 聡。

山科春美委員長 環境課長岸 聡さん。

岸 聡 環境課長 4款2項1目、し尿処理に関する御質問でございますけれども、こちらにつきましては広域分担金がほとんどでして、広域処理しておりますし尿処理の汚泥でございますけれども、すみません、詳しい搬出先につきましては資料がございませんが、適正な処理業者において処理なされているものと認識しております。

あと、可燃ごみの生ごみの水分につきましては、こちら最近の燃えるごみの中の種類といえますか、そちらの分析状況を広域のほうから資料をもらってございませんで、生ごみが実際のぐらい入っているかというのは把握していない状況でございます。

ただ、委員御指摘のとおり、生ごみは当然入っているわけですので、そちらについては水分は含まれているものと認識しております。

引き続き生ごみを出す際には水分等を切って出させていただくような啓発、啓蒙のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

山科春美委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 生活困窮者の住居確保についてでございますが、当課のほうで対応したものについて、空き家を活用した事例はございませんでした。

以上です。

長沢祐二 都市整備課長 委員長、長沢祐二。

山科春美委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二 都市整備課長 165ページの空き家有効活用事業について、生活困窮者向けに活用とい

うふうなことでございますが、165ページの事業に関しましては、現在事務を行っております空き家バンクを進める上での調査業務をメインにしているものですので、困窮者向けの対応という活用の内容ではないということで、御理解いただきたいと思います。以上です。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

山科春美委員長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 それでは、私のほうからは新庄まつりin巣鴨山車派遣事業負担金の部分についてお答えいたします。

こちらのほう、昨年11月に巣鴨のほうに山車を2台派遣させていただいたのと同時に、神輿渡御のほうでも御協力いただいて、本まつりの状況もつくり出したという事業でございました。

それで、メインの会場を大正大学のキャンパスをお借りしまして物販等も併せて行ったんですが、芋煮の振る舞い、それからそば、新庄焼きそば等々、出店させていただきましたが、こちらのほうは全て完売したような状況でございます。

あわせて、キャンパス内でございますが、観客の皆様アンケートを取らせていただきました。サンプル数が約300弱、250ほどだったんですが、その中で「ぜひ新庄に行ってみたい」、それから「機会があれば行ってみたい」という方の御回答が約8割から9割、それから「この新庄まつりをきっかけとして、ふるさと納税もしてみたい」という方も8割ほどの回答を得られたところでございました。という形で、事業自体のインパクトはかなりあったものというふうに考えてございます。

また、この財源につきましては、新庄まつり振興基金のほうから充当している事業でございます。

山車のほうの交付金でございますが、そちら

は新庄まつり実行委員会の負担金のほうで支出してございますし、実際に各山車のほうの交付金につきましては実行委員会内の予算の中で決まってくるので、こちらのほう、当然我々も山車の支援はしてまいります。実行委員会内で協議をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

山科春美委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 続きまして、住宅リフォーム補助金の財源についての御質問をいただきました。

この事業は毎年大変好評いただいております。令和4年度に関しましても180件以上の補助を実施しているものでございます。

今回御質問いただいた財源につきましては、令和3年度から県の補助金を導入しながら市の負担も必要になったというふうな事業でございます。委員おっしゃいましたとおり、県の補助金以外の財源については市の単独事業というふうなことで実施しているものでございます。

また、この内容につきましては大変効果もあるというふうなことで認識しております。補助金を出したそれぞれの事業者に関しまして、実際の工事費用を合計しますと3億円以上の事業費を回しているものだというふうなことでございますので、地域の建設業界を含めての経済効果は相当数あるというふうな認識でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

杉沼一史学校教育課長 委員長、杉沼一史。

山科春美委員長 学校教育課長杉沼一史さん。

杉沼一史学校教育課長 小中一貫教育推進協議会委員報酬についての御質問をいただきました。

こちらにつきましては、各中学校区ごとに協議会長及びPTA会長を委員としてお願いしております。

令和4年度に関しましては、11名の出席者に対しまして3,000円ずつの報酬となっております。よろしくお願いたします。

また、消耗品についてでございますが、コピー用紙、ファクスカートリッジなど、主に資料などに使わせていただいております。

以上でございます。

伊藤幸枝社会教育課長 委員長、伊藤幸枝。

山科春美委員長 社会教育課長伊藤幸枝さん。

伊藤幸枝社会教育課長 それでは、187ページの社会教育総務事業費の中の生理用品購入費についてお答えいたします。

こちらの生理用品につきましては、社会教育施設の各トイレのほうに設置をさせていただいております。各施設において適切に管理をさせていただいております。困っている方の手に渡っているのかなと感じております。

以上です。

杉沼一史学校教育課長 委員長、杉沼一史。

山科春美委員長 学校教育課長杉沼一史さん。

杉沼一史学校教育課長 ただいまの社会教育課長のお答えに続きまして、学校予算の中における生理用品の購入についてでございますが、小・中、義務教育学校、それぞれにおきまして必要に応じて購入させていただいております。よろしくお願いたします。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 それでは、私からは決算書99ページ、デマンド型乗合タクシー事業についての御質問にお答えいたします。

利用者が少ない理由というふうなことでの御質問でございますけれども、各地区登録制度になっておりまして、登録されている方々も含めてアンケート調査などを実施したところ、「いずれ利用したいけれども、今現在は特に必要ない」というふうなことでありますとか、「将来の免許返納を見据えた形では必要だけれども、

すぐすぐには必要はない」というふうな回答も相当数ありまして、11回というふうな結果になったことにつきましては、やはり今現在は家族の送り迎えでありますとか、そういった部分で喫緊には必要でない方が多いというふうなことでの利用者数の実績になっていると認識しております。

あと、実証運行終了は議会のほうにも説明させていただきましても、やめるまでには至っていないのではないかと、運転手不足などがそれほどでもないのではないかとというふうな部分でございますけれども、実証運行をしていく上では交通事業者との協議というのは欠かせないわけでございます。そういった協議の中でドライバーが不足しているというふうな、実証運行から本格運行を全5地区に広げるに当たって、そういうふうな協議での結果になっているというふうなことでございますので、決して運転手不足が深刻ではないわけではなくて、非常に深刻というふうに捉えております。終了した直後には1事業者が廃業したというふうな結果にもなっておりますので、ますますこのままですとドライバーの高齢化とか、あと台数の減少とかというふうな部分が深刻になってきておりますので、そういった部分も踏まえて、今後公共交通の見直しも含めた対策を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

山科春美委員長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 定員管理計画についての御質問でございました。こちらにつきましては、主要施策の成果のほうの3ページから4ページにかけての内容についてかと思えます。

今後の定員管理計画についてということでございますが、この定員管理計画につきましては元は令和2年度末に策定したものであります。今年度からの定年延長制の導入に伴いまし

て、昨年度見直しを行ったところです。

見直しを行った箇所につきましては、令和6年度と令和7年度の職員数の計画値ということになります。こちらにつきましては、以前の計画では令和6年度では271名だったものを274名、令和7年度につきましては263名だったものを273名というような人数としているところがございますが、定年延長に伴いまして、そうした職員の数、それから各業種ごとの職員数といったものも含めまして、今度令和8年度からの計画に向けて令和7年度に策定する予定でございます。

今後、令和14年度に向けて65歳まで延長するに当たりまして、退職者がいる年といない年というふうなことが交互にやっけてまいります。そうしたことを考えた上で、平均して採用を行っていくべきというふうな考え方を現在行っているところがございますが、全体数としては減らさないというような方向で考えているところがございます。

以上です。

小関 孝 財政課長 委員長、小関 孝。

山科春美 委員長 財政課長小関 孝さん。

小関 孝 財政課長 それでは、単年度収支について御説明させていただきます。

まず単年度収支ですけれども、決算審査意見書の5ページに実質収支の比較表ということで実質収支額と単年度収支額が並べて記載されておりますが、単年度収支というのは実質収支の前年度以前からの収支の累積でありまして、その影響を除いて単年度の収支を見るというのが単年度の単年度収支でございます。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額でございます。

この単年度収支が当該年度赤字になったことで、直ちに財政状況が危機的なものになるとか逼迫するとかというものではございません。ただし、長期間にわたって連続するようであれば

注意が必要だろうというふうに考えてございます。

以上です。

伊藤リカ 市民課長 委員長、伊藤リカ。

山科春美 委員長 市民課長伊藤リカさん。

伊藤リカ 市民課長 それでは、私のほうからは103ページの戸籍住民基本台帳事業費についての御質問にお答えいたします。

委員の質問は業務委託と借上げ料の支出が多いという御質問だったと思いますが、委員御指摘のとおり、事業費の支出の多くは委託料、賃借料となっているのが現状でございます。

現在の業務においては、全てシステムの利用によって、コンピューターで入力してデータを保存するというやり方になっております。

項目が多岐にわたっているのは、まず住民基本台帳関係、戸籍関係、また現在ではマイナンバー関連ですとか、あとコンビニ交付も行っておりますので、それぞれにシステムがございまして、それを利用しまして、またさらにネットワークの使用などもございますので、それぞれに契約が必要となっております。

さらに、システムを使用していますと、やはり保守というものがございまして、そういったことも契約させていただいておまして、またそれに関する機器なども全て賃借を行っているような状況でございます。

これについてどう考えるかというところがございますが、今の業務形態においては委託業務、また機器の賃借、こういったものがなければなかなかその業務を推進できないような状況であるというふうに認識しておりますので、この事業費について項目がかなり多いなという印象を受けるのは、確かに私も見たときにこの委託料はすごいなと思いましたが、やはりこれは必要なものでして、今後もこのような形で進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今のデジタル化についてですが、かなり民間企業が関わっておりまして、地方公務員法の服務規程、全体の奉仕者、守秘義務の遵守や、システムの開発、変更とメンテナンスが民間任せになるというのは、非常に危険ではないかなあというふうに思います。自治体が自らチェックして、検証、改善できる体制が必要ではないかと思えます。どうでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 デジタル化推進についての御質問ですので、私のほうで御答弁申し上げたいと思いますけれども、民間事業者任せというふうなことの今御意見、御質問でしたけれども、決して民間任せにしているわけではございませんで、私どもも基幹システムといいますか、全庁的なシステムを管理しておりますけれども、それぞれ担当課におきましても職員がチェック体制を構築して取り組んでいるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ぜひ任せるのでなく、職員がやれるようにしていただきたいと思えます。

次にデマンドタクシーについてですが、実は寒河江市では約10年目ぐらいになりまして、令和4年度の利用者が3,400件だそうです。市の負担は900万円から1,000万円できているそうです。5つのエリアに分けてやっているそうです。そして、時間は7時半から1時間半ごとにタクシー会社を出発できるようにして、最終は17時30分発ということで、1日7便あるそうです。こういうデマンド型タクシーは、最初はなかなか知られないので、広がらないそうですが、

知られるにつれて、これはいいと。車を持っていない、手放した方とか、家から行き先まで連れていってもらえるということで、交通弱者にとって非常にいいものだという事です。

そういう意味で、新庄市で僅かやっただけでタクシーの運転手がないなどと言わないで、寒河江市のようにデマンド型乗合タクシー、これの事前予約型、とてもよくて、利用している人は「こたえらんねえや」と言っているそうです。こういうのをぜひ新庄市でもやっていただきたいんですが、どうですか、

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 デマンド型のタクシーにつきましてですけれども、かねてから御説明申し上げますとおりに、今委員のほうからは寒河江で成功しているというふうなところで、全国的に成功している地区があるというふうなところは認識しておりますが、やはりそちらにつきましては交通事業者が対応可能な地区というふうなことになろうかと思えます。

本市につきましては、市のほうで勝手にやめたというふうなことではございませんで、やはり交通事業者と協議していく中で、新庄市においては今の現状では対応できないというふうなところでの協議結果でございますので、ぜひ新たな取組を考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

山科春美委員長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

山科春美委員長 休憩を解いて再開いたします。

商工観光課長より発言の申出がありますので、

これを許可します。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

山科春美委員長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 午前中に高橋富美子委員のほうから御質問ありました「ミノムシ」の利用者数の内訳でございますが、総計で256名の利用者数でございますが、その内訳といたしまして宿泊者数が181名、日帰り休憩のほうが75名というふうになってございます。

以上でございます。

山科春美委員長 一般会計の歳出に関し、質疑ありませんか。

1 1 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山科春美委員長 新田道尋委員。

1 1 番（新田道尋委員） それでは、大分質問者が多くなって、私が質問しようと思ったのを取られてしまったから、数が少なくなってしまいました。申し訳ございません。

1件ずつ質問申し上げたいというふうに思います。

まず最初に決算書の114ページ、3の1の5老人福祉費、こちらは成果表のほうを見ますと一番よく分かるんですが、この中でまず第1に敬老事業ということで載っていますが、100歳に到達した人をたたえるために、新庄市は賀詞と記念品を贈呈というふうにここに書かれています。金額は大したことないんですが、市民の意見として、100歳に対するこの対応、あまりにも、何ていうんですか、粗末でないかというふうな意見が私のほうに届いています。それで、この内容ですね、記念品というのは何を差し上げているのか、お答えいただきたいというふうに思います。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

山科春美委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 敬老事業

についての御質問をいただきました。

新庄市で満100歳を迎えた方に賀詞と亀綾織のお薬手帳を桐箱に入れたものを記念品として贈らせていただいております。また、賀詞も額縁に入れたものとして贈呈しております。

以上でございます。

1 1 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山科春美委員長 新田道尋委員。

1 1 番（新田道尋委員） それがいあまり評判がよくないということから、私のほうにそういうふうな意見が入ってくるんだと思うんですが、よそとやっぱり比べるんですね、頂くほうが。それで、ほかはどうなっているかという、私の知る限りでは現金をお祝い金として渡しているというのが多いようです。

今後、100歳になって、やはり年々全国的にも増えてはきているんですが、私は大変結構なことだというふうに思っています。高齢者、特に100歳時代に入ったというふうによく言われますが、健康で長生きする老人、年寄りの方が増えるということは、大変私は喜ばしいことだというふうに思います。

いろいろ福祉に関係もしてくるんですが、老人の取扱いについてはいろいろと経費がかさんで、大変だとは思いますが、少子高齢化と口々に言われますけれども、一番大事にこれから行政としても対応していかなくやならない部分だというふうに私も認識しております。

それで、この老人の扱いに対しては、やはりもう少し丁寧に優しく対応すべきだと私は思うんです。それで、新庄市も財政改革の中でいろんな部分で補助金とか祝い金に関係しているものを全部カットしたことが過去にあるわけです。それが、この部分でなくても、かつて復活した、元に戻ったというふうな事案は生じておりません。そのままです。

いろんな老人問題がここに出ていますが、次のページ、成果のほうに老人クラブの数が出て

いますけれども、今現在、令和4年度で26団体というふうなクラブ数になっています。これもし記録、今現在分かるとすれば、過去には最高でどのぐらいの老人クラブの組織があったか、分かりますか。分かったら答えていただきたい。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

山科春美委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 手元にある資料で一番古いのが令和元年度なんです、令和元年度で30クラブございました。

以上です。

11番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

山科春美委員長 新田道尋委員。

11番(新田道尋委員) 令和元年度よりも前のやつが分からないとすれば、こんな数ではないはずなんです。私の身近なところの老人クラブを見ただけでも、半分になっていますね、クラブ数が。なぜ私がこれにこだわるかといいますと、老人クラブというのは、この組織が多くなることによって活動が、やっぱり範囲が広がってくるわけですね。もちろんです。だんだん減るのではなくて、増えていていただきたいんですよ、私個人的な考えでは。なぜかという、この活動が盛んになるほど認知症患者が減っていくというのが私の考えです。

それで、クラブに助成している金額がここにあるように54万6,000円。ということは、単純に割っていくと1クラブ当たり2万1,000円の補助金だと、助成金だということになりますが、やはりこれだけではクラブとして維持していくことは非常に難しい。ですから、これを増やすにはどうするかと。私の考えでは、この助成金を増やしていくというふうにしなれば、数が増えていかないと。私はそういうふうにつえています。

今後のやり方として、このクラブの組織をど

ういうふうにやっていくというふうな考えで今っているか、現場として考えがあればお答えいただきたい。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

山科春美委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 老人クラブ数につきましては、普通に考えれば高齢者の数が増えているので委員おっしゃるようにクラブ数が増えていくのが普通ではないのかなという考えはやっぱり私のほうでも持っています。

クラブ数が増えない理由として、全国的な問題なんです、課題となっているのがやはり老人クラブという名称だったり、あとどうしても定年する年齢がまず延びてしまったことによって、精いっぱい働いた後に余暇に使う時間を惜しむような人が多くなってきているというのが現状だと思います。

市としても、なるべく活動しやすいような環境をつくるように考えながら、事業展開できるように今後考えていきたいと考えております。

以上です。

11番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

山科春美委員長 新田道尋委員。

11番(新田道尋委員) 老人クラブの対応ですけども、これは大変私は重要な部門だというふうにつえています。高齢化というふうな問題を解決するには、老人クラブの組織を強化していくというようなことがイコールになるんじゃないかと私は考えています。そんなことで、いろいろあろうと思いますが、マンネリ化した形態の予算化ではなくて、来年度の予算を控えて、こういう部分に注視して、なるだけ老人の方々が明るく長生きできるように持っていくのも一つの新庄市としての形ではないかなと私は捉えています。総合的にいろんな面でやっぱり力を入れることによって、新庄市の新しい姿が生ま

れてくるというふうに私は思っていますので、この辺もひとつつ力を入れていただいて、例えば新庄市に住めば長生きできるというような思いがあってもいいんじゃないかというのは、私はいつもそういうふうに思っています。それで、年寄りの方を大事にすることによって、また子育てにもつながっていくんだというふうに私は思っていますので、両方がやはり思いをかなえたとすれば、これはまた新庄市としての特徴が出てくる、住みたくなるようなまちにもつながっていくんじゃないかというふうに思っておりますので、どうかその辺、十分に検討していただきたいというふうに思います。

次に、119ページの3款2項1目、子育て支援医療給付事業費、一々これ捉えて言いませんけれども、ここに少子化問題が生まれてきます。今現在は給付事業としては子育て支援医療と、また未熟児、それから独り親というような福祉の面での対応が非常にここの医療費ではうたっているんですが、私は全体を網羅して、この少子化を克服するには、この医療費は特殊な状態の子供だけでなく、障害があるとかないとかそういうことは一切関係なくして、子供全体を育てるというような政策に変えていくべきだと私は思うんです。それで、今の給付事業に該当しない児童へ給付することによって、また新庄市の姿というのが新しいものが生まれてくるというふうに思います。要するに、くどくど申し上げましたが、私の考えは18歳までの子供は全員無料化すべきというのが基本的な考えです。そういうことからいろいろ申し上げましたんですが、最終結果としてはそういうふうに考えております。この件に関して、どういうふうに将来考えていますか。お答えいただきたい。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、鈴木則勝。

山科春美委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長 鈴木則勝さん。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 子育て支援医療費についてということで、全ての子供への医療給付というような御意見でございました。

今回は昨年度、令和4年度の決算ということですので、昨年度まで中学校3年生までの医療費給付ということでございましたが、令和5年度、今年度におきましては高校3年生までということで予算を頂きまして、今年6月から高校3年生までを対象とした医療給付として行ってございますので、そのような形で市としても対応を進めてきたというようなことで、御理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

11番(新田道尋)委員長、新田道尋。

山科春美委員長 新田道尋委員。

11番(新田道尋) 差をつけないで子供全体をやっぱり育てていくということが子育て事業だと私は思っています。そんなことで、新庄に行けば子供も大人も年寄りもみんな優しくしていただけるというふうなニュアンスを打ち出していけば、また新庄市の将来というのも展望できるんじゃないかというふうに、私はそう思っていますので、大変いいところまで進んでいますので、継続して、不自由のないようなまちづくりにひとつ尽力をいただきたいというふうに思います。

次は塵芥処理費のところに行きますが、137ページのほうに指定ごみ収集袋製作業務委託料ということで822万3,000円というふうな数字が載っていますね。これの反対側、これは製作費ですから、証紙として収入があるわけですね。証紙は5,287万5,100円というふうにこの決算書には載っていますね。相対する収入、支出を申し上げましたが、私の言っていることは間違いありませんか。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

山科春美委員長 環境課長岸 聡さん。

岸 聡環境課長 新田委員から御質問いただきま

した。

ごみ袋の製作業務ということで、今発言ございましたごみ袋の製作につきましては822万3,732円。それに対しまして、売上げといいましか証紙収入、こちらにつきましては歳入のほうになりますけれども5,287万5,100円。間違いございません。

1 1 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山科春美委員長 新田道尋委員。

1 1 番（新田道尋委員） この差があり過ぎると思いませんか。なぜかという、市民の声としてこれもしょっちゅう聞くんですが、新庄のごみ袋は高過ぎるというふうな声が多くあるんです。今の数字が間違いないとすれば、なぜこういうふうに差をつけなきゃならないか、高くしなきゃならないか、お伺いします。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

山科春美委員長 環境課長岸 聡さん。

岸 聡環境課長 ただいま申し上げました数字につきましては、単純にごみ袋を作る費用、あとそれを売った——売ったという言い方は表現が正しいかどうか分かりませんが、市民の方にお買いいただいた商品の値段となつてございます。

これだけを見ますと、これだけの価格差がございますけれども、実際にこのごみ袋の販売目的といたしましては、ごみ処理は当然費用がかかるということになります。例えば計算書に載つてございますけれども、収集、例えば可燃ごみだけでも6,800万円ほどかかつてございます。要はごみを処理する上で多額の費用がかかっていると。この部分の財源の一部になっているという部分と、あと、ごみ袋を買うということにつきましては、費用がかかるわけですから、ごみの減量化につながるであろうということでのこういった制度として行っているわけでございます。ですので、売った分、買った分ということで差はございますけれども、実際の支出額と

いうのはそれよりも大きなものとなつてございます。

以上です。

1 1 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山科春美委員長 新田道尋委員。

1 1 番（新田道尋委員） 市民サイドから見れば、他の自治体と比べて高いというふうな印象を持たれると、購入する人がやっぱりいろいろ考えるわけです。どういうふうな結果が出るかといいますと、不法投棄につながっていく。それから自然廃棄、要するに用水路に捨てるという人もいるんですよ。なぜかという、年2回の河川清掃、私も出るんですが、行ってみると家庭ごみがほとんどです。本来は燃えるごみとして袋に入れて出すべきやつを、やらないで、勝手にその辺の側溝に捨ててしまうために、川に最後に流れてくるんですよ。だからできれば、いろんな経費があるでしょうけれども、単純にこう私言つたんですが、ほかにもいろいろ経費がかかるのは分かりますが、袋としてもう少し検討すべきじゃないですか。一般ごみの廃棄が自然にならないように、それから後を絶たないのが不法投棄。毎年これは悩んでいるのではありませんか、環境課でも。いっぱいあって、対応がし切れないぐらい不法投棄があるはずですよ。そうならないためにも、燃えるごみ、燃えないごみも適切に処理できるように、もう少し私はこの単価を下げるべきだというふうに思いますが、そういう考えはございませんか。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

山科春美委員長 環境課長岸 聡さん。

岸 聡環境課長 御意見賜りました。

まず最初に不法投棄でありますけれども、こちらにつきましては犯罪となりますので、まずこの点、御留意願いたいと思います。こちらについてはあくまでも犯罪となりますので、やってはならないことというのはこれまでも周知しておりましたけれども、これからも周知徹底し

ていきたいと思えます。

あと、不法投棄につきましても、これまでも委員からお話ありましたけれども、環境課のみならず、県、あとは団体として衛連と協力いたしまして市内パトロール等を行っております、この辺は不法投棄されないような活動を行っていきたくて考えております。

また、袋につきましては、再三高い、高いと、環境課のほうにもそういった声は届いてございます。これまでもごみ袋の仕様でありますとか大きさでありますとか、使い勝手を考えまして、いろいろ改善したところあります。根本的な価格というところも、当然そういった部分は考えていかなきゃいけないのかなあという部分はございますけれども、まずは袋の部分につきましては今回は御意見として賜るという形で御理解賜りたいと思えます。

以上です。

1 1 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山科春美委員長 新田道尋委員。

1 1 番（新田道尋委員） 次に128ページ、4款1項1目の中の129ページにあります看護師確保対策事業となります。成果表では79ページ、ここに看護師対策事業、助成金候補として4名に対して奨学金の返還額の一部を助成したということで35万2,492円と載っています。これは新庄の医療機関での看護師の不足ということからこういうふうな対応をしてきたというふうに私は思うんですが、今捉えている、看護師は何人ぐらい不足しておりますか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 看護師確保対策に係ります市内の看護師不足については、申し訳ございませんが集計としては取っておりません。ただ、地域におきまして、県のほうでの計画によりますと、課題として医師と看護師、最上地域、本市を含めて不足している状況と県の計画にもござ

います。人数等は集計を取っておりませんので、御理解くださるようお願いいたします。

1 1 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山科春美委員長 新田道尋委員。

1 1 番（新田道尋委員） 決して数字的にやんばいということはないと思う。医師も看護師もどっちも不足しているというふうに捉えていいと思うんです。

それで、4名だけの対応であります、人口減少の対策にも入っていくんですが、もう少しこの奨学金の返還金を増やして、多くして、思い切った対策を立てるべきだというふうに私個人では考えているんですが、何人集まるか。カムバック、Uターン、Iターン、いろいろあるんですが、新庄に看護師として資格を持っている人が行けば奨学金の面倒を見てもらえるというふうなことになるれば、もっとこの4名が増えてくるんじゃないかなと思えます。経済的効果も人口が増えれば多くなるわけですから、対策の一環としてこういうことを考えていったらどうかということ御提案申し上げるわけです。今後対策としてそういう私の申したことをやる意思があるというか、考えがあるかどうか、お答えいただきたい。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 新田委員御質問のとおり、看護師確保のために本市独自のこの助成金制度は大変アピール度が高く、ダイレクトにつながる施策と認識しております。

助成額は、年度中に返還するべき奨学金の返済額としておりまして、上限は年間18万円となっております。

多くしてはどうかという御質問、御意見でございますが、令和4年度の実績4名中3名は全額助成となっております。1名につきましては約8割の助成となっておりますので、ほぼ全額に近い助成が年間では達成できていると思っ

おりますが、期間につきましては修業年数の2倍としておりますので、3年制であれば6年間、4年制大学であれば8年間としているところでございます。

本市の看護師確保対策事業の強化につきましては、長期的・中期的・短期的な視点を持って取り組んでいるところでございます。

長期的には、看護師を目指す若者を増やすために、最上地域保健医療対策協議会におきまして小中高校生への動機づけ学習会を行っております。

中期的対策としまして、さらに高校生の方が県内の看護系学校へ進学していただくために、教育総務課にて看護系に進学した場合の修学資金貸付制度を実施しております。さらに、卒業された新卒学生の採用と、委員おっしゃるとおり新庄へ帰ってきていただきたい、地元回帰を増やすために、短期的施策として助成金制度を位置づけております。

今後とも看護師の確保と、さらに定着というところは総合的に推進していかなければならないというふうに認識しておりますので、どの施策に重点的に取り組むかということも含めまして、本市の助成制度、さらに広報紙、利用していただく方を増やすべく、今年度も広報に力を入れているところでございます。多くの方に利用していただけますよう、今後とも広報等、力を入れてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

11番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山科春美委員長 新田道尋委員。

11番（新田道尋委員） 最後に132ページ、健康増進事業、成果表の81ページにあります、ここを見ますと健診を受けた人数が出まして、いろいろ載っています。全体を見ますと、対象者数に対して受診者数があまりにも少ない。これの対応をいかにしているかというのが私が思

っているところです。ここの胃がんのリスク評価というところでは、検査者数が64で要検査者数が20人、精検受診者数が13人と、だんだんだんだん減ってきて、検診の効果というのがこれでは薄れるわけですね。元をただしますと、その一番上、対象者数があるにもかかわらず、パーセントが受診率というのは18.8%になっている、胃がん検診に対しては、こういうふうに極端に少なくなっている。これを増やしていかないと、健康を害するのが必然的に多くなるわけですね。

これを上げるにはどうするかというのが一番問題で、その下を見ますと年齢制限があるんですね。私はこの年齢制限を撤廃すべきだというふうに思っています。何も設けなくて、10年に1回なんて、10年たたなければ検診が受けられないなんていう格好を取れば、その間に必ず病気が起きますよ。これはやめていただきたい。どう思いますか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 がん検診の受診率と、その下の胃がんリスク、肝炎ウイルス等の年齢制限の撤廃という御意見を頂戴いたしました。

成果表にあります胃がんリスクと肝炎ウイルスにつきましては、検査内容は国の指針、県の健康増進法に基づいて、一生に1回受けていただければよいものとされておりますので、過去5年間に受診歴がない方を対象にしておりますことから、こうした5歳刻みとなっております。

検診センターにおいての受診歴が保存年数が5年というところがございますことから、胃がんリスクでございますと、対象年齢は40歳以上でございますので5歳刻み、一度受けていただければ一生に一度でよいという検査であるということをお理解いただきたいと思いますが、なおちょっと説明不足の部分があるかと思っておりますので、成果表の表記の仕方を改善してまいりた

いと考えております。

また、上にありますががん検診につきましては、受診率は少し向上はしておるものの、委員おっしゃるとおりまだまだ対象者数に比べまして少ないというのは感じているところでございます。

がん検診の受診率向上のための対策でございますけれども、特定健診とセットで働きかけたり、休日の検診を実施すること、また、動機づけとなりますように、かむてん健康チャレンジ事業のポイントの対象としてがん検診も含めるなど、様々な対策を講じているところでございます。

また、最上検診センターにつきましては、来年4月に新しく改築しますので、検診センターとも連携しながら、多くの方に受診いただくよう努めてまいりたいと考えております。よろしくをお願いします。

山科春美委員長 ほかにありませんか。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） それでは、私から16項目ほど予定しておりますので、よろしくお願ひします。

最初に款項目と主要施策のページ、事業名を言います。

1つ目、2款1項1目、定員管理計画です。成果表では3ページの（2）になります。

2つ目、2款1項1目、行革の作業専門部会の件です。7ページ、1の（2）になります。

3番目、2款1項8目、ホームページの管理運営です。13ページ、3の（1）になります。

4番目、2款1項9目、電子決裁についてです。14ページの1の㊸になります。

5番目、2款3項1目、戸籍の請求内容についてです。40ページの1の（1）になります。

6番目、2款4項3目、期日前投票です。47ページの1から7です。

7番目、3款1項5目、高齢者の玄関前除雪

です。

8番目、3款2項1目、放課後児童クラブについてです。

9番目、4款1項1目、特定不妊治療費助成です。

10番目、4款1項6目、熊、イノシシ関係の捕獲についてです。84ページの中段になります。ちょっと一旦ここで区切ります。

最初です。定員管理計画と実績ということで、成果表の4ページの上段になります。当年度採用者数を見ると、ほぼ平準化はしているんですけども、令和5年度分については採用者数が16名となっているようです。これまで退職者補充ということで多分採用はされてきたかなと思いますけれども、やはり平準化していただいたほうがいいのかということでの質問でした。

なお、先ほど総務課長より、令和14年度まで定年延長があり、今後は平均して採用を行うと、また全体数は減らさないという答弁がありましたので、了解しました。

2つ目です。成果表7ページの1の（2）になります。行革の専門部会議というのがありまして、毎年されていると思いますけれども、昨年度は接遇の研修をしたということがあります。私たち議員も市民の方から様々な要望等を受けます。それを受けて担当課にお願いするわけですが、例えば一定のルールで連絡をいただければありがたいということになります。やはり相手の方の市民もちょっと状況とか答えを待っていることが結構あります。これについては、それは常識かもしれないということもありますけれども、内容によって一定程度のルールがあれば、ちょっと進めていく上で助かるということになります。例えばすぐにできないということであれば、1週間以内に状況を確認して、できないと。また、予算や制度上できないものもあるわけですので、そういう場合は例えば1か月以内とかで連絡をしていただければ助

かります。どのようにお考えでしょうか。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

山科春美委員長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 行革の接遇関係からということの御質問ですので、私のほうから御説明したいと思います。

まず初めに、議員から様々市民の方からの御要望や御意見などをいただいた際の、議員に対してのそれぞれの報告であったり状況説明であったりといったようなことの御要望かと捉えております。

市民の方につきましては、やはり内規の中で、一定のルールの中で定めておまして、担当課のほうで直接市民の方に何うなり連絡を取るなりして対応していくというようなことになっておりますけれども、議員の皆様からいただいたお話については、やはり当然市民の方と直接お話をさせていただくこともございますし、様々なケースがあるのかなと思っております。その場合、やはりお話いただいた議員の皆様には、何らかの報告であったり状況の御説明であったりと、もしされていなかった場合は大変失礼なことだったと思いますけれども、今後ともそういったことにつきましては状況等をお話しできるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） よろしく願いいたします。

3つ目、成果表で13ページ、3の（1）の⑤になります。ホームページの管理運営の中で、トップページにイベントカレンダーというのがあります。こちらのページに新庄まつりだとか、二十歳の集いだったりとか、割と大きなイベントが掲載されていないかなというふうに思います。最近掲載されていますのは、雪の里情報館や歴史センターの講座や催しということになり

ますけれども、掲載基準はどうなっていますかということと、どこで入力し、管理していますかということをお聞きしたいと思います。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 それでは、ホームページの管理ということで、今の亀井委員の御質問にお答えしたいと思います。

トップページから見られるイベントカレンダーにつきましては、基準につきましては特に定めてございませんで、各課で必要に応じてイベントのほうに掲載しているというふうなことになっております。

今委員おっしゃったような新庄まつりでありますとか二十歳の成人のイベントなどが無いというふうな部分につきましては私も認識しているところでございまして、ちょうど9月の頭の定例課長会のほうで全課長に対して、イベントカレンダーがちょっと雪の里でありますとかプラザの事業等に偏っている部分がありますので、お祭りとか重要な事業がないので、入力をきちんとするよというふうなことでお願いしたところでもあります。したがって、8月のお祭りについては過ぎた後での取組でありましたので、今後も重要なイベントにつきましては各課において入力するように努めてまいりたいというふうな思っております。

以上でございます。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） ありがとうございます。

次に4つ目です。成果表の14ページ、1の②になります。会計事務における電子決裁の件です。こちらは令和3年10月からスタートしてはいますけれども、手続上変わった点はどんなところでしょうか。また、メリット、デメリットはどんな点か、教えていただきたいと思っております。

井上美佳会計課出納主査 委員長、井上美佳。

山科春美委員長 会計課出納主査井上美佳さん。
井上美佳会計課出納主査 それでは、公会計について御質問いただきましたので、会計課のほうから回答させていただきます。

電子決裁の導入によって、見積書、請求書などをのりづけした紙の伝票に印を押す決裁から、添付書類をPDF化し、電子で決裁する方法に変更しております。

メリットとしましては、顕著でありますのが紙の消費の削減でございます。令和4年度は歳入歳出合わせまして約3万5,000件を電子で決裁しております。集合伝票もカウントしますと、これ以上の紙の削減につながっております。

また、伝票が今誰の決裁中であるか、進捗状況を確認することができますので、その点もメリットとしております。

そして、決裁のために伝票を持ち運ぶことがなくなりましたので、その時間を市民サービスに向けられること、また、ほかの業務に仕向けられることがメリットでございます。

デメリットとしましては、2年間稼働しておりますけれども、順調にトラブルなく、通常の事務として今はなじんでおりますので、デメリットとして感じていることはございません。よろしく申し上げます。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） ありがとうございます。

5番目です。成果表40ページの1の(1)あたりなんですけれども、戸籍の請求書の関係です。

戸籍自体あまり取ることがないので、受付の職員が説明してくれていると思いますけれども、この戸籍関係の請求様式の中で、特に改製原戸籍というのがありまして、ちょっと私もよく分かっていなくて、聞かれて答えられなかったんですけれども、近くの職員に聞いたら、やっぱり分かっている人はいなかったということがあ

りました。平成22年前後に改製されたようなんですけれども、その前後でどのような違いがありませんでしょうか。

伊藤リカ市民課長 委員長、伊藤リカ。

山科春美委員長 市民課長伊藤リカさん。

伊藤リカ市民課長 それでは、改製原戸籍に関する御質問にお答えいたします。

平成22年というお話でしたので、まずそちらのほうを説明させていただきます。

当市の平成22年の改製につきましては、戸籍の電算化によるものでして、それ以前はタイプライターで作成していた戸籍をコンピューターで入力できるようにシステムを導入しました。これは平成6年の法務省令による改製となっております。様式として見た目によく分かるのが、それまで縦書きだったものが横書きに変わって、また、戸籍を取った際に文章でその項目が説明されていたものが、今現在の戸籍は項目ごとに記載されるようになっております。

このように、戸籍法の改正などで様式が変わった際には、それ以前の戸籍が改製原戸籍となるように法で定まっております。

窓口では、お客様に対して、口頭による説明ですけれども、丁寧に説明はしておりますが、なお一層皆様が分かりやすいような丁寧な説明を心がけてまいりたいと思います。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 次に6番目に行きたいと思います。成果表47ページの1から7になります。選挙の期日前投票の関係です。

市長選や市議選であれば、月曜から土曜の6日間、朝8時半から夜8時までと、投票時間は期日前投票のほうが充実しております。今や投票者の半数を占める中、当日の投票時間は7時から現在7時までとなっておりますけれども、さらなる短縮を検討してはいかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

今田 新選挙管理委員会事務局長 委員長、今田新。

山科春美委員長 選挙管理委員会事務局長今田新さん。

今田 新選挙管理委員会事務局長 ただいま期日前投票の結果等についての御質問でございましたが、御質問の内容は投票時間の繰上げについてというふうな御質問のようですので、そちらのほうでお答えさせていただきたいと思います。

投票所の開閉時間につきましては、公職選挙法第40条で規定されており、そのただし書の部分で「市町村の選挙管理委員会は選挙人の投票の便宜のために必要があると認められる特別の事情がある場合、または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合に限り、投票所を開く時間を2時間以内の範囲において繰り上げる、もしくは繰り下げ、または投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる」とあります。

委員がおっしゃる期日前投票の機会の充足が当日投票所の投票時間の繰上げをする特別な事情に当たるかというのは、それだけでは難しいようございまして、本市としましては平成27年の市議会議員選挙より1時間繰り上げることで実施してきております。

当時の理由としましては、期日前投票の制度が定着してきたことも挙げておりましたが、「立会人の負担軽減」「投票結果を早く知らせることができる」「夜間の高齢者への配慮」など、これらを説明して、区長の皆様の8割以上の同意が得られ、賛成だというふうなお話があって、この民意を市政への反映として県に承認を得たものでございます。

全投票区1時間繰上げというのは、この当時の新庄市をはじめとして、今の現状としまして13市の状況では尾花沢市と村山市のみでございまして、それとは逆に全投票所とも繰り上げて

いない市が4市ございます。また、一部の投票所を1時間繰り上げている市が6市ございます。また、1時間から2時間以内で繰り上げているような町村もございます。これはいずれにしても開票する会場から遠いというふうな投票所を考慮したものでありまして、一概に全部投票を繰り上げるということには当たらないのだろうなと思っております。

また、このたびの新庄市長選挙の結果を公表させていただきますと、当日投票所の18時から19時までの投票者数は男女合計で746名となっております。全投票者の中の3.88%が当日投票の6時から7時までとなっております。

このような状況で、投票時間のさらなる短縮については今のところ考えてはございませんけれども、他市の状況もだんだん動かれているような状況もございますので、注視して、参考にしてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 次に7番目です。ちょっと時間も押してきましたので、よろしく申し上げます。成果表53ページ、3の（1）です。高齢者の玄関前除雪です。

昨年12月のお知らせ版に募集について掲載されたようすけれども、内容的には町内会等の団体で支援してくれる団体とありましたけれども、その募集した状況はどうでしたでしょうか。

また、玄関前除雪の実績がありますけれども、希望数に対して何%ぐらい実施されていますでしょうか。分かりましたら申し上げます。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

山科春美委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 それでは、御質問にお答えしたいと思います。

昨年12月のお知らせ版で募集しました支援団
体でございますが、結果として応募はゼロ件で
ございました。

あと、玄関前除雪のパーセンテージですが、
正確な数字はちょっと把握していないんですが、
昨年の状況を確認しておりますが、半分ほど玄
関前除雪の対応ができなかったということを経
告を受けております。

以上でございます。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 次に8番目です。成果
表63ページの4です。放課後児童クラブの関係
です。

放課後児童クラブに入れなかったという方が
おりました。その場合、どのような対応をして
いるか、お伺いしたいと思います。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、
鈴木則勝。

山科春美委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長
鈴木則勝さん。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 放課後
児童クラブに入れなかった場合の対応について
という御質問でございます。

まず、放課後児童クラブの入所の申込みにつ
いてですけれども、例年11月頃に翌年度の申込
みの受付をしてございます。公立で4所の放課
後児童クラブがあるわけですが、定員
を超える申込みがある場合につきましては、親
の就労状況、あるいは世帯の状況など、総合的
に判断しまして、利用の必要性が高いと思われ
る児童から順次入所の決定をさせていただいて
おります。

入所とならなかった児童につきましては、待
機という形で、ちょっとお待ちいただくという
のが今現状でございます。

昨年度、入所の希望については、令和4年度
で定員230人に対して255人の申込みという状況

でした。

4月に入所となるわけですがけれども、4月の
入所までの間に辞退されるというような方もい
らっしゃいます。また、4月に入所してから途
中で退所されるというような方もいらっしゃい
ますので、待機でお待ちいただいている方につ
きましては、そういった空きが出たときに連絡
させていただいて、入所できるようにというこ
とで取り計らっているというような状況でござ
います。

以上であります。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 10番目に行きます。84
ページの中段になります。

熊、イノシシを捕獲した令和4年度の場所は
どの辺になりますでしょうか。

また、捕獲する場合の基準といったものがあ
ればお願いします。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

山科春美委員長 環境課長岸 聡さん。

岸 聡環境課長 ただいまの質問にお答えしたい
と思います。

令和4年度、主要成果のほうにも載せてござ
いますけれども、熊2頭、イノシシ4頭を捕獲
してございます。

場所につきましては、熊2頭につきましては
小泉と二ツ屋地区、イノシシにつきましては山
屋地区となっております。

なお、御注意いただきたいのが、地区名で申
し上げておりますけれども、当然集落の中に出
たわけではなくて、その近隣の里山といいます
か、山の際といいますか、その辺の農地等に
出たものの捕獲となっております。

なお、今年につきましては全国的に熊が大変
多く出没している状況でございます。新庄市に
おきましても多数出ておりまして、既に5頭捕
獲してございます。参考までに申し上げますと、

小泉で3頭、二ツ屋で1頭、休場で1頭という
ような状況になってございます。

なお、御承知の方もいらっしゃると思います
けれども、昨晚というか夕方ですね、二ツ屋地
区で国道13号を走行中の車と熊が衝突したとい
う事案がございまして、当課の担当職員、8時
半前、時間外で、担当地区におきまして注意喚
起のパトロールを行ったところでございます。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 8款4項3目、129ペ
ージの8番前後です。公園の管理事業等につい
ての質問です。

あじさいの杜の管理やあじさいまつりの実施
状況、さらに都市公園は18か所ほどあるかと思
いますけれども、その樹木、主に桜の木かと思
われますが、その剪定の基準等ありましたらお
願いします。

また、時期的にはアメリシロ等も発生するとい
うことで、通学路に枝が伸びている場合もある
と。特に公園でいえば沼田公園や中道公園など、
結構狭い公園になりますので、個人の住宅であ
ったり、通学に支障を来しているような場合の
対策はありますかという質問になります。

また、この時期になりますと、街路樹のある
通りだけになりますけれども、落ち葉もかなり
の量になるということで、剪定についてはより
短くしてほしいと。また、植え替える場合は木
の種類を吟味してほしいという要望がありまし
たので、お願いします。

長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

山科春美委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 公園の樹木、また街路樹
に関しての管理について御質問いただきました。

公園の樹木等の管理につきましては、日常的
なパトロール等によりまして、緊急予算としま
して樹木については例年50万円ほど予算計上さ

せていただいております。そのほか、計画的な
形として、次年度対応したいという部分につい
ては、計画的な公園の箇所づけを行ったもの
として50万円から80万円ほどつけていただい
ている場面もございます。そのような形で、日常
的な管理をベースにしながら、古木になってしま
っている樹木の管理などを実施しているという
ふうなことでございます。

また、緊急的な場合、区域外にはみ出してい
る枝の剪定などにつきましては、区長等から要
望があれば、その都度対応させていただいて
いるということになりますので、よろしく願い
たいと思います。

あと、街路樹の管理ということでございま
すが、こちらについても例年業者のほうへ委託
を行いながら、枝の剪定等を行っているところ
でございます。

現在のところ街路樹の植え替え等の計画はご
ざいませんで、現在のものを適切に維持管理
をしていくというふうなことで進めていきたい
と考えております。

以上でございます。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 次に10款5項2目です。
指定管理者制度関係ですけれども、指定管理者
は様々な事業をし、施設の適正な管理に努めて
いると思います。令和4年度前後の市民文化
会館、市民プラザについて、職員の勤務継続状
況等が分かればお願いしたいと思います。

伊藤幸枝社会教育課長 委員長、伊藤幸枝。

山科春美委員長 社会教育課長伊藤幸枝さん。

伊藤幸枝社会教育課長 指定管理施設というこ
とで、文化会館4名、それから市民プラザに関し
ては7名の職員が勤務をしております。

ただし、指定管理者の雇用状況につきましては、
直接市が関与することはありませんので、
よろしくお願ひしたいと思います。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 7 款 1 項 3 目です。

117ページの5の（6）です。陸羽東西線の関係です。

当初予定していた、そして実施できなかった利用促進イベントとはどういったものでしたでしょうか。

また、陸羽東西線の運行継続に向けた今後の取組の予定とかがありましたらお願いしたいと思います。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

山科春美委員長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 陸羽東西線利用促進協議会の関連についての御質問でございます。

まず、イベント関係につきましては、各沿線の自治体がございますが、東線関係につきましては宮城県の大崎市、それから西線関係につきましては戸沢村、酒田市、庄内町、そちらの各5市町のほうでイベント関係の開催を予定しておりましたが、ちょうどその頃にまた新型コロナウイルスが拡大傾向にございましたので、そちらのイベントのほうを全て規模縮小という形で、ツアー自体を中止させていただいたというような状況になってございます。

ただ、その中でもイベントを実際にやられた各自治体がございますので、そこの部分につきましては、例えば西線につきましては代行バスが走ってございますので、そちらの座席のほうにイベントチラシを配布させていただいたりというような支援を協議会のほうで行ってございます。

また、できなかったイベント、ツアーの代わりといたしまして、西線の高屋駅のほうでテントサウナのイベントをJRと共同で企画して、実施したところでございました。

そのほか、陸羽東西線の利用促進を図るために、海鮮市などもゆめりあのほうで実施させて

いただいたところでございます。

そのほか、陸羽東西線の協議会といたしましては、JRへの要望会を隔年でございますが実施してございます。ちょうど今年度、また要望会をする予定という運びになってございます。

利用関係の低迷による、マスコミ報道等でも様々な報道がなされておりますが、私どもの動きといたしましては、県と一緒に様々な活用を図るために、県のほうが事務局となりまして「やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト推進協議会」というものを立ち上げておりまして、私と総合政策課長の2人が委員ということで、そちらのほうの会議にも参加させていただいてございます。

以上でございます。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 以上で終わります。ありがとうございます。

山科春美委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時12分 開議

山科春美委員長 休憩を解いて再開いたします。

一般会計歳出に関し、質疑ありませんか。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

山科春美委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） 議席番号8番、鈴木法学です。よろしくお願ひいたします。

決算書、ページ数は93ページから95ページにあります2款1項7目の企画費、備考でいいますとふるさと納税事業費と企業版ふるさと納税事業費について質問させていただきます。歳入に続きまして、歳出のほうもこちらのほうだけでございますが、よろしくお願ひいたします。

まずは93ページの備考欄にありますふるさと

納税事業費 9億9,510万871円、こちらが事業費のトータル金額で、歳入のふるさと納税寄附金とほぼ同額に合わせているようです。

このふるさと納税事業費のうち、報償費 2億9,532万1,504円がいわゆる寄附額の30%を上限とする返礼品代、つまりは商売でいいますと売上原価と考えてよろしいのでしょうか。

また、95ページ、備考欄にありますまちづくり応援基金積立金 4億2,606万7,646円が、全ての経費を引いた、商売上でいいますと純利益と考えてよろしいのでしょうか。質問します。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 それでは、ふるさと納税についての御質問にお答えいたします。

ふるさと納税事業費の報償費 2億9,500万円ほどにつきましては、委員おっしゃるとおり返礼品代に関わる部分の金額となっております。

また、同様に95ページのまちづくり応援基金積立金につきましても、寄附額に対しまして様々な返礼品を含めた経費を差し引いた残りをまちづくり応援基金のほうに積み立てる収益金のようなものとなっております。

以上でございます。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

山科春美委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） 了解いたしました。

私、ふるさと納税、すごくしっかりと理解したいので、そういった形で質問を続けさせていただきます。

このふるさと納税事業費全体からすると、報償費は29.7%、まちづくり応援基金積立金は42.8%と私なりに試算できますので、先ほど言いました様々な経費、その他の経費は27.5%になるようです。

本定例会で渡部議員からの一般質問にありました、ふるさと納税制度のルールが今年10月から改正され、「地方自治体が寄附を募るのにか

かる経費を寄附額の5割、つまりは50%以下の基準とする」を当てはめますと、報償費とその他の経費を合わせた金額がそれに当たり、今のところ令和4年度全体は57.2%になるようです。

このルール改正上、報償費とその他の経費を合わせた寄附額をまずは50%以下、そしてまちづくり応援基金積立金の寄附額を50%以上にするようにしなければならないと考えてよろしいのでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 今委員のほうから御質問ありましたけれども、まさに今御質問あったとおりにする必要があるというふうなことで、今年度10月から改正となっている部分についてはそのようにしなければいけないというふうなところでございます。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

山科春美委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） 承知いたしました。

一般質問等でもございました事務費、経費等をかなり削減しながら効果を出さなければならない、大変な作業だと思います。寄附額の半分以上は地域のために活用されるべきだという考えに基づくことであると思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

この流れで、ページ数を今改めて言いますが、決算書の281ページの上段、(14)まちづくり応援基金の表に移ります。

決算年度中の増減高の増、5億3,805万3,709円は令和3年度の積立金だと認識しております。こちらが令和4年度の最初に繰り入れられたのではないかなと思っております。

減のほうです。減の3億5,000万円はこのたびの令和4年度の歳入、基金繰入金にほぼ入れているように見えます。

こちらのふるさと納税の使い道として、納税者は6つの事業の中から寄附の用途を選べます。

納税者の意向に沿い、この3億5,000万円の寄附金が各事業費にしっかりと割り振りされているのかという点と、代表的にどのような事業を行ったのか、教えていただきたいです。

また、6つに分けられた事業、様々あると思うんですが、各事業計画書や予算書には「ふるさと納税より」とか「応援基金より」などの記載があるのか。または、形の残る事業には同様の表記を目に見えるようにつけているのか、教えてください。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 それでは、まちづくり応援基金の活用についてお答えしたいと思います。

こちらの決算書につきましては、3億5,000万円とございますけれども、基金の年度と会計年度の4月から3月までの年度というのはちょっと違っていて、令和4年度で基金から取崩した実際の金額は3億2,000万円というふうな形になっております。

こちらの3億2,000万円の使い道につきましては、寄附金の先ほどの収益部分については一旦積み立てまして、基金のほうに総額として管理しておりますけれども、そのうち3億2,000万円を予算として取り崩した形で、財政課のほうと協議しながら様々な事業に充てているところ です。

基金のほうにつきましては、まちづくり基金の条例のほうで産業振興でありますとか医療、福祉、教育、文化、スポーツなどと項目立てて、寄附者の要望に従って積立てしているような形になりまして、そこで残高管理をしている中で、その残高の範囲で取り崩した金額を様々な事業に充てているというふうなことになります。

事業といたしましては、それぞれ42事業に多岐にわたっておりまして、例えば民間立保育所の整備の補助金でありますとか、あとエコロジーガーデン関係でありますとか、あと学校関係

の管理事業費もありますし、道路の除排雪事業にも充てているというふうなところになっておりまして、42事業を全てここで説明することはできませんが、こちらについて決算のほうでまちづくり応援基金からというふうなところで表示とかはなっているのかというふうな部分については、いわゆる寄附金とはいいますが市税と同じような形の使い方になってくるものですから、決算書のほうにはその部分については詳細はその都度記載はしていないという状況になっております。

以上でございます。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

山科春美委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） 了解いたしました。まずは納税者の意向を酌んでいただけているということで、了解いたしました。

市税として使っているのという今御説明がございましたが、今回の決算書を見て、我々議員から見ても寄附金がどのように使用されたか分かるようにあればなと思ったり、あとは市民はもちろん納税された方々がもし新庄に来た際に目に見えて分かるような、頂いた寄附金でこういったものをつくりましたみたいな表記や工夫があると、さらなる効果といたしますか、寄附している方々に対してもアプローチできるのではないかなと思っております。そういったところを踏まえて、今後もよろしく願いいたします。

93ページに戻りまして、昨年度、令和3年度決算書の備考欄には記載されていたんですが、ふるさと納税寄附金返還金153万6,000円というのがございました。令和4年度のほうにはこの返還金の欄がないので、ゼロ円だと思うのですが、このふるさと納税寄附金返還金はどのような場合に発生するのか、教えてください。また、今後も発生するか否かも教えてください。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 ふるさと納税の返還金につきましては、昨年発生したのにつきましては、サクランボが収穫が不良だったというふうなことで、寄附いただいたものにつきまして寄附金の返礼の対応ができなかったというふうなところがありまして、お金のほうをお返しせざるを得ない状況だったというふうな状況になっております。

今後も気象条件等や諸条件によってはそういったケースもあろうかと思っておりますので、そういった結果になっております。

以上でございます。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

山科春美委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） 不作というか天候によって、果物とかそういったものがあるということで、了解しました。それを踏まえて今準備されていると思っておりますので、よろしく願います。

では、95ページの企業版ふるさと納税事業費のほうに移ります。

こちらは企業版ふるさと納税寄附受付業務委託料が4万1,800円だけ計上されているので、ほぼ全てが寄附金収入ということで、いわゆる純利益となっていると思っております。こちらはまちづくり応援基金に積み立てず、そのまま歳入金額というか、普通の形になっていると思うんですが、こちらのほうも寄附対象事業が新庄市まち・ひと・しごと創生推進事業の4つの事業に充てられていると思っております。先ほどと同様の質問になってしまうんですが、この寄附金の使い道の流れを確認するため、主に令和4年度、どのような事業、どのようにされたのか、教えてください。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 それでは、企業版ふるさ

と納税についての御質問にお答えいたします。

寄附状況といたしましては1億1,000万円ほど頂いていた中で、充当事業につきましては5つほどございまして、小中学校等新入学祝い金支給事業、あと日新中学校人工芝テニスコート改修事業、八向地区公民館改修事業、住宅リフォーム総合支援事業、最後に若者世帯住宅取得支援事業に、それぞれ寄附金を上回る事業費になりますけれども、そちらのほうに充当して活用させていただいたというふうなことでございます。

以上でございます。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

山科春美委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） 御回答いただきました。

そういった意味でも、なかなか細かい詳細は伝えられないと思うんですが、ちょっと決算の流れ、お金の流れというところを見たときに、先ほどの話でちょっと御説明いただいていたので今理解できたんですけども、やはり何かしらにちょっと一文書いていただきたいなと思っております。例えばですが、成果に関する説明書の12ページ、ふるさと納税制度に関することというふうなところがありますと、歳入に関して寄附金を頂いたというための成果は載っているんですが、ここに一文、例えば寄附金を活用して今言ったところの代表的な事業に活用させていただきましたとなれば、入ってきたお金があり、出ていったお金があるという流れがちょっと見えるので、例えばそういった一文だけでも載せていただければなと思っております。

また、ちょっと今回いろいろ見させていただいたので、ホームページ等もいろいろ見させていただきました。ちょっとここで言う話じゃないですが、企業版のふるさと納税事業費、この申込書の名前等、まだ前市長の名前の宛先になっていたもので、そういったところもチェックのほうをお願いしたいなあと、すみません、

ここで話して申し訳ないです。

まずはありがとうございます。

質問は以上となりますが、冒頭で申したとおり、このたびはふるさと納税に注目させていただきました。決算特別委員会の初日にもお話があったとおり、地方交付税をはじめとします交付税に頼る歳入は明らかであり、人口減少により、税収についても今後の課題となっております。この局面を解決していくには、市としてもこういった収益事業を増やしていかなければならないと感じます。また、収益で得たお金をどのように活用していったかという周知をしていくことも重要だと思いますので、ぜひこのふるさと納税、収益事業の一つのモデルケースと考えていただきながら、これからもいろいろと発展させていただければと思います。

今回はいろいろと質問と確認をさせていただきました。

私からは以上です。

山科春美委員長 ほかにありませんか。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山科春美委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） それでは、私から何点かお聞きしますので、その前に申し上げます。

決算書の95ページ、2款の総務費、歴史的風致を活かしたまちづくり事業をお聞きします。

次に103ページの2款総務費の3項1目、戸籍住民台帳に関わる質問をいたします。

次に155ページ、7款1項商工費の青山学院交流事業に関してお尋ねいたします。

次、158ページから159ページの8款2項の道路長寿命化事業について、お願いいたします。

もう1点、ページ186から187の10款教育費5項社会教育費の市民プラザ管理事業費についてお尋ねします。

その前に、新庄市がよくなるために我々も議会をやっているわけですがけれども、都市データバンクの指標がありまして、「住みよさランキ

ング」がありました。我が新庄市はトータルで812市町村の中で180位のランクとなっておりますね。大変上位だなと思うんです。それで、県内では東根市が32位、天童が138位、寒河江が166位で、新庄市が180位と。その中身を見ますと、安心度が312位、利便度が13位、大変上位なんです。あと、快適度は774位、富裕度は278位、そして人口1,000人当たりの飲食店は新庄市が1番なんです。私から言うまでもなく、そういうデータがあると思います。これは前段、余談になりますけれども。

またもう一つ、最初、うちの会派の渡部議員がおっしゃいました、9月、ずれ込んで10月になりましたけれども、前は決算が12月だったんです。やっぱり12月というと新年度の査定とかいろいろあって、それでほかの市も9月にやっています。9月になってこの審議をやっているわけですがけれども、この決算だけでなく、来年度の予算執行にも関わることで、それを生かしてもらいたいというような思いもあって、9月になった経過があったと記憶していますので、私もそういう意味を込めまして、次年度の予算編成なり、執行する市民の利便性を考えた質問をしたいなあと考えていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

歴史的風致、大変私もいいと思います。10年計画でやっていますけれども、実際これは3省にまたがるわけですね。それで、この成果表を見ますと、「計画策定における関係機関である国土交通省、文化庁、農水省と現地視察及び3省の協議を行った」というふうに、成果表の15ページですね。これは実際本省のほうに出向いて行って協議なされたのかなあと。その辺の経過、どうなんでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 3省の協議についての御質問ですがけれども、こちらのほうにお越しいた

だいて、そして担当職員と一緒に現地視察をやりながら、協議していただいたというふうなところでございます。

以上でございます。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山科春美委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） こちらから出向いたのではなくて、先方からおいでになったと。その中で視察して、いろいろ意見交換したというような捉え方だね。

その中に計画推進協議会の委員がおりますね。その中で、新庄市は戊辰戦争でいろんな建物がなくなって、私はまあ……という感じがするんだけど、その中で最上公園がやはり核だと思っただけですね。その最上公園の整備の中で、例えば、例えばですよ、隅やぐらを造るとか、太鼓橋を架けるとか、表門を造るとかという、委員の中からそういうお話はあったんですか、なかったんですか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 そういう隅やぐらとか、城郭の復元でありますとか、はっきりとした部分はありませんが、最上公園の部分をそういう町並み、景観等、歴史的な風情が残るような部分を復元していくとか、そういった類いのことは必要でしょうというようなところで発言があったと記憶しております。

以上でございます。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山科春美委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） やはり私どもが考えるのは、山形県の中でもお堀のある城下町、城づくりはやっぱり4つなんですね。やっぱりそういうものを生かしたのをやっていかないと、この中でこの社会資本整備総合交付金というのも活用できるわけですから、そういったものも、市民のよりどころの最上公園の整備を私は図っ

ていかないと、歴史的風致なんていうのはいささか、自慢できるものじゃないんじゃないかなあと。何を私は言いたいかというと、ないんだから、造ればいいんでないかっていうの、それを。社会資本整備総合交付金等を生かしてですね。これから委員の方々も10年のスパンでやるんでしょうけれども、ぜひお考えを持っていただければ、市民の皆さん喜んでないかなあと、思うんですけども、いかがでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

山科春美委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 歴史的風致維持向上計画の中核をなす事業展開というふうなことで御意見をいただいているところでございます。

令和4年度、令和5年度の事業としての部分ではあるんですけども、現在公園のほうを管轄しております都市整備課、また、今年度から歴史的風致維持向上計画も都市整備課のほうで所管しておりますけれども、今年度は最上公園、新庄市の歴史的風致の中核ということで、今後の整備に向けた計画を市民を募ったワークショップを開催しながら、現在計画をまとめているところでございます。

今週末になりますけれども、最終のワークショップを行いまして、市民の意見をいただきながら、最上公園全体の整備の方針みたいな部分についてまとめるための意見交換をさせていただく予定としております。

今後、年度末にかけてこの計画をまとめ上げて、議員の皆様方にもお知らせする機会を持ちたいと考えておりますので、今後の進展、またその計画の内容について、また御意見をいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山科春美委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） ぜひ市民のニーズも、

あそこにお城らしいものがあつたらなあど、やっぱり新庄まつりのときも、太鼓橋ができて、そこからみこし渡御が堂々と渡ってくれば格式も上がるんじゃないかなという声があるんですね。ぜひそういったものもひとつお話の中で取り入れてもらったら、大変市民の皆さんも喜ぶんじゃないかなあど。国のほうも交付金が40%から45%というような、大変歴史的まちづくりをやっているそうですので、ぜひひとつうまく、市長の腕だ、市長もそうだし、課長の腕だ。ひとつ頼む、どうか。

次は戸籍関係なんですけれども、この成果表を見ますと、今コンビニ交付が大変時代とともに新庄もやっていただいたというようなことで、この辺、従来のから見れば、コンビニ、そういった証明書の発行はどうなんでしょうか。ひとつお願いいたします。利便性はかなっているのか、かなっていないのかということ。

伊藤リカ市民課長 委員長、伊藤リカ。

山科春美委員長 市民課長伊藤リカさん。

伊藤リカ市民課長 ただいまのコンビニ交付に関する質問にお答えいたします。

やはりコンビニ交付になりますと、市役所の場合は朝8時半から5時15分までの月曜日から金曜日までという時間帯で証明書を交付しているということになります。コンビニにおいては朝の6時半から夜の11時まで、お休みは1月1日のみ。いや、違いますね、年末年始お休みでした。という形で、必要なときに必要な証明書が取れるということで、非常に利便性があるようで、令和4年の11月からサービスを開始しておりますが、当初はなかなか伸び悩んでおりましたが、現在は毎月500件ほどの利用をいただいているような状況でございます。

以上です。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山科春美委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） 今お聞きしますと、や

っぱり時代に合ったニーズに応えられているんじゃないかなと思うんですけれども、片や市民課の窓口に行きますと、以前よりも発券機という、発券機械ですか、するやつを導入して、市税、証明書、マイナンバーカード、4つぐらいあるんですけども、それは大変いいと思う。その前に、何より記入してくださいと。記入して、自分のカードとして何番、何番と呼ばれるようなんですけれども、大変以前よりもプライバシーで「誰それさん」と呼ばないで、「何番の方」と、大変配慮なさって、大変よかったなあと思うんですけども、さらに、私も前に言ったんですけども、それ以上に、よその行政を比べる必要はないんですけども、「書かない窓口」というのがあるんですね。書かない窓口。それを私は提案したんですけども、そういったもののお考え、導入というのは現在考えているのでしょうか。今後そういったものは予定があるかないか、教えていただければありがたいと思います。

伊藤リカ市民課長 委員長、伊藤リカ。

山科春美委員長 市民課長伊藤リカさん。

伊藤リカ市民課長 書かない窓口に関する御質問ということなんですけれども、やはり先ほどのコンビニ交付においても、市民の利便性、こちらの向上ということが非常に成果として上がっておりますが、書かない窓口についても、市民の利便性を考えれば非常に重要なことと考えております。書かない窓口、またオンライン申請、そういったものは市民の利便性に非常に成果があるものと認識しておりますので、今後こちらの導入について情報収集を行いながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山科春美委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） ああ、よかったなあ。しないと言わないから、するという前向きなお

答えですので、心強く思っていますけれども、これはいろんなシステムを利用し、ネットワークというのは大変手間もかかると思うんです。一旦導入するとスムーズにいくと思うんですけれども、やはりそういった市民の、「住みよさランキング」じゃないですけれども、上げるためにもやっぱりそういった市民の利便性をぜひひとつ御考慮して、次年度あたりの予算化になれば大変ありがたいと思うんですけども、ひとつよろしく願いいたします。

あと、第7款の商工費の青山学院大学交流事業50万円なんですけれども、実は大変黒石先生という教授の方が新庄にゆかりが深く、ずーっとずっとやっていて、大変新庄にも貢献した事業なんですけれども、黒石先生が定年でお辞めになるんですね。だから今後、別の大学、学校に行ったらしいんですけども、これは黒石先生がいなくなっても続けるか続けないか、ひとつお願いします。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

山科春美委員長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 青山学院との交流事業の負担金の御質問だと思いますが、当然小嶋委員も御存じのとおり黒石先生とは様々お付き合いをさせていただいてきた経緯がございます。

今御質問のところにあつたように、黒石先生は今年で定年退職だというお話を聞いてございますので、一旦この事業については黒石先生のほうでも終了したいというふうな御意見をいただいておりますので、今回この事業で様々報告書をいただいて、まず完了して、これからの展開をまた考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山科春美委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） 大変お世話になったんですね。黒石先生に私ども、山車に参加しても

らったり、やっぱり地域に密着して、あと明倫学園の子供たちにも接触して、子供たちも都会的な方々と触れて、都会的センスを身につけて喜んだ経過もあるんですけども、やはり今課長おっしゃったように、先生もいなくなるわけですから、新たな別の手をひとつ考えるということで、御協議いただければいいんじゃないかなあと思います。

あと、ページ158、159の8款の道路長寿命化なんですけれども、いろいろ市道をやっているんですけども、実際白線なんです、私が言いたいのは。白線。市道はやっぱり雪になつたり、消えて見えなくなった、何とかしてくれという声が結構あるんですけども、この成果表の中には白線はどこか入っていると思うんですけども、これから引けと言つたって、雪が降ってくるし、大変だと思うんですけども、次年度に向けてこの白線の整備というのはどのように市道管理でお考えか、ひとつ教えてもらえればありがたいと思います。

長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

山科春美委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 市道の管理に関する御質問をいただいたところです。

委員おっしゃっておりますように、道路の区画線の管理とか維持というふうなものにつきましては、例年、年度当初でつけていただいている予算をベースに維持管理を行っているところです。

予算にしますと、長寿命化の前のページの道路維持費の中に一応記載はされておりますけれども、市道の区画線の設置業務委託料ということで499万円ほど、例年当初の予算では500万円ほどの予算をつけていただきまして、冬期間、春先からという、除雪が終了しますと白線が大変傷んでしまうというふうなことがあります、雪解けとともに業務委託を発注しまして、市内の消えかかっている白線の維持、更新をし

ているところでございました。

ただ、例年、春先の小学校の入学式頃の時期までの業務完了がなかなか難しいということもございまして、今年度、これから9月の補正予算ということで御審議いただくことになるんですけれども、予算を追加させていただければと思っております、3月の雪解けに合わせて、入学式前に白線が引けるような体制も整えられればなと思っております、その辺のことも考えながら、今後も管理をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

18番(小嶋富弥委員) 委員長、小嶋富弥。

山科春美委員長 小嶋富弥委員。

18番(小嶋富弥委員) 分かりました。繰越明許でもいいんじゃないですか、やるとなれば。ぜひひとつ。

あと、186ページ、187ページの市民プラザ管理費なんですけれども、成果表を見ますと施設整備で照明等リモコンスイッチ、リモコンリレー交換修繕とございますけれども、天井の明るさ。暗いじゃないですか。特に感じたのは、台湾の方々が来て、あそこで交流会をやりましたね。非常に暗い。常々思っているんですけども、あそこは指定管理者の皆さんにお願いしていると思うんですけども、指定管理者のほうから「暗いから直してけろ」と来なかったか。

伊藤幸枝社会教育課長 委員長、伊藤幸枝。

山科春美委員長 社会教育課長伊藤幸枝さん。

伊藤幸枝社会教育課長 市民プラザの照明関係の御質問であります、先日の調印式、私も参加させていただいて、なかなか正面玄関であったり、大ホールであったりというところで、皆様からは様々御指摘もいただいております。

指定管理者も本当に日頃利用者から御意見をいただいている中で、修繕、昨年度の実績で1,000万円ほどかかっておりますが、なかなか

そこまで到達していないというふうな状況ではあります。ただ、来年、再来年度で各社会教育施設のLED化を中期財政計画の中で順次進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

18番(小嶋富弥委員) 委員長、小嶋富弥。

山科春美委員長 小嶋富弥委員。

18番(小嶋富弥委員) やはり皆さん暗いと。陰気くさい。駄目だ。明るい新庄だからよ、明るくしてけろ。ぜひ、ここで約束されないけれども、早い時期にひとつ御尽力をお願いします。終わります。

山科春美委員長 ほかにありませんか。

13番(伊藤健一委員) 委員長、伊藤健一。

山科春美委員長 伊藤健一委員。

13番(伊藤健一委員) お世話さまです。番号13番、伊藤健一でございます。

実は2つほど絞って用意したつもりなんですけれども、今愕然としております。大先輩の小嶋議員が、私の用意した2つを全て質問済みでございます。そういうことで、まとめて、かいつまんで、ちょっとせつかくですからおさらいも含めて質問させていただければなと思うとともに、大先輩のチェックポイントが、私のような駆け出しの者も同じポイントを気がつくことができたということに、自分に自信を持ってこれからも頑張っていきたいなど、そのように思う次第です。ありがとうございます。

1つは、たった今聞きました青山学院、ページ数をもう一回申しますと155ページですね。

7の2の3です。青山学院大学研究・交流事業負担金云々とあり、いわゆる黒石ラボというふうにならざる言ってきました。なぜ知っているのかといいますと、ちょうど十何年前に小嶋議員が中心となって、新庄に黒石先生のゼミといいますかラボを誘致したときに、ちょうど地域振興の仕事で私も小嶋議員のところにお邪魔したりして、そこに御縁があったんですね。あれか

ら10年ちょっと過ぎたんだなど。もう感慨深い
思いです。

思い出話をするんじゃないなくて、毎年毎年学生
は入れ替わるわけですけども、夏休みを中心
に本当に合宿に来て、黒石教授を筆頭にして毎
年青学の学生たちが新庄を深めていったと。祭
りから地域文化から、そういうもの、私も関わ
ったりしながら、思い出されます。

これはもうまとまっちゃったんですけども、
今現在50万円のお金ですずっと10年以上やってき
ています。この50万円というのはどんな用途に
使っていたのと聞いたかったんですね。もう一
つは、今後、来年以降、どうお考えなのかと。
これも聞いたかったんですけども、来年以降
のお話は今聞いてしまいました。

じゃあこのことを今しゃべって何をまとめる
のかということなんですけれども、10年以上に
もわたって今言ったとおり青学の先生のゼミの
勉強会が新庄にやってきて、いろいろ研究報告
をしたり、いろいろ関わってくれました。新庄
市としては、単に基本的に青学のゼミの人たち
を応援する形だけだったのか。逆に、黒石ラボ
の先生たちが毎年来てくれることによって、新
庄市がある程度それなりに予算化して費用を出
して応援をしたんだらうけれども、恩恵をどの
ようなものを具体的にもらったのかと。それを
総括していただきたいなというのが一つです。
最初にそこを教えていただければと。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

山科春美委員長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 青学の負担金の件でござ
いますが、黒石先生のほうは今伊藤委員おっし
ゃられたとおりに10年近くもお付き合いをさせて
いただいたところでした。

成果といたしましては、当然先ほど小嶋委員
もおっしゃられましたし、今伊藤委員のほうか
らもお話が出ましたが、様々交流事業等々やっ
てこられました。当然ゼミということで、青

学の学生たちも新庄のほうにたくさん来ていた
だきましたし、逆に昨年度はコロナも少しずつ
明けておりましたので、下北沢のマルシェのほ
うに東高の生徒たちと一緒に共同の出店をし
たりしておりました。なので、こちらに来てい
ただくのはもちろんのこと、こちらから中央のほ
うに出ていくと、そういう活動も中にはやっ
ておったというような形でございます。

以上でございます。

13番(伊藤健一委員) 委員長、伊藤健一。

山科春美委員長 伊藤健一委員。

13番(伊藤健一委員) ありがとうございます。

来年度以降についての具体的な方向性は一旦
なくなるのですが、ぜひとも今までの10年を超
える歴史の蓄積を、予算の分だけ消化して終わ
りというつもりはもちろんないのですが、有効
に、今までお付き合いした黒石ラボとの中から
学んだものを、毎年予算をかけてやってきたも
のの蓄積を今後の新庄市政にぜひ生かしてい
ただければなあと思う次第です。

もうちょっとはつきり突っ込みますと、新市
長も今申し上げているとおりに4年制大学が開
学します。いよいよ新庄市が今まで無縁だったア
カデミックな部分、農商工とか介護とか教育と
か子育てと、限られた財源の中で必要なものは
いっぱいあります。でも、アカデミックな部分、
今まで新庄市にはどうしてもないんですね。今
度大学ができれば、いろんな意味で、部屋とか
のハードだけじゃなくて、学びの成果の部分と
か、ソフトも含めて新しい大学から派生する文
化、研究が生まれていくよねと。それを新庄市
としても積極的に育てたいと。こうおっしゃる
中では、今の黒石ラボの大学で一足先に勉強し
た学習の成果とか、それはそれ、これはこれで
別物にならなくて、一つにまとまったアカデミ
ック分野の財産の一つとして有効に活用してい
ただければなあと思います。

次なんですけれども、同じくかぶりしました。

歴史的風致云々、歴まちということで、2年ぐらいですか、一生懸命頑張っ、今年度から一つのセクションとして正式にスタートしました。今回はスタートしたばかりなので、それなりの大きな予算が、項目は1つずつ読み上げませんが、スタートに伴う準備のお金、予算の項目で大体終わっている感じがするんですね。それで、前の市長も今後10年間にわたってお金が来ることになったと、有効に新庄市でこれを活用して、発展に寄与していってもらうようにしたいと、活用したいと述べておられましたので、ざっくりで結構なんですけれども、今年は例えば支援事業の委託料とか、推進の委員の報酬とか旅費とかいろんなもの、まず本当に最初の現地調査とか打合せとか、初期のものが散らばっております。来年以降、実際に生きた現場の配分が増えてくると思います。ここもざっくりで結構なんですけれども、向こう10年間にわたって例えばお城、御霊屋ですね、戸沢家墓所、鳥越の八幡神社と、そういうところは名前が上がっているんですけれども、どの辺のところをどういうふうに重点的にもらう予算を有効に生かしたいか、方向性を教えていただければと思います。

山科春美委員長 伊藤健一委員に申し上げます。本委員会は令和4年度決算についての審査でありますので、質疑の際はそのことを踏まえて、質問の趣旨を明確に発言してください。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

山科春美委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） 分かりました。

では、さっき申し上げましたけれども、ちょっと同じ質問のテーマで、一緒のテーマになっちゃったかなあというところで、このような聞き方になったこともありました。

歴まちの今年度の予算、ただいま配分どおり、消化具合は大体予定どおり進んでおりますでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

山科春美委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 ただいま伊藤委員のほうからありました歴史的風致を生かしたまちづくり事業につきましては、本年度の決算というふうなことでの御質問かと捉えております。

今いろいろと今年度部分の金額がございませぬけれども、こちらにつきましては歴史的風致のまちづくりの維持向上計画を策定するための経費でございまして、令和4年度決算におきましては何かしらの事業がスタートしているというふうなものではございませぬで、こちらは計画を策定する委員の方への報酬でありますとか、様々計画書を策定する上での建造物の調査業務関係の委託料、あるいは計画書の本体を制作するための業務委託料でありますとか、そういった形で今年度取組を進めてまいりまして、本年2月15日に国のほうより歴史的風致維持向上計画を認定いただいたというふうなことになっております。

令和6年度以降に、これに基づいた形で、所管を都市整備課のほうに移しまして、様々な取組を進めていくことになっておりますが、いずれにいたしましても令和6年度以降につきましては予算を伴いますので、今ここでどうこうというふうなことではございませぬけれども、計画につきましてはホームページ等でも公開しておりますので、後ほど御確認いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

山科春美委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） 大変失礼いたしました。款項目、自分だけ分かっていたつもりで、今さらなんですけれども、95ページ、2の1の7でございました。全くこれは同じ質問をしたというところから聞いてしまいました。よろしく願いいたします。

以上2つが私からの質問なんですけれども、

いずれにしてもこの新庄市、やればいろんな生かせるメリットがいっぱいあるまちだなあと僕も思っております。今までのいいものはいいで、これからも既存の事業をブラッシュアップして進めていくとともに、今のような質問のものは、歴まちとかは全く過去にないものでございます。なので、それはそれで本当に知恵を絞って、私たちもできれば市の執行部、職員たちと一緒に、みんなで何も無いところからいかにいいものを生み出していかと。予算は限られているわけですが、そのようにぜひとも私たちと一緒に頑張らせていただきたい、一緒に頑張らしましょうということで、終わります。

山科春美委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、歳出についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 討論の発言を許します。原案に対して反対討論ですか、賛成討論ですか。

1 番(佐藤悦子委員) 原案に反対です。

10番(渡部正七委員) 委員長、渡部正七。

山科春美委員長 討論の発言を許します。原案に対して反対討論ですか、賛成討論ですか。

10番(渡部正七委員) 原案に賛成です。

山科春美委員長 認定に反対討論として、佐藤悦子委員。

(1番佐藤悦子委員登壇)

1 番(佐藤悦子委員) 2022年、令和4年度一般会計決算に反対討論を行います。

最初に、評価できるなあと考えた点を挙げさせていただきます。

特別会計ですが、国保税、15歳以下の均等割の減額で、結果、1人当たりの国保税が3万5,064円引下げとなったことがありました。

また、桧町流雪溝整備事業、これは地元の皆さんから議員などにも強く要望があったものでした。

また、保育、学童保育などの職員の3%程度の賃金の引上げ、また、民間立保育所の施設建設への補助や、物価高騰分として給食費1食当たり22円の民間立保育所への市独自の補助もありました。

そして、社会教育施設の女子トイレへの生理用品の設置もありました。

夜間休日診療所の看護師の勤務手当が、夜間・休日出勤として加算され、当初予算よりも178万円、決算で増えております。

また、市役所トイレの間仕切りの設置です。

この2つは、いずれも関係する女性職員からの指摘を受けての改善でした。

また、中部保育所の木造による建設方針、まだ建設は進んでいませんが、方針があるということもよかったと思っています。

反対の理由を述べさせていただきます。

1番として、本市の2023年4月1日の職員数は272人とのことでしたが、そしてまたこれからの職員数の計画などもお聞きいたしました。少な過ぎると思います。正職員を大幅に増やし、職員の給与の大幅な引上げを図り、財源の一部として市長や議員の報酬を類似団体並みに減らすべきだと思います。

本市は、類似団体と比べて職員数は約100人以上も少なく、給与は低く抑えられています。2021年度、令和3年度の財政状況類似団体比較カードによりますと、人口1,000人当たりの職員数は、本市は6.92人、類似団体は10.3人でした。人口を3万4,000人としますと、本市は102人も類似団体と比べて少ないという状況です。

また、給与のほうも、人口1人当たりの職員の給与は、本市は3万9,575円、類似団体は6万2,792円です。職員の給料は人口1人当たりで2万3,217円も少ないです。

一方、特別職である市長の給料は、本市は月92万円、類似団体は79万5,900円です。本市のほうが月12万円も高いのです。

また、議員の報酬も、本市は1人月37万円ですが、類似団体は月32万8,700円です。本市の議員報酬は月4万1,300円も高いです。

この特別職、市長と議員の報酬の高い部分を計算してみますと、議長、副議長までは計算していない、ただ議員として18人というふうに考えて計算してみますと1,415万9,760円にもなっております。これを類似団体並みに減らし、職員を増やすという立場に立つことはできるというふうに思います。

公立保育所は正職員が少ない。技術職が足りない。こなし切れない仕事のために、残業せざるを得ない職員がおられます。

病休10名とのことでしたが、病気や早期退職となることは市民にとって大きな損失です。職員が少な過ぎるからです。

デジタル化で補えないのが、市民の実情を丁寧に聞いて、市民に希望を持っていただく仕事です。市役所の大事な柱は、市民に役立つ職員です。

反対の2番目の理由は、マイナンバー制度は強制や拡大でなく、中止すべきだと思います。

マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせようとしていますが、マイナンバー制度の狙いは、徹底した給付抑制を実行し、国の財政負担、大企業の税や保険料の負担を減らしていくことが最大の狙いです。

国のデジタル改革の狙いは、マイナンバー制度を実質的に拡大し、国民の全ての情報を国に集め、そのデータを大企業のもうけの種にするという成長戦略です。デジタル技術について有効活用し、住民の福祉向上と自治体職員の労働条件の改善が図られることが重要です。地域のデジタル化推進にどう臨むか、次の5点が必要だと考えます。

①デジタル技術を悪用した住民サービスの低下、自治体職員の削減、民間企業への便宜提供を許さず、AIをブラックボックスにさせない。

②国の標準によらないカスタマイズを行い、独自の住民サービスを確保する。

③住民の個人情報、プライバシーの権利を守る。マイナンバーカードの取得強制、マイナンバーカードによる個人情報の集約化、プロファイリングを許さない。

④デジタル技術の導入は、住民に情報を公開し、住民の熟議と合意で決めるということです。

⑤自治体職員がシステムを自らチェックでき、住民に行政責任を果たせる体制を確保することが必要です。大規模停電や災害、システム障害に対応できる体制を確保する。情報漏えいやサイバー攻撃を許さない体制をつくる必要があると思います。

3番目に、指定管理、民間委託、民営化は労働者の低賃金、不安定雇用を増やし、地域の少子化、人口減少を自治体自ら加速させるものだと思います。どの仕事も公務労働です。公務労働は、住民の人権を保障する仕事です。専門性が尊重されるにふさわしいレベルが確保されなければなりません。そのためにも、労働者の賃金や労働条件は安定した待遇が保障されなければなりません。正採用、最低賃金の大幅引上げのための施策が必要です。

4番目は、学校統廃合、小中一貫校の問題です。

小中一貫校である明倫学園建設で建設費用が上がり、市の借金が大幅に増えています。

小中一貫校は、学校統廃合のためのものであり、子供の足で通える小学校をなくし、子供から地域を奪うものです。小学校高学年としての大事なリーダー経験をさせられないという問題も重要です。小学校や小規模校は統合すべきではありません。学校統廃合、小中一貫校づくりではなく、教員を増やし、教員のただ働き残業

をなくすことこそ、行政の仕事ではないでしょうか。子供の自殺や不登校をなくすためには、子供の声に耳を傾ける教員のゆとりこそが必要ではないでしょうか。

5番目に、自衛隊員募集のために18歳と22歳の青年の個人情報自衛隊に提供していること、名簿提供を希望しない人は申請できるとのことでしたが、市民に周知されていません。

自衛隊法施行令第120条は、「防衛大臣は市長に資料の提出を求めることができる」とあり、2021年2月5日の防衛・総務両省の通知は、地方自治法第245条の4の1項に基づく技術的助言とされ、地方自治法第247条3項では「助言に従わなかったことを理由に不利益な扱いをしてはならない」と規定されています。

2003年4月23日、衆院の個人情報保護の特別委員会で、当時の石破防衛庁長官が名簿提供について「依頼はしているが、答える義務はない」と答弁しました。

2003年5月19日の参院特別委員会で、当時の片山総務大臣も「要請なので、断ることは当然ある」と答弁しました。

自衛隊への青年の名簿提出は、自治体として応じる義務はないのです。

6番として、国の悪政の防波堤となって、住民を守る姿勢が重要だと考えます。物価高騰に対する対策は、消費税の5%への減税とインボイスの中止です。物価は確実にそれで下がります。

2023年4月10日現在で、世界103か国で付加価値税などを減税しています。雇用は正採用が当たり前、最低時給1,500円への大幅賃上げ、社会保障や農林漁業に国の補助を増やさせる。そして気候危機打開、男女平等の賃金など、ジェンダー平等の対策強化が必要です。

過去最大になった大企業の内部留保に課税し、法人税は28%に増税すべきです。

所得1億円を超える富裕層への所得課税の強

化などの税制改正などをやって、優しく強い経済をつくるよう、あらゆる立場から国に求めていくことが重要だと思います。

国の財政を破壊する最大の無駄遣いが、5年間で43兆円もの大軍拡です。これは戦争準備そのものです。軍事対軍事では、平和は守れません。憲法9条を生かした平和外交、対話こそ日本の平和を守る道です。

イスラエルとガザのハマスによる戦争、ロシアのプーチン政権のウクライナ侵略、核による脅しも許せません。人類と核兵器は並存できません。「国連憲章を守れ」と言うと同時に、「核兵器禁止条約を批准せよ」と日本政府に強く求めることが、市民の命を守る立場だと思います。

以上で反対討論を終わります。

山科春美委員長 次に、認定に賛成討論として、
渡部正七委員。

(10番渡部正七委員登壇)

10番(渡部正七委員) 3時を過ぎまして、大変皆さんお疲れだと思いますが、賛成討論をいたしますので、お聞き願いたいと思います。

それでは、私のほうから議案第70号令和4年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成討論を行います。

コロナ禍によります本当に厳しい情勢、そしてロシアのウクライナ侵攻など、国際情勢も変化しまして、食料のみならず飼料、肥料、燃料などの多くを海外に依存する我が国では、安定供給上のリスクが非常に高まりまして、エネルギー価格と物価の高騰など、本当に市民の生活と経済活動にも大きな影響があった年度であったと思います。

このような中、令和4年度決算につきましては、財政運営の健全性を確保しながら、新たな事業や支援等に対応し、厳しい財政状況の中でも、限られた予算を効率的に執行されたと判断いたします。

このたびの決算において、財政健全化では実

質公債費比率が7.1%で、前年度と同じ比率となっていますが、早期健全化基準である25%を下回り、良好であります。

また、将来負担比率は2%で、前年度と比較しますと17.3ポイント改善しております。

また、財政構造の弾力性を表す指標、経常収支比率は93.9%となり、前年度と比べ6.9%高くなっております。明らかに改善されてきていると判断できます。

一般会計の歳入は207億3,670万7,000円で、前年度に比べて16.2%の減少、歳出では198億7,968万5,000円で、前年度に比べて15.5%の減少でありました。

歳入歳出差引残額は8億5,702万2,289円で、この差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源6,753万9,000円を控除した実質収支額は7億8,948万3,000円の黒字となっており、非常に評価できると思います。

なお、不納欠損額は2,010万6,000円、前年度に比べ111万1,000円の増となり、収入未済額は3億5,361万6,000円で、前年度に比べ5,176万3,000円の増加となっております。

今後とも税の負担の公平性と歳入確保のため、不納欠損、収入未済額のさらなる削減を行い、調定額に近づけるよう、一層の努力を期待いたします。

ここで、令和4年度に行われた事業について幾つか意見を述べさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスの感染症対策、これについては本当に感染症の予防及び重症化予防のために生後6か月以上の全市民を対象にワクチン接種を実施しており、チラシ等による全戸配布、これによって感染症の防止策を周知することで、市民の感染症予防意識の向上を図っておられました。

また、長引く新型コロナウイルス感染症拡大による物価高騰等の影響を受けた地域経済や住民生活者に対し、新型コロナウイルス感染症対

策地方創生臨時交付金等を活用し、速やかに支援できたことは評価します。

次に、ふるさと納税では本市の返礼品がポータルサイトのランキングの上位に掲載されるなど、米を中心として寄附金額、件数とも昨年度よりは減少したものの、いずれ10億円近い金額を維持しており、また、ふるさと納税額では寄附を募集する体制を整理し、寄附額を増加させたことは、非常に評価できると思います。ふるさと納税につきましては、今後の取組に期待するところであります。

農林関係では、本当に長期化するコロナ禍、米価の下落により農業収入が減少している中、それに加え、農業生産資材等の高騰により、非常に農業経営の圧迫が余儀なくされておりますが、農業者の営農継続を支援する補助事業等を本当に有効に活用されております。

また、「全国ねぎサミット2022inしんじょう」では、2日間で延べ1万人の来場者があり、安心・安全な国産ネギの消費拡大を図るとともに、新庄産ブランドネギ「もがみねぎ」を全国に向けて発信できたことは、有意義な事業と評価します。

新庄市の成人式は、新型コロナウイルスの影響でこれまで延期となっておりましたが、令和2年度、令和3年度の成人式と令和4年度の成人式が実施されたことは、非常に明るい話題となったと記憶しております。新成人に自覚を促すとともに、ふるさとへの意識を再認識する、そういう機会を提供できたことは非常に評価できると思いますし、新成人の皆様がこれからこの地域を支える人材として育つことを願っております。

最後になりますが、令和4年度は本当に新型コロナウイルス感染症により緊急性のある事業の執行並びに各種イベントの中止や延期、縮小など、様々な臨機応変な対応が求められる中、いろいろな各事業の遂行に当たっては、職員の

皆さんが一丸となって携わっていただいたことに心から感謝と敬意を表します。

今後の財政運営に当たっては、これからの経済、社会状況の急激な変化に対応し、次の世代にしっかりとつないでいく施策、中期財政計画に基づき、限られた財源の中で最大限の効果が上げられるよう、事業の精査を確実にを行い、健全化に努められることを切に願います。

今後とも議会と行政の真摯な議論をさせていただくことを申し上げ、賛成の討論といたします。

以上です。

山科春美委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 議案第70号令和4年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、反対討論がありましたので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第70号について、原案のとおり認定することに賛成の委員は賛成のボタンを、反対の委員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

山科春美委員長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 それでは、締め切ります。

投票の結果は、賛成16票、反対1票、棄権ゼロ票。賛成多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり認定すべきものと決しました。ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時29分 休憩

午後3時39分 開議

山科春美委員長 休憩を解いて再開いたします。

議案第71号令和4年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

山科春美委員長 次に、議案第71号令和4年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

なお、本件を含む特別会計、水道・下水道事業会計につきましては、歳入と歳出、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番(山科正仁委員) 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

14番(山科正仁委員) それでは、私から国民健康保険事業特別会計の歳入歳出を併せて質問させていただきます。

成果表のほうが見やすいので、172ページを御覧ください。

ここに4番で決算という文言で表記されておりますが、歳入は国民健康保険税の被保険者の減少、それから15歳以下の均等割の減額、これを実施したことによりまして、国民健康保険税が14.4%減少したと。歳出の保険給付費が2.4%減少。それにより、歳入の県支出金も4.1%減少と表記されております。

15歳以下の均等割の減額に関しては、市民も大変歓迎していただきまして、かなりいい評価を得ているかと思いますが、決算として見た場合に、一応確認ということで、この影響額、パーセントで表しておりますので、金額としてどのぐらいの影響額があるかという点と、この15歳以下の均等割の減額を実施したことによって、どれだけ効果の面で、子育て推進課かなと思いますけれども、その検証とかを行っているのかをお聞きしたいと思います。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 国民健康保険、歳入の国民健康保険税の減少の理由は、15歳以下の均等割軽減の実施によるものとされております。

そちらの影響額でございますが、令和4年度の均等割、対象人数は318人でございました。軽減額としまして1,070万565円となっております。

内訳として、国が実施しております法定の未就学児に係る半額免除と、15歳以下のその他全額分を市単独で実施しておりますので、内訳を申し上げますと、国未就学児分が195万7,865円、市単独分の助成分が874万2,700円となっております。

委員おっしゃるとおり、15歳以下のお子様の子育て支援ということで、特に多子世帯の方につきましては、軽減がかからない世帯の方ですと均等割額が一人3万3,100円かかりますので、そうしたところを減額させていただいて、子育て支援施策に貢献していると考えております。

以上です。

14番(山科正仁委員) 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

14番(山科正仁委員) 家計の負担、それから子育てのしやすさという点では、非常によい施策だったのかなと思っております。

ただ、ここで考えなければいけないと思う点は、この決算書、歳入歳出、表はこちらのほうが見やすいので172ページの表を拝見すると、基本的に歳入に関して繰入金、それから繰越金と必ず入っております。これはどこの特会を見ても入っているんですけれども、これを入れないで計算した場合必ず赤字になっているという点が恒常的になっております。今さら繰入金をなしにして独自でやれるのかというのと、やっぱりやれる可能性は低いというか、ほとんどやれ

ないということでもありますけれども、ここで考えなきゃいけないのは、この繰入金と繰越金で補填されている赤字分というのを、当たり前のように思っはいけないとは思っております。もちろん繰入金に関しては、一般会計からの繰入れなものですから、国民健康保険に入っていない方々、協会けんぽ等の普通の会社員の方々も負担しているという点を考えれば、ある程度そのような周知も必要なのかなと思いますし、このかかるべき繰り入れた金額に対応するようなこれからの、今高齢者の方々は非常に病院に通っておりますし、若い方も通っておりますし、大変病院自体が、今度県立病院が新しくなったということで、行きやすくなって、サロンのように考えている、行くと楽しいなという方もいらっしゃる。これから医療費がますますかかるのではないかなと懸念するわけですし、そういう考えを持たないような、市として健康づくりというか、そういうような施策に関しての予算の投入というのはいかがが考えておられますか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 繰入金の赤字対策ということで、健康づくりを含めた本市の対策についての御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、赤字差引額は対前年度と比べまして約1億円ほど減少しております。令和4年度の当初予算編成におきましては、1億円の減を見込んでの予算編成を行いましたので、決算におきましても予算編成の見込みどおりの決算となっておりますので、安定的な運営を行っているものと認識しております。

今後、委員おっしゃるとおり高齢化等で医療費の増大に対する対策ということはもちろん必要であると考えておりますので、特定健診の向上対策ももちろんのこと、医療費の適正化という部分について力を入れてまいりたいと考えております。

広報等で県立新庄病院の開院等についてはお知らせしているところでございますけれども、併せて適正受診ということで、広報のほうにもお子様に対しては「#8000」の受診に迷った場合の連絡先と、それ以外の方には「#8500」の問合せ、フリーダイヤルというところを掲載させていただき、医療費の適正化、適正受診に努めてまいりたいと考えております。

また、県と併せましての取組ということで、医療費の適正化についても県単位化として連携を取って対応してもらおうべく、県の運営方針にも盛り込まれておりますので、協力した対応で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） ぜひ医療費の抑制というのを考えなければいけない、将来的にもますます考えていかなければならないという時代でありますので、私も国民健康保険の運営協議会の委員としていろんな情報をお聞きしておりますが、今県のほうとの協議ということはお話しいただきましたが、どうしてもこれから被保険者が不安に思っていることとか、交付税の水準が統一されるという点で、上がるんじゃないか、下がるんじゃないかという点が令和6年度から始まることになっておりますが、その辺の市民の不安を払拭するという意味で、一体新庄市とすれば標準以上になるのか以下になるのかと、今のところの見通しというのを伺いたしたいと思います。お願いします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 県統一された場合の、標準化された場合の本市の負担という御質問でございます。

委員から御質問ありました成果表、見やすいということで172ページの歳出の納付金の部分

に関して御説明させていただきたいと思っておりますが、県単位化による事業運営を行っておりますので、当面の間はまずこの納付金ベースで統一していくこととされております。将来的には、健康保険税の完全統一ということで、後期高齢者医療制度と同じように、県内であれば同じ保険税となる予定でおります。

方向性としては、本市は医療費水準が低い自治体に属しておりますので、統一されますと納付金に関しましては激変緩和措置などが取られることにはなっておりますが、標準化された部分では納付金上がる市町村に該当しております。

これまでも県の委員会、調整会議等で本市の意見を述べてまいっておりますが、県を中心とした医療費の標準化の取組を強く求めているところでございます。そうしたところを今後とも県に意見を申し述べてまいりたいと考えております。

以上です。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

山科春美委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） ここで標準化に関して挙げるというのも、決算でありますので控えますが、ぜひ可能な限り不公平感の出ないような税制ということでやっていただきたいと思います。まずはよろしく願いいたします。

私からは以上です。

山科春美委員長 ほかにありませんか。

1番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1番（佐藤悦子委員） 成果の172ページの歳入歳出差引額を見ますと、4億6,153万円です。そして、決算の279ページの（5）を見ていただきますと、国民健康保険の基金が4億9,876万円と載っております。これを合計してみますと、合計の黒字額は9億6,029万円余りになります。これを1人当たりにしてもみますと、14万

円です。税率の引下げもできるのではないのでしょうか。あるいはまた18歳まで均等割ゼロにできるのではないのでしょうか。かかる費用は幾らでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 令和4年度決算の繰越しと基金を合わせて9億6,000万円ほどありますので、税率の引下げを行ってはどうかという御質問にお答えいたします。

税率に関しましては、本市の国保運営協議会におきまして、3年に一度、見直しをすることとされてございます。

基金につきましても、平成30年度に税率改正を行いまして、引下げを行った際に、5億円をめぐりに積み立てるとされたものでございます。その理由としましては、過去に3億数千万円あった基金が2年で枯渇したということと、172ページに記載されております納付金8億3,000万円でございますが、こちらの半分があれば不測の事態に対応できるという理由で5億円の積立てをしているものでございます。

税率の引下げに関しては、令和3年度も実施しておりまして、本市の運営協議会で令和2年度にコロナ禍でありながら実に7回の会議を開催していただきました。令和4年度は2回、通常は2回でございますが、7回という多くの議論をいただいて、実施したところでございます。

今年度までの国保税の所得割に関して申し上げますと、10.47%となっており、令和3年度に0.3%引き下げたものでございます。10.47という税率は、13市中12位の額でございます。下から2番目に低い金額となっております。

あわせて、子供の均等割軽減につきましても、年度をまたぎ、令和3年度に5回の会議をいただきながら実施したものでございます。

一般質問でも市長が丁寧な議論、慎重にと申し上げたものはそうした経過によるものでござ

います。

来年度の改定の有無につきましては、今年度、国保運営協議会で検討していただくこととしておりますが、18歳への引上げにつきましては現在国のほうに全国市長会等を通して要望をしているところでございますので、御理解等いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 5億円をめぐりに積み立てると平成30年度に決めたんだということでありました。そういう意味では、国保基金のほうは大体そのようにたまっていると思います。一方、歳入歳出差引額がそれに近いほど黒字になっているということ。そういう意味では、税率の引下げ、あるいは18歳まで均等割ゼロにして、子育て世帯を中心に支援するというか、そういう手厚いことができればいいのではないかなあと思います。市長はどう思いますか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 4億6,000万円の差引残高があるということでございますが、その上の歳入を見ていただきますと、前年度、令和3年度の繰越金は5億7,000万円でございますので、先ほど申し上げましたように1億円の減少となっております。そうした均等割の負担部分の軽減施策は今後も引き続き実施していきますので、令和5年度以降も繰越額は減っていくと見込んでおります。そういったところも御理解いただければと思いますので、引下げに関する国保運営協議会での協議というのは難しいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 次の質問ですが、審査

意見書の43ページを見ますと、現年度分の未済件数が285件です。1件当たり7万1,743円の未済ということになっています。この方々の収入状況はどうでしょうか。減免できる制度はつくれなかったのでしょうか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 未納者の所得の階層ということでの御質問かと思われます。

未納者の所得階層につきましては、所得額で100万円未満の方が4割ほどいらっしゃいます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 所得額で100万円未満が4割ということで、非常に低所得なことは間違いないと思います。こうした方々に7万円もの税金は重過ぎる、国民健康保険税は重い税金であるというのは市民の声なんです。そういう意味では、こういう低所得者を減免できる制度をつくるのが法律でも認められていると思うんです。どうでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 低所得者対策としての減免制度の強化というような趣旨であったと思います。

減免措置は、担税能力の有無を判断しまして救済する措置でございますが、低所得者の方には恒常的に均等割と平等割の7割、5割、2割といった制度もございます。また、倒産や解雇などで失業なさった場合につきましては、減額査定する措置もございます。分納納付などの相談も税務課で丁寧に行っております。

また、軽減の対象は今年度も7割、5割、2割の対象者は法定で拡大されておりますので、そうした低所得者層への対策を講じているというところで、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 成果の173ページ、短期保険証の交付が91世帯となっています。資格証明書は17世帯です。それぞれ発行の理由はどうでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 短期保険証と資格者証の実績については記載のとおりとなっておりますが、本市においては18歳未満は資格者証を交付せずに短期保険証を交付させていただいております。また、慢性的に疾病がおありになる方は、資格者証ではなく短期へ切り替えるなど、柔軟な対応を取っております。

郵送、電話の御案内など、様々な機会を捉えて納税相談をいただくように御案内しているところでございますし、取りに来ていただけないという方につきましても、留め置きはせずに、1か月程度で郵送で発送させていただいているところでございます。

資格者証に関しましては、前年度納付が10分の2以下、また、過去2年間に10分の3以下である方を該当としております。

短期保険証につきましては、前年度納付の10分の8未満とさせていただいており、弁明書を提出いただき、納付相談の機会を御案内させていただいておりますが、それでもアポイント等が取れない方に対しまして、やむを得ず審査会を開催させていただき、資格者証になるか短期証になるかという決定をし、送付させていただいているところでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 資格証明書ということになりますと、これを持っていても10割負担

ということになります。税金が納められない方は、10割負担の医療費はやはり払えないわけです。そうすると、医者に行かれないということで、命をなくすか縮めるか、病気も悪化してしまう、そういうことになってしまうわけです。そういう意味では、資格証明書の発行は命を縮めるものだと考えて、発行しないようにやっていただきたいと思いますが、どうですか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 資格者証の交付につきましては、税務課と健康課においても常時納税相談、健康課においても相談の窓口を開設しており、いつでも相談できる体制を取っているところでございます。

電話や郵送、様々な取組によっても御連絡が取れない方、審査委員会では事例として住所を置いたまま所在不明の方ですとか、そういったやむを得ない方に対するの交付となっております。

そうした納税相談の努力は、税務課と連携しながら常時行っているところでございます。おいでいただいた際に、少しでも納付相談等していただきますようお願いし、切り替える手続など、柔軟な対応を行っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） こういった税金を納められない方にとって、市役所はとても怖いところで、幾ら言われてもなかなか行きづらいというのが市民の方だと思います。そういう意味では、訪問しながらでも、とにかく大丈夫かと、病気になっていないかという優しい声がけをして、病気になっていけばすぐ保険証を出すから、医者に行けるようにするからという声がけなどしていただければ、「あら、そうなの」みたい

な感じで、優しい職員を見てほっとするというか、それが市民の気持ちだろうなあとというふうに思いますので、丁寧な接し方でやっていただきたいなあと要望したいと思います。

次に、2023年度の6月から18歳まで医療費無料とされました。そういう意味で、国民健康保険税の未納になっている世帯であっても、18歳までの保険証は皆1年として出してやるべきではないかと思いますが、どうですか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 子育て支援医療証につきましては、委員御指摘のとおり、本年6月から18歳まで交付されております。お誕生月から1年間交付していますが、そうした方で滞納された場合の世帯の方に対しましては、先ほど御説明しましたとおり、資格者証に該当する世帯の方であっても、18歳未満の方は6か月の短期保険証を交付しておりますので、受診の機会を奪うということがないように、短期証、短期間ではありますが保険証を交付させていただいておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 18歳までは医療費無料化ということで、大変該当する御家庭の方はほっとしております。そういう意味では、そこに差が生まれないように、「自分の家は貧乏だから」みたいにして、肩身を狭くすることのないように、18歳までの市民は皆1年の保険証をもらえるんだという、そういう温かい施策に変えてやってはどうかと思うんですが、どうでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 先ほどの繰り返しになります

けれども、18歳未満の短期保険証の交付につきましては、そうしたことを対応させていただくということで、さらに留め置きはせずに郵送させていただきます。

今後とも丁寧な対応、親切な対応というお話がありましたとおり、税務課と連携しながら納税相談等にも対応してまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 決算の211ページの1の1の1で、オンライン資格確認等システム運営負担金11万6,532円の内容はどういう内容でしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 オンライン資格確認中間サーバーを運営しております保守費用に係る費用となっております。支払い先は国保連合会となっております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ここに関わって、2022年10月からマイナ保険証を利用する人の負担は6円、現行の保険証利用者の負担は3割負担の場合で12円という差別的負担が導入されてきております。さらにこの4月からは、従来の保険証利用者へさらに6円上乗せして、18円の自己負担を求めるとも聞いております。強制はしない、任意としながら、市民にとって強制ではないでしょうか。

保険医協会からは、マイナ保険証を使つての不具合があちこちで起きており、機械を設置したところの6割ほどで窓口の不具合が起きて困っているという声が上がっております。紙の保

険証を続けてほしいとの切実な要望が保険医協会から上がっておりますが、その点についてどうでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 マイナ保険証に係る18円、6円等の金額等につきましては、診療報酬明細の中での取組ということでございますので、御理解いただきたいと思います。

マイナ保険証ではなく、紙の保険証を継続すべきという御意見でございますが、一般質問で市長がお答えしておりますように、マイナ保険証を保有していない方には、申請によらず資格確認書を交付する予定となっておりますので、資格確認書の内容はこれまでの保険証の内容と変わりのないものとなっておりますので、保険証と同様の取扱いができるものと認識しておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 紙の保険証に匹敵する資格確認証が発行されるということですが、これは毎年発行されるのでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 国では最長5年間としておりますが、現在国保の保険証は毎年更新となっております。毎年出るかどうかというところはまだ国から示されておりませんが、県の国保の会議におきまして、県においては市町村ごとに対応が変わっては医療機関が混乱するというので、国保の事務提要进行を改定し、県内統一した取扱いとしたいという方向性が示されておりますので、国で示されたものに対して県で統一した事務を行っていくと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 毎年出るかは示されていないということでありました。しかし、紙の保険証をとにかく続けてほしいという切実な声が保険医協会から上がっておりますし、そういう点でも市として県からも国に要望する、そういうことが必要だと思いますが、どうでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 マイナンバー保険証の廃止等について、保険証の継続も含め要望してはどうかという御意見でございます。

マイナンバーカードの保険証の利用につきましては、やはり保険者としてメリットも多くあると考えております。医療費適正化に関しましても、ひもづけられておりますと、本人の同意を得て医師が過去の受診等を把握し、適切な指導ができるということで、重複受診や多受診、お薬の場合では禁忌の投薬や残薬問題、そういったところが解消されるのではないかと考えております。

本市の国保の運営協議会におきまして、他保険の方、協会けんぽと共済組合の方とお話しする機会がございましたが、そういった医療費適正化の効果は同じ意見でございました。

また、利用される皆様におきましても、緊急入院なされた場合ですとか、高額医療費に該当した場合は、高額医療費の認定書というのも国保や他保険の保険者に申請し、それを医療機関に提示する必要がございます。マイナンバーカードにひもづけられておりますと、そういった申請が要らなくなります。

健康課におきましても、国保で1年間、年間約500名の方が申請にいらっしゃっております。後期高齢も同様でございます。今年の夏も熱中症アラートが発令される中、多くの方が更新時期ということで、高齢者の方も含め窓口において、そういった様子を見ますと、マイナ

ンバー保険証にひもづけられていればそういった手続きが要らないというところは大変メリットであると考えております。

ただ、委員の御指摘のとおり、背景にはやはり大丈夫かという不安の声があると思っておりますので、マイナンバーカード、医療証等についての周知について今後とも努めてまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようよろしくお願いいたします。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 来年の秋に政府のほうはマイナ保険証に切り替えるんだというふうな、この立場は変えていないようなんです。しかし、全国の状況を見ると、ひもづけされているはずの自分の薬と違う薬が薬屋で出され、薬屋のほうで「本当にこれはあなたの薬ですか」と、薬屋というか薬剤師ですけれども、びっくりして、そして、あなたのマイナカードでなく人のとひもづけされているマイナ保険証だったという中身です。それを見て薬剤師のほうがびっくりしてしまって、顔を知っていたからよかったのかもしれない。本当は血液がさらさらになる薬を飲んでいるはずの人が、そうでない逆の薬を処方されてしまったというようなことで、薬剤師が飛び上がってびっくりするわけです。おかしいなあということで。そういう例があちこちで出ているようです。

また、高齢者の医療などは負担割合が違っていたりしています。

このように、前の資格証明書などを持っていたりすると10割負担ですが、国民健康保険のほうのちゃんと払っている人は3割負担なわけですが、マイナ保険証にその人の保険料の支払いとか何割負担なのかというのが間違っていて、病院のほうで混乱してしまうと。この人から10割負担というふうには病院のほうで出るん

だけれども、本人に聞いても「えー、そんなことねえや」と言われれば、どうするやみみたいな感じで、確かめる時間が大変時間がかかってしまったりして、結局医者の方は、保険医協会の方が言うには、仕方ないから1割負担の人も10割負担だと出ていけば、まず取りあえず3割取っておきましょうみたいな、そういうことになるとも言われています。

山科春美委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。本委員会は令和4年度の決算についての審査でありますので、質疑の際はそのことを踏まえて、質問の趣旨を明確に発言してください。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) ということで、まだマイナ保険証が完全にいい内容というふうには見れていない全国状況であります。そういう意味では、マイナ保険証が確実に間違いのないものになったのであればいいと思いますが、紙の保険証を続けていただきたいという声を上げるべきだということを言いたいと思います。

以上です。

山科春美委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第71号令和4年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原

案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第72号令和4年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

山科春美委員長 次に、議案第72号令和4年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第72号令和4年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第73号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

山科春美委員長 次に、議案第73号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 決算の231ページの1の1の1で、介護保険料のことですが、介護保険の制度が始まって以来、年金は上がらないのに保険料は2倍になっています。利用料が2割に上がった人もありました。医療費の負担も上がり、高齢者の健康は著しく脅かされる事態となっております。

介護保険料等、利用料の負担軽減の支援が必要ではないかと考えますが、どう考えていますか。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

山科春美委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 介護保険料の利用料、負担の軽減についてという御質問でございますが、介護保険料は御存じのとおり保険料に関しては所得に合わせて9段階の細分化した金額での納入をお願いしているところでございます。あと、給付に関しても、その方の所得状況に応じて、限度額等を申請していただければ、超えた部分を給付して負担を軽減する制度もございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 成果の178ページに施設介護サービス受給者数が載っています。特別養護老人ホームの入居は260人となっています。

待機者数は現在どのようになっているでしょうか。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

山科春美委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 待機者数についての御質問でございますが、今年度は令和6年度から3年間の第9期介護保険計画の策定の年度でございますが、現在まだ待機者数は集計しておりません。次期計画の策定に合わせ、詳細な数字を集計して、待機者数がまとまり次第、皆様に御報告したいと考えております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 私は、施設整備が必要ではないかなあと考えます。特に特別養護老人ホームの場合は、年金に応じて払う傾向が強いので、そういう意味では年金が少ない方々、家族に迷惑をかけられないというふうにご考慮される高齢者の皆さんにとって、本当にありがたい施設なんです。そういう意味で、特別養護老人ホームの施設整備について、必要でないか、よく考えていただきたいと思ひます。

でも、介護職員が人手不足だと言われておられて、これは深刻というふうになっています。賃上げ、待遇改善が必要ではないかと考えますが、対策などはないでしょうか。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

山科春美委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 介護職員の賃金アップという件についての御質問でござ

いますが、先日の新聞で国が介護職員の賃上げを考えているというような記事を拝見しました。まだ正式に決まったものがなくて、ちょっと何とも言えないところなんです。今後国の動き、様子を見ながら対応を考えていかなければと考えておりますが、単純に賃上げだけが介護の人材不足を補うものなのかというと、人口減少に伴い働く人の絶対数が減ってきているという状況でございます。例えば介護現場で賃上げをしたとしても、今度は別の業種からの流入により別の業種のほうが人手不足に陥るといったような悪循環になってしまうのかなと思いますので、その辺はもう全体的な人手不足への対応ということを考えていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） とにかく介護職員の方は、ほかの産業の職員に比べて月7万円も手当が低いと言われております。そういう意味で、厳しい仕事なのに賃金が安いということで、辞める人が現場では続出しているというふう聞いていますので、それでは高齢者が増える中で安定して介護を受けることができない残念な状況になるわけです。そういう意味では、高齢者が増える今だからこそ、一番大事なケア労働ということで、手厚く、働く場としてみんなが選んでくれるような賃上げをすべきだと私は考えます。

次に、決算239ページの1の3の2で認定調査費が出ております。介護認定者数は2,073人と見ました。そのうち、障害者控除認定書の発行数は新庄市では令和4年度は何人だったでしょうか。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

山科春美委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 令和4年度の障害者控除認定書発行数でございますが、47件ございました。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 河北町や山形市は、認定者、要介護になっている方々の中で60%ぐらいが障害者控除認定書を使って税金の控除にして、負担軽減に使っておられます。知らない市民がたくさんおられると思います。周知徹底の方法について、どのようにお考えでしょうか。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

山科春美委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 市報やお知らせ版で周知徹底をしていきたいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今までも令和4年度は市報、お知らせ版でお知らせしてきたんじゃないんですか。それ以上ないかなあと。それ以上ないですか。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

山科春美委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 今後も継続していきたいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） せめてケアマネジャーになる方々に、ケアマネジャーは要介護の方々の状態をよく分かっている方が多いと

思いますので、その方々に、河北町や山形市では6割ぐらいの方が税金控除に障害者控除認定書を発行してもらって使っているそうだとおっしゃることをお知らせして、新庄市ではこれでいきますと数%みたいな状態なので、上げるように、負担軽減のためにぜひ活用をと呼びかけることはどうでしょうか。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
横山 浩。

山科春美委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長 横山 浩さん。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 控除を受けられるということで、利用料の負担軽減につながるということですが、控除を受けるとことは、税の申告について障害者の控除を受けるとことにつながりますので、こちらから積極的に税の申告で使えるようなというような方法は取っておりませんので、その辺、ケアマネ等を活用できるものであれば、機会を見て検討していきたいと考えております。

山科春美委員長 ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

山科春美委員長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山科春美委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山科春美委員長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

議案第73号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山科春美委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第74号令和4年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

山科春美委員長 次に、議案第74号令和4年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 審査意見書の44ページです。後期高齢者医療保険料未済件数、現年度分は40件です。1件当たりの未済額は1万9,086円となります。

未納になる方々の月額年金額は幾らでしょうか。

津藤隆浩 税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩 税務課長 未納の方の年金の額というふうなことですけれども、個別にそれぞれ違う金額に当たりますので、一概に金額をお知らせすることはできません。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 1年間のこの未済金額を12か月で割ってみると、1,500円とかそのぐらいなんです。この金額が払えないでおられる未済の方々、40人の方だと思いますが、こういった方々の年金というのは、恐らく生活保護の申請をお勧めしたほうがいいかもしれないのではないのでしょうか。そういう方々とお話した

ことはございますか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

山科春美委員長 税務課長津藤隆浩さん。

津藤隆浩税務課長 未納者の納付についてのお話かと思えます。

未納されている方につきましては、納税相談等におきまして納付につながるようなお話をさせていただいております。その中で、いろいろな制度の中でほかの部署等につないで対応できるようなものにつきましては、納税相談において対応させていただいております。

以上です。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) こういう未納の方々に医療保険証は出していますか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 医療証の交付につきましては、後期高齢者医療制度におきましては資格者証というものがございませんので、滞納されている方につきましては、広域連合の判定により短期被保険者証を交付しております。交付の期間は6か月ごととされております。

以上です。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) こうした年金の少ない方は、本来は保険料も医療費も無料にすべき対象なのではないかと私は考えます。しかし、2年ごとに保険料がこういった方々も上がっているわけです。こういうことに対して、払えない方々などの声、高齢者の声はどのような声をお聞きしていらっしゃるでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

山科春美委員長 健康課長佐藤朋子さん。

佐藤朋子健康課長 未納されている方の事情を聞いていらっしゃるかという御質問でございます

が、短期保険証の発行の際に、市ではそういった方々の事情、状況を聞き取りさせていただきこととしております。国保会計でも申し上げておりますが、丁寧に御連絡を差し上げて、事情をお聞きしているところでございます。市の聞き取りによって、納付約束等をしていただけた方、また近日中に少し納付しますというような方は除外させていただくように、積極的にお話を聞く機会を税務課と連携しながら行っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

山科春美委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第74号令和4年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第74号について、原案のとおり認定することに賛成の委員は賛成のボタンを、反対の委員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

山科春美委員長 ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山科春美委員長 それでは、投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成16票、反対1票。賛成多数であります。よって、議案第74号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第75号令和4年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

山科春美委員長 次に、議案第75号令和4年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本件について、質疑ありませんか。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 水質検査業務について伺います。

資料は、決算審査意見書の上下水道事業会計部分、12ページが一番下の段になります。こちらで「安全で安心な水道水を」という結びとなっております。

会計の決算書につきましては、26ページの支出の1款1項1目の16節委託料になります。こちらで水質検査業務委託料外とありますけれども、具体的にどのような水質検査をされているか、教えていただきたいと思えます。

矢作宏幸上下水道課長 委員長、矢作宏幸。

山科春美委員長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 新庄市の水道の水質検査につきましては、民間委託をしております水道末端の毎日検査から始まりまして、1か月の水質検査、3か月の水質検査及び51項目の水質基準の全項目の検査という形で年1回行っているところです。

あと、大部分を県の県水受水最上広域水道か

ら受水しているわけですが、県水のほうでも同様に水質基準の検査の方法にのっとって行っているところです。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

山科春美委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） その検査の結果、特に問題はないという結果が毎回出ていますでしょうか。

矢作宏幸上下水道課長 委員長、矢作宏幸。

山科春美委員長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 県企業局の水質検査の結果、あと新庄市では自己水源として畑地区の浄水場、あとは水道の補水として地下水の水質検査もしておりますが、いずれも水質基準を満たしております。

以上です。（「終わります」の声あり）

山科春美委員長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 決算の10ページの2の（1）現金預金、8億4,843万円あります。さらに37ページに企業債の未償還残高が載っています。これの一番下を見ますと、合計で5億7,433万円でした。現金預金が8億円以上あるわけで、企業債の未償還残高は全部返せる金額だと見えています。今後の見通しはどのような経営を考えておられるでしょうか。

山科春美委員長 暫時休憩いたします。

午後4時40分 休憩

午後4時41分 開議

山科春美委員長 休憩を解いて再開いたします。

矢作宏幸上下水道課長 委員長、矢作宏幸。

山科春美委員長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 企業債の残高ですが、先ほど委員からお話がありましたように、令和4

年度末で5億7,400万円ほどございます。現在の計画でいきますと、令和11年度に返済が終了する予定となっております。この計画に倣って順次償還のほうは進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） そこに4%などという利息がついているわけです。それを償還というか、借金返済のことに関しては、繰上償還というか、そういうことも認めるみたいなことはよく約束に書いてあるわけです。それを使って繰上償還してしまえば、利息払いが減って、経営としては大変また明るくなると思うんですけども、どうですか。

矢作宏幸上下水道課長 委員長、矢作宏幸。

山科春美委員長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 一括して償還というようなことも当然考えられるわけですが、貸付先のほうとしても利息の部分は当然毎年計算されているわけです。それを一括で支払うことによって、相手方の不利益も当然発生するわけですので、その部分を補償しなければならないというような部分が残ってしまいます。

また、現金預金を使って一括で返済した場合、よく資金的収支の中で毎年度水道管の工事を進めているわけですが、補填財源として損益勘定留保資金というようなことが現金預金の中にほぼ入っているんですが、それを補填財源として使って運用しているところです。仮に現金預金がなくなってしまうと、それこそ企業債を借りて、お金を借りて工事をしなければならないということも当然考えられますので、現在一括の企業債の償還ということは考えておりません。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山科春美委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） そういうことで、貯金と借金とを見ると貯金のほうがあるという、大変職員の皆さんの努力でこういうふうに黒字をつくっている、市民の宝だと思います。

もともとはやはり水道代を払ってくれた市民のものでもあるような気がいたします。そういう意味で、水道料金を少しでも下げて、使いやすという、皆さんが喜ぶような、この物価高の中で下がるものはない状況ですから、少しでも抑えて、下げてあげれば喜ぶだろうなあというのが目に見えるわけですが、そういった考えなどはどうでしょうか。

矢作宏幸上下水道課長 委員長、矢作宏幸。

山科春美委員長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 水道料金につきましては、利用される皆さんから負担をいただいて、私も水道事業を運営、経営しているわけです。

そういった中で、決算の意見書のほうにもちょっと資料として載っているところですが、毎年度給水収益が落ち込んでいる現状です。昨年度と比較しますと、収益では約2,000万円ほど落ち込んでおります。逆に費用のほうにつきましては1,000万円弱増加している中、何とか現在この物価高騰の中、我々水道事業につきましても厳しい経営の中で運営、経営をしているところですので、そのようなところを御理解いただきたいと思います。

なお、引き続き経営努力を重ねていって、現在の料金体系を少しでも維持していきたいというふうに思っているところですので、よろしく願いいたします。

山科春美委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山科春美委員長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第75号令和4年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

議案第76号令和4年度新庄市下水事業会計決算の認定について

山科春美委員長 次に、議案第76号令和4年度新庄市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件について、質疑ありませんか。

3 番(今田浩徳委員) 委員長、今田浩徳。

山科春美委員長 今田浩徳委員。

3 番(今田浩徳委員) それでは、上下水道事業会計決算書の72ページのところからお伺いしたいと思います。

今、時代の変革もありまして、肥料や農業資材の高騰等も加味いたしまして、汚泥処理の見直しが昨今言われております。当市におかれましては、今5社のところに汚泥処理を委託しております。金額もいろいろありますけれども、この5社の汚泥処理に関するところで、新庄市がお願いしている処理量、また、この5社で処

理された最終的なその結果、例えば肥料になったとか、そのまま焼却処分したとかという、そういう最終的なこの会社での処分内容について、まずお伺いいたします。

矢作宏幸上下水道課長 委員長、矢作宏幸。

山科春美委員長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 現在、下水道事業のほうで汚泥処分を行っている事業所は4つで、5つと言った中の1つは運搬でした。この4つの処分先につきましては、県内3か所、県外1か所となっています。

4か所で処分しました汚泥量としましては、令和4年度、1,640トンになります。

そのうち、2か所について有効利用というような形で、1つは建設資材用の材料として、もう一つは堆肥用というような形でしております。合わせて980トンとなっております。個々の内訳については、大変申し訳ないんですがちょっと資料を持ってきておりません。

以上です。

山科春美委員長 会議時間は午後5時までとなっておりますが、時間の延長が必要と思われます。そこで、審査が終了するまで時間を延長いたしますので、御了承願います。

3 番(今田浩徳委員) 委員長、今田浩徳。

山科春美委員長 今田浩徳委員。

3 番(今田浩徳委員) 冒頭申しましたが、今非常に肥料等の資材高騰で汚泥が見直されているというところで、様々な自治体で、会社を通してですけれども取組をしている事例もだんだん出てきております。

それで、今建設資材であったり様々なところで使うこの2社の例をいただきましたけれども、そういうところで当市への例えば還元、それを戻してこちらのほうで利用できる機会の創出であったり、もしくは当然市内でそういうところへ取り組む会社が出てくることへの期待とか、そういうことも含め、この令和4年の中での検

討であったり、そういう話はしながら進めていたのでしょうか。

矢作宏幸上下水道課長 委員長、矢作宏幸。

山科春美委員長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 ちょっと過去の話からなるろうかと思うんですが、平成29年度までは浄化センターの道路向かいにあるバイオソリッドエナジーという処分会社のほうで汚泥を全量処分しておりました。最上郡内のほとんどもそこに搬出していたと思っております。そういった中で、平成30年度早々、4月に急遽設備の故障等が発生して操業が停止となり、現在、令和5年になりましたが、現在に至っているところでした。

そういった中で、急遽汚泥処分先を探さなければならぬという中で、現在4社、県内外に搬出しているところですが、約6割ほどが有効利用、先ほど言ったように建設資材用と堆肥用という形で、約6割有効利用しているところです。

その有効利用された堆肥なり建設資材なりは、処分先のところでまた様々な流通等があると思いますので、この場でちょっとはっきりしたことは言えませんが、そのような形で巡り巡って来ているものだというふうには思っていました。

あと、県内の各自治体の取組としましては、山形市であるとか鶴岡市などが先進的なところで、コンポスト化、あとはバイオガスとか、様々やっているところです。今後そういうようなところも視察研修などに行き、様々勉強していきたいというふうに思っているところです。

以上です。

3 番（今田浩徳委員） 委員長、今田浩徳。

山科春美委員長 今田浩徳委員。

3 番（今田浩徳委員） 当市でもバイオソリッドエナジーというところで泥炭を生産してというところで、今非常に残念な状況にあるんです

けれども、一つはやはりその再開のめどとかも多少は、当然相手方の会社との話ということにもなると思うんですけども、非常に今そういう材料ができる状況にあるので、その修繕を含めたところでのそういう可能性の話はいは何度か持たれてというか、その再開に向けての話はいはどうだったのでしょうか。

矢作宏幸上下水道課長 委員長、矢作宏幸。

山科春美委員長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 ちょっと私の説明が足りない部分があって、申し訳なかったです。

バイオソリッドエナジー社では、平成29年度までは下水汚泥を原料とした固形燃料、燃料ペレットなどを生成、販売していたわけですが、先ほど言ったように設備の故障で操業停止になっているところです。

その後、年に二度ほどですが、代表取締役の方と今後の方向性について打合せなどをさせていただいているところです。

代表の考えとしましては、汚泥など有機廃棄物を原料とした、これまでとはちょっと違う形の固形燃料を生成する取組を考えてはいるということなんです、具体的にいつからということまではまだ明確にはできないというようなことを言われているところです。

以上です。

3 番（今田浩徳委員） 委員長、今田浩徳。

山科春美委員長 今田浩徳委員。

3 番（今田浩徳委員） 相手方は前向きなところで検討しているというお話を伺いましたので、そこはしっかりと進めていただけたらいいのかと思います。

あと、先ほど来、様々な形でこの地に戻ってきている可能性のあるそういう汚泥処理物というふうに考えますと、やはり幾らかでも、そういう農業者の方々の立場で言えば、今土壌改良材であったり肥料の微量材を含むという、すごくいい結果が出ている、そういう汚泥でもある

ようですので、ぜひそこは今後そういう肥料を
土壌改良材としてやっている、そういう会社で
あったり、そういうところとコンタクトを取っ
ていただきながら、なるべくそういうところで
我々の汚泥を有効活用できるような形に取り組
んでいけたらいいのかなと思いますので、やは
りそこら辺の検討をぜひというか、相手方があ
っての話だとは思うんですけれども、そこら辺
をぜひ調査研究というか、その契約まで含め
て、そういう考えはいかがでしょうか。

矢作宏幸上下水道課長 委員長、矢作宏幸。

山科春美委員長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 ありがとうございます。

今委員がおっしゃるとおり、今後発生する汚泥
につきましては、少しずつ有効利用率を向上さ
せていきまして、現在、令和7年度までには
90%近くまで達成しようというような目標を立
てている中で取り組んでいるところです。そう
いった中で、汚泥受入先につきましても当然な
がら有効利用できる会社のほうへ搬出していき
たいというふうに思っています。

また、自前で例えば汚泥処理をする、山形市
なり鶴岡市などを参考にできればいいのかもし
れませんが、現在まだそこまで検討に入ってい
る段階にはありませんが、今後費用対効果など
も見つつ、研究していければいいなというふう
に思っているところですので、よろしく願い
します。

3 番（今田浩徳委員） 委員長、今田浩徳。

山科春美委員長 今田浩徳委員。

3 番（今田浩徳委員） 本当に向かいにはバイ
オソリッドエナジーという有効活用ができる会
社もありますので、ぜひ検討していただいて、
よりよい結果を求めたいと思います。どうぞよ
ろしく願います。

以上で終わります。

山科春美委員長 ほかにありませんか。

1 8 番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山科春美委員長 小嶋富弥委員。

1 8 番（小嶋富弥委員） 大変時間が押している
ところ、申し訳ございません。

令和4年度の決算書の64ページなんですけれ
ども、この業務状況と工事状況を見ますと、工
事状況は本宮、荒小屋、北新町、トウメキ地区
における布設工事をして、約914メートルにな
ったとありますけれども、これはこれで大変結
構なこと、やっぱり下水道事業は快適な市民
生活を送る社会資本の仕事だと思うんですけれ
ども、実は都市計画税を払っていますけれども、
「何で俺んどこさ来ねんだべ」と言う単純な、
地域の方々がおるんですけれども、そういった
ものは下水道課のほうに行っていないか。そ
ういう、「私のところに引っ張ってけろや。な
して来ねえだべ」という、そういう要件はあり
ませんか。

矢作宏幸上下水道課長 委員長、矢作宏幸。

山科春美委員長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 今委員から言われたよう
に、都市計画税を払っているので早くというよ
うなことは特にはないんですが、ただ生活、例
えば周辺の側溝の整備があまり整っていないの
で、早く下水道をつなげたいから、いつ頃来る
んでしょうかとかというような質問はよくいた
だくところです。

以上です。

1 8 番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山科春美委員長 小嶋富弥委員。

1 8 番（小嶋富弥委員） 直接そういう意見が行政
のほうに行ったか行かないか、結構私どもにも
来るんです、「何とかなんねが」と。だから、
その場合の対応を、対応ですよ、どのようにお
考えになっているかなあと。もちろん幹線が優
先するので、枝の部分的なものになると思うん
だけども、そういった場合のやっぱり受皿の
対応というのはどのようにお考えになるか、お
聞きしたいと思います。

矢作宏幸上下水道課長 委員長、矢作宏幸。

山科春美委員長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 一般的な話になろうかと思うんですが、公共下水道の整備手法としましては、面的整備といまして、幹線の下水道を埋設した後、枝の部分の道路を整備していきまして、最終的には面で下水道整備を整えていきましようというふうな考えでございました。

そういった中で、市道とか公道であれば問題はなく整備を進められるんですが、例えば私道路とかの場合などは、どうしても制約といえますか、土地の所有者の同意であるとか、あと区分地上権の設定などもちょっとありまして、そういうところが整備ば工事に入っていくという形になります。そういうようなことがちょっと時間がかかってしまって、ちょっと遅れているといえますか、ちょっと抜けている部分があるかあったとすればそういうような理由なのかなというふうに思っているところです。

以上です。

18番(小嶋富弥委員) 委員長、小嶋富弥。

山科春美委員長 小嶋富弥委員。

18番(小嶋富弥委員) 分かりました。

要件がないから、何とかという、そういう悩みもあるわけですね。用途、面積から外れて、ならなかったという地域もあると思うんです。もちろん埋設してつなげなければ、やっぱり費用対効果という部分はあるんだけど、そういう地域住民の方々から要請とかがあった場合には、丁寧な説明というか、そういった場合はきちっと受けていただいて、納得するような説明はしていただけるんでしょうか、できないんでしょうか。お願いします。

矢作宏幸上下水道課長 委員長、矢作宏幸。

山科春美委員長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 下水道の整備状況といえますか、その辺の事情もいろいろあるかと思うんですが、例えば下水道がすぐ入っていける

地区であるならば、当然お金もかかる部分でありますので、時期的な部分だとか、その辺のところについては依頼されたお客様のほうへは丁寧な説明をして、御理解をいただけるように進めていきたいというふうに思っておりますし、これまでもそのような形で対応してきたというふうに思っているところです。

以上です。

18番(小嶋富弥委員) 委員長、小嶋富弥。

山科春美委員長 小嶋富弥委員。

18番(小嶋富弥委員) やっぱり新庄市民ひとしく、やっぱり都市計画税も払っていて、そういうのがあるわけですので、行政としても丁寧に意を酌んで、計画からちょっと外れるかもしれないけれども、そういうニーズを取り入れていくことを、地域住民から要請があった場合、丁寧な扱いをお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

矢作宏幸上下水道課長 委員長、矢作宏幸。

山科春美委員長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 住民の方とよく話し合いを行いまして、それで双方納得いくように、解決といえますか、前向きに事を進めていきたいというふうに思います。

以上です。(「ありがとうございます。終わります」の声あり)

山科春美委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第76号令和4年度新庄市下水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山科春美委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

閉 議

山科春美委員長 以上をもちまして、本決算特別委員会に付託されました全ての案件について審査を終了いたしました。

ここで、決算特別委員長として御挨拶申し上げます。

令和4年度決算の認定等7件の審査につきましては、不慣れな議事進行にもかかわらず、各委員の活発な質疑の下に審査を終了することができました。委員の皆様、執行部の皆様の御協力に感謝申し上げます。

執行部におかれましては、本委員会において出された意見等につきまして、十分精査され、今後の市政運営、行財政運営、事務事業の執行に最大限生かされるよう要望いたします。

それでは、これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後5時06分 閉議

決算特別委員会委員長 山 科 春 美